

21871



加藤政之助著

立業政策

東京博文館藏版

明治  
42 9 20  
内交



Handwritten text in a rectangular box, likely a calligraphic inscription or a list of names. The characters are arranged in vertical columns, reading from right to left. The text is highly stylized and difficult to decipher due to the high contrast and graininess of the image. The characters appear to be in a cursive or semi-cursive style, possibly representing names or titles. The box is located in the lower right quadrant of the page.



# 産業政策目次

第一章	總論	一
第二章	日本の地形及富源	一〇
第三章	個人主義及國家主義	一五
第四章	關稅政策	一九
附從價稅及從量稅ノ得失並ニ關稅法改正ノ手續		
第五章	教育方針	二五
第六章	發明品獎勵所	三三
第七章	人口の増加及都會住民激增の弊	四三
第八章	稅法の整理	五〇

目次

明治  
42 9 20  
内交



第九章 内地生産品使用奨励……………二二五

第十章 産業組合及中央銀行……………二二七

第十一章 貿易の關係附調査員派遣……………二三六

第十二章 國有鐵道の運用及延長……………二五九

第十三章 河川及港灣の修築……………二七九

第十四章 直賣買市場……………二八三

第十五章 物價騰貴即ち正貨下落……………二八六

第十六章 農業政策……………二九〇

第十七章 貧富の懸隔……………二九六

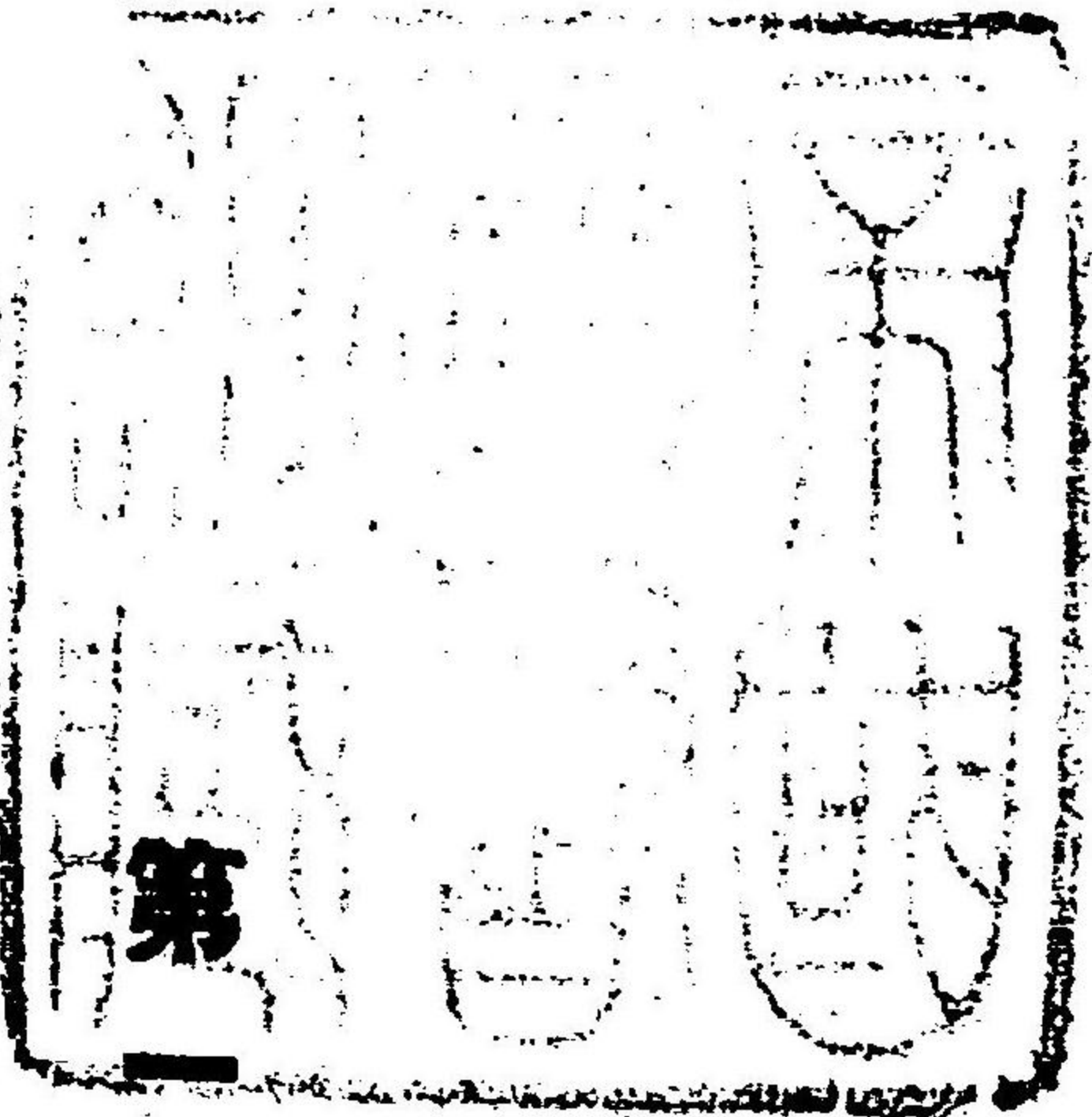
第十八章 結論……………三〇九

目次終

# 産業政策

加藤政之助著

## 第一章 總論



眼光を放て世界列國興亡の事蹟を回顧せよ、北米合衆國は、百有餘年前に於ては、點  
 點各州に散在せる幽微の殖民團に過ぎず、然るに今や千五百億圓の富を積み、毎年二  
 百數十億圓の收得を有し、布哇に、比律賓に及、キエバに、其領土を擴充し、大に海陸の軍  
 備を張り、貿易に於ても又武力に於ても、世界の列強國をして震駭せしむるの實力を  
 示しつつあるにあらず乎、又獨逸國は、五六十年前に在りては商工業の見るに足るべ  
 きものなく、僅かに耕作牧畜を業とせる貧弱の聯邦に過ぎず、然るに今や造船製鐵の



業は、英を凌駕し、産業大に興り、国力年毎に増殖し、陸軍は佛を壓し、海軍亦英に競はんとし、英國民の心膽をして寒からしめんとするの勢あり、米獨の二國が、近く世運隆々富強の域に達し、世界列國の間に優位を争ふに至れる所以のもの、抑も何等の原因に依る乎、曾て其富は世界に冠たり、其領土は五大洲に跨り、領内日の没する時なく、其製造品は列國民の需用に供し、全世界の工場なりと跨れるの英國民が、米獨近時の發達に對して、通商上軍備上に於て、恐怖の念を喚起し、戦々兢々安堵の思を爲す能はざるの運命に陥れる所以のもの、抑も亦何故なる乎。

古き列國盛衰の歴史は、措て問はず、近く此三國盛衰の因を研究するは頗る興味ある問題なるのみならず、進んで其發展せる先例を應用するは、我々國民の職として任すべき重大責務なるを信ず、此問題の研究は、暫く後段に譲るも、我々國民は、近く米獨の兩國が、旭日昇天の隆運に向へると、英國が、老朽停滯の運命に傾るとを、目撃するに及びては、國運循環の急潮實に驚歎に堪へざるものあり。

苟も生を天に稟け、此世界に國を立るの人民は、片時も國運の消長を度外視するを許さず、父祖の財産を繼承して、飽食暖衣何事をも爲さず、逸樂に耽りて、醉生夢死する

の徒は、國家の寄生蟲にして、國家に取りては、害ありて益なし、吾人は其生存すること希はず、寧ろ一日も早く其消失せんことを希はざるを得ず、故に人生の義務を果さんと欲するものは、身體氣力の續く限り、智識經驗の有ん限りを盡して、在朝の人も又在野の人も、各自適所に活動して、國運の發展に資するは、吾人國民の天職なり、否な、吾人が祖先に對するの責任なり、有名なる「コルベルト」は云へり、國家の有する最貴重品は、其人民の勞働なりと、「ギッド」は又云へり、人生の必要物は、手足身體の活動に依りて、生産せられざる物なく、此勞働を指揮する爲には、學力と智力とは極めて必要なり、殊に團體的の勞働には、智識ある指揮者を要す、然らざれば、勞働は動もすれば無効に屬す」と、此兩者の言は、興亡盛衰の急潮なる現世界に在りては、我々國民たるもの脊々服膺、居常心頭に置きて、體力及氣力ある者は、其全力を盡して、勞働し、智識經驗ある者も亦其全力を盡して、勞働を指揮し、産業を發達して、國運の隆昌を期せざるべからず。

幸か、將不幸か、我國は、絶東の孤島に位し、開關以來鎖國主義を繼續し、世界列國との交渉稀に、産業に、兵事に、相互競争することを免れたるも、一旦開國の事定まり、世界的關係の端緒を開きてより以來、第一我國は、生産競争の舞臺に立ち、通商貿易上輸贏を



争ふの已むべからざるに會す、國民にして先見の明あらば、此時に當りて、早く既に國是を定め、一絲亂れず着々之を遂行して、大に生産事業を振興し、獨の如く、又米の如く、官民一致全力を國富の増殖に致さるべからざりしなり、然るに時の政府も、國民も、其言餘ありて、其力足らず、一時彌縫の計に急にして、前途の大計を確立するに至らず、或は通商條約の失敗の爲に、或は産業政策の失當の爲に、或は財政紊亂の結果の爲に、或は經濟界の指導其宜きを得ざるが爲に、常に産業の發達を阻止し、貿易上不利益の位置に立ち、軍備教育等の發達せる割合に比して、富殖の程度は遙に其後に落ち、人民は富ますして、獨り國費は膨脹し、富力の一點に於ては、到底英米獨佛の諸國に伍すべくもあらず、是れ吾人が過去に於て無限の憾を遺せる所なりき。

近く我國は、日清日露の兩大戰を経たるも、幸に前後ともに大捷を制して、列強國を驚動し、威武を世界に發揚し、領域は南北に擴大して、一等國の列に伍す、是れ我國前古未曾有の盛事にして、國民の均しく狂喜せる所なり、而かも戦後の今日、靜に國家の現狀を熟視し、前途の運命を推考すれば、轉た憂患に堪へざるの事項一にして、足らず、二十億に垂んとする軍費を消耗せるの結果、列強國に對して、十二億圓前後の債務を負

ひ滿洲に、朝鮮に、樺太に露清の二大國と其境を接し、國家の位置の高まると共に、外交上各種の複雑なる義務と關係とを生じ、國費は俄然膨脹して六億有餘萬圓の巨額に達したり、然るに經濟界の振興、否な生産の發達は、之に伴はず、國庫は窮乏を告げ、經濟界は沈衰に陥り、納稅者は苛政を訴へ、延て軍備縮少及廢稅の叫は、政界の一部に反響するに及ぶ、現首相桂侯爵亦深く茲に省る所あり、二十五議會の豫算案に於て、財政の整理に着手し、若干の國費を削減して、公債償還の元資に充て、之が元利償還の方法を確立したりと雖も、是れ僅に時勢の要求の一小部分を遂行せるに止る事業、沈衰、國費節約、租稅廢減、軍備過大の叫は、依然として政界の一部に反響す、思ふに政府當局者にして、英斷事に臨まば、尙ほ此上に多少の節約は之れを行ふことを得ん、其餘資を利用すると同時に、稅制の整理其法を得ば、幾分苛稅の廢減は之を爲すことを得ん、然れども要するに、是れ一時的糊塗の計に過ぎず、此種の政策は之を斷行せば、目前に當事者を慰安して、多少不滿の聲を鎮靜することを得べきも、未だ以て我國前途の隆運を招致すべき根本政策とは云ふべからず。

今我國現在の位地を基礎として、世界の氣勢を察するに、我國の威信と名譽とを失



墜することなく、世界列強の間に游泳せんと欲せば、此際に於て現存せる軍備を縮小するが如きは、到底不可能の事に屬す、然り、此上軍費に大節減を加ふるの望なきのみならず、外交機關の擴張、其他國家の進運に伴ふべき諸般の設備等、前途幾分の増費を要するは必至の勢なり、余輩は前英國大藏大臣「ゴツシエン」の一言を引用して、之を證せんとす、其言に曰く、「近時英國政費膨脹の經歷を回顧せよ、政治家は何れの時代に於ても政費の膨脹を非難するを以て常套語と爲す、而かも政費は連年膨脹して底止する所を知らず、保守黨政柄を取るも自由黨政權を握るも、曾て政費の減少せることありや、余は未だ曾て其實例を見ず」と、以て見るべし、租税の輕減と、國家事業の發展とは兩立せざるものなることを、果して然る乎、此際假令當局者が大英斷を下して、若干の政費を節約するも、其額少數に止り、到底論者の所謂る民力休養の實効を奏するの程度には達せず、況んや國運發展の前途増費の避くべからざること、彼れが如しとせば、我國今日に處するの道は、徒に目前些末の紛争を避け、政府も、各政派も、又國民も、互に其意趣を疏通して固執する所なく、目下能ふ限り財政の整理を行ひ、能ふ限り弊政の矯正に努め、首として前途國運發展の大計を定むるを急とす、國運發展の大計如何、

曰く國力を増殖する是なり、國力にして増進せば、之と同時に國民個人の收入も亦増加すべきは論を俟たず、増加せるの收入を以て、國費の増徴に應ず、何の苦か之あらん之に反して國力減退せん乎、假令租税は若干の輕減を受るも、國民は却て其苦痛に堪へざる所あるを信ず、是れ余が時勢の許さざる國費節減の論争の爲に我國の官民が徒に歲月を浪費するの愚なるを信じ、此論争をば或程度に止め、全力を國富の増殖に致さんことを要望する所以なり。

國富増殖の一事は、戦後我國の官民が、異口同音に唱道せる抽象的題目なり、恐くは何人も此題目に對しては異論なかるべし、但し其方法に至りては政府の當局者も政治家も、學者論客も、又新聞雜誌記者も、一事一物に付て時々區々の議論を吐露し、若くは其大體に付て理想を公言せることは之あり、未だ我國の現在の事實を基礎として全般の産業政策を講究せるものあるを聞かず、余輩の期する所は即ち此現存の事實を基礎とし、學理と經驗とを應用し、以て産業政策を講究し、國富増殖の國是を定めて、獨の如く、又た米の如く、連綿遂行内は富源を開發し、外は貿易を振興せんとするに在り。



茲に學理を應用するの必要を説けば、人或は系統的統一組織の學制に依り、國民中より學理の蘊奥を極めたる多數の大學者を出すを以て、急要とするが如く速断するものなきを保すべからずと雖も、今余輩の云はんと欲する所は、此種大學者の養成を急とするにあらず、實際的に學理を應用するを主とするに在り、殊に生産を支配するの學問、即ち經濟學は、數學及化學等の如く一定不變の法則あり、其法則の適用を誤らざる限り、何れの場合に於ても同一の結果を生ずべきものにあらざる。經濟學の領域は日進月歩變轉極りなき人類の動作に關聯せる學問なり、其適用すべき事物既に變轉進化す、假令經濟學に數學及化學の如く一定不動の原則あるも、其之を應用して同一の結果を見るは、事甚だ至難に屬す。況んや「コムト」が經濟學は、他の文明的學問中より分離して獨立の科學と爲すの資格なしと云へ、又「カアライル」が經濟學を稱して、ジスマールサイアンス即ち物足らぬ學問と云ひたるが如く、確實不動の法則なき學問なるに於ておや、現に經濟學中の二大學派、即ち世界的經濟學派及國民的經濟學派の所論は、各一理あれども、此學説は、何れの國何れの場合に於ても、之を應用して均しく國富の増殖を期し得べきにあらず、否な、經濟學其物が、進化學及生物學と同じく、文明

の進歩に伴ふて進化すべき範圍内に屬するものなる以上は、先づ其國現今の事物を基礎として之に適應すべき學理經驗を應用するにあざれば、良好の結果を得べきものにあらざる。其狀恰も醫家が人の身體及病狀を視察して、然る後投藥の種類及分量を定むるに似たり。

現在我國にも、大學を出たる内外の博士學士其數少きにあらず、政治經濟の學理を研究せる一點に於ては、甚しく英獨米の三國に譲らず、而かも我國現在の事物を診斷し、適切に學理經驗を應用するの一段に至りては、其及ばざること遠し、其然る所以を察するに、此種の博士及學士は事物の實況に通曉せず、机上學理を談するの缺點あり、實務家は學理に通せず、適切な政策を確立するの見識を有せざるの缺點あり、此二大缺點の存するが爲に我國今日の事情は産業政策を確立して前途國運の發展を期せざるべからざるの急を告ぐるに關せず、政治家も、學者も、又國民も、一時的彌縫の計に嵬靨とし、將來永遠の國是と爲すべき産業政策を確立して、獨米に學ぶ能はざる所以ならん乎、多年財政經濟の書を繙き、多少此方面の智識を有し、兼ねて又多年實際的國事に參與せるの余輩、特に此感なき能はず。



從來余輩が好んで財政經濟の書を読みたるは、其目的とする所の他の博士及學士の如く學理の蘊奥を極めて其智識を普及し國家に光彩を副んとせるにあらざる能ふべくんば此學理を實務上に應用し、幾分にも國家を補益せんと欲する在りたり、今過去に於て經驗せる實際的の事物を基礎とし、從來自己の修得せる學理を應用し、以て我國の産業政策を講究し、將來の國是を定むるの参考に資するは、時勢の要求に應じ兼ねて又從來の目的を遂行する所以なるを信じ、茲に此産業政策の著述を爲さんことを決定せり。

## 第二章 日本の地形及富源

我國將來の産業政策を確立せんと欲せば、先づ之が基礎と爲るべき地形及富源を明にし、我國の地形は、果して産業振興に便利を與ふる所多き乎、又將不便利を及ぼす所多き乎、我國の富源は、果して豊に産業開發の資料を供給するに足る乎、又將産業開發の資料を供給するに足らざる乎等の問題を解決するは、當然の順序なるを信ず、此資源の豊富及此地形の便利にして獨米に譲る所なくんば、我國國民は將來産業を開

發して、彼等と國力を争ふの望、多大なれども、此資源の豊富及此の地形の便利にして獨米に譲る所あらば、將來産業を開發して、彼等と國力を争ふの望、少きに至るべければなり、余輩の研究する所に依れば、我國は地形に於て又資源に於て、將來産業の開發上便利を感ずる所、獨米に譲る所なきを見る、我國の地形は、四面環海、南北に長く東西に短く、何れの地も二三十里にして、海岸に達せざる所なく、凹凸天然の良港に富み、少しく修築を加ふれば、尙ほ貨物の積卸に適するの小港は、全國到處に散見す、此點に於ては良港に乏しき獨逸に優る所あるは、勿論、米國に比するも、尙ほ毫も遜色なきを信ず、唯異なる所は、彼れは巨資を投じ、人工を加へて、運搬の便を計れるに反し、我は資金を投じ、人工を加ふるに吝なるの別あるのみ、我國の氣候は、温暖にして四季和順、世界中多く其比を見ざる所なれども、獨逸は寒氣の凜烈なるのみならず、今其期間亦た長く、勞働及生活上不便不快の點多きは、疑を容れず、米國の氣候は、我に酷似する部分多きも、面積廣袤の大なる丈、氣候の惡しき部分も亦少からず、土地肥沃にして、植物禾穀の豊熟するは、獨逸に比して數層の上に在るは、勿論、米國に比して、毫も劣る所あるを見ず、又我國は石炭木材の如き天産物に富む、殊に石炭の如きは、其品質獨逸産に優



る所あるのみならず産出地は概ね海岸の近距離に在り、海岸を距る二三百哩なる獨逸の産出地に比すれば其便否固より同日の論にあらず。

人口増加の割合の多少は、國富の増殖に多大の關係あることは、近時經濟學者の唱導する所にして、或學者の如きは、人民の勞働を以て國家の最貴重品なりと云ひ、人口の多少を以て、直に富の多少を算出すべき一項目に加へんとせり、故に今國家生産力の多少をトせんとするに當りては、人口増加の割合は、之を度外視することを得ず、米國の人口は千八百九十年より千九百年に至る十年間に於て、千三百餘萬人、即ち二割餘を増加せるも、其中外國より移住（出稼者を含む）せる者六分弱を占むれば、純粹の増加率は一割四分強、即九百餘萬にして、毎年平均九十萬人を増加せるに止る、又獨逸の人口は毎年平均九十萬人、即ち一割二分強を増加せるに過ぎざるも、別に同國人にして海外に在住する者、約三千萬人あり、毎年四十五萬人を増加しつゝ、あれば、獨逸人種の増加は毎年百三十五萬を以て算すべく、現に獨逸の人口は、百年後に至らば二億萬に達すべしと公言する者あり、世界中人口増加の割合最も多きは獨逸に及ぶ所あるを見ず、然るに我國人口の増加は、近き數年間毎年五十萬乃至七十萬平均一割四分

の間在り、獨米の二國に比すれば、幾分か其割合劣る所なきに非ずと雖とも、其差僅に二三分の間在り、要するに我國は地形、港灣、氣候、産物、其他産業開發に要する資料に於て、獨米兩國に比するに、優る所あるも決して劣る所あるを見ず、我國既に此天賦の優位を占む、人爲に屬する行動にして、彼等に譲らざる限りは、生産業の發達上其後に落つることなく、國富増殖の優越を争ふ能はざるの理あるべからず。

果して然らば、現時我國が生産業の發達に對して、獨米の二國に遜色ある所以のものは、天然の不利其因を爲す所あるにあらず、人爲の行動盡さるる所あるに原因するや疑ふべからず、是に至りて余輩は一步を進めて産業政策の本問題に入るに先ち、尙は一考を要すべき重要問題に逢着せり、即ち我國の體格、氣力及智能の發動、米獨兩國民と並馳することを得べきや否是なり、米國民が起業心に富み、冒險不屈大業を企畫して能く成功の彼岸に達するが如き、獨逸人が國家主義を奉じて、社會公益の前に、は個人の利益を犠牲とするを辭せず、時の法律時の政府に従順にして、中央も地方も一致共同國家の威嚴と利益とを保持するに努むるが如き、我が國民に比して優越せる所なきにあらずと雖とも、是れ等の事は、畢竟教育及訓練の馴致せる所にして、天賦



の特性にはあらず、政府の當局者及先學の士にして努力する所あらば我國民をして彼等の長所を習得せしむこと、決して難きにあらず、但體格の偉大なる一點に至りては、彼等の一頭地を抜くは明白の事實なれども、事に當りて機敏俗に云ふ「小手のきく」動作は、到底彼等の企及する所にあらず、彼我ともに一長一短はあるに相違なきも要するに精神、氣力及智能の發動に於ては、概して劣る所なしと斷言するも、決して不當の判斷にあらざるべし。

若し夫れ單に産業方面に對する彼我勞働の效力を比較し來れば、歐米兩大洲の列國には、勞働者間に同盟罷工大に流行し、勞働時間の短縮及賃錢の強請等、當業者を苦むるの行爲あるに反し、我國の勞働者は、未だ甚しく此弊に感染せず、彼等は柔順能く其勞役に服し、生活の程度は數層の下位に在りて、其費す所少きが故に、其賃錢も亦從つて低く、諸官衙大工場諸會社等を除けば、日曜の休業もなく、一日十時間以上の勞働敢て之を意とせず、勤勉其業に勵むの風あり、獨米に比して産業の發展上大に便する所あるや論を俟たず。

### 第三章 個人主義及國家主義

上に 皇帝ありて其國を統御し給ひ、政府叡慮を奉じて其民を監督するに當りては、其間必らず一定の方針あるを要す、余輩先進國の例を案するに其方針を大別して、二とす、一に曰く政府の職責を狹義に解釋し、害惡の防制を主として、國民を監督し若くは保安の責任を取るの範圍に限り、其他の事項は概ね個人の自由競争に放任するなり、之を名けて消極無干渉の個人主義と云ふ、二に曰く政府の職責を廣義に解釋し、害惡を防制するは勿論、進んで國富増殖の事に干渉し、國民を利導誘掖して、公衆の利益を擧るに努力するなり、之を名けて積極的國家社會主義と云ふ。

英國に於ては、ミル、スミス等の經濟學者、出で、盛に此無干渉個人主義を主張したり、當時世界の文運未だ進まず、列國の競争力微弱にして、經濟上事物の關係極めて單純なりければ、此主義は、獨立思想を有すると兼ねて殖産事業上一頭地を抜ける英國民に取りては、甚しく不利の現象を呈せざりしを以て、此主義は久しからずして、國民多數の賛同を得、同國政府の方針とは爲れり、乃ち英政府の今日標榜する所は、無干渉



放任の個人主義にして、自由貿易制に在り、即ち個人権本位にして、中央及地方の政廳は寧ろ此個人権に従屬するの觀あり、國家は個人を侵犯する能はず、兩者若し利害の衝突することあらん乎、國家は個人に譲らざるを得ざるの慣例なりと云ふも不可なし。

右の如く英國社會の勢力は、寧ろ國家の權力に超越す、故に強大なる保守勢力、即ち強大なる進歩反對は、常に變法進歩に反抗して、其統治を妨害するの傾あり、中央及地方政府は、器械的に其國を管轄保安するに止り、人民を利導又は統治すること能はず、是れ曾て同國が王權を控制したるの結果、延て行政權の運用を阻害するには至れるなり、乃ち英國は多頭を有するも一頭を有せず、多くの意趣を有するも一の意趣を有せず、多數の心あれども、一心なし、英國は自己に反抗する分離的國民と云ふて可なり。

看よ極度の個人主義は、害ありて益なし、チゼルランドの強國は、之が爲に破壊の運命に陥り、ポーランドも、亦其運命を同ふせり、曾て英國の之が爲に旺盛を極めたるは、他に強大なる國民なく、有力なる識者なく、獨り縦横力量を伸ることを得たるに依る、

二十世紀の今日に至りては、他に數箇の強國あり、又多數の識者あり、昔を以て今を律すべからず、現に個人放任の主義を絶叫せる英國學派の經濟法、即ち自由契約の下には自由競争行はれ、賃錢も及物價も總て平準を得べしとの定則は、トラスト又は同盟罷工等の新事實の爲に破碎せられ、自由貿易の下、未來永劫當時の盛運を繼續し得べしと思へる英國の農業は、米獨其他の競争の爲に失敗して、今日の慘狀を呈せり。

獨逸は英國に異りて、堅く國家社會主義を取り、政治の方針は、何事を處するにも總て國家本位にして、個人の權力は、國家及政權に従たり、紀律を嚴守し、國家に柔順なるべしとは、國民の第一義務なり、故に國家及國民は、政治上に於ても、又經濟上に於ても、一身同體恰も一個人の如き凝集的動作を爲すことを得、且個人は何事も己を代表する所の國家に委任するを以て、強大なる反對もなく、又抵抗もなく、比較的容易に國運の發展を成就することを得るの便あり、獨の政府は、中央も又地方も人民に對しては、教ゆべく、規すべく、補助すべく、養成すべく、植ゑべく、耕すべく、摸すべく、政權の許す限りを盡して、諸般の便利を興へ、誘導啓發するを以て其責務とす。

又米國は、政治方針に於ては、英本國と同じく個人放任主義の國なり、但し殖産政策



に於ては、母國と全然反對の方針に出で、極端の保護政策を取れり、然るに近時トラス  
トの如き個人自由主義の弊、漸く新に發現し來りて、國家を荼毒するの實あるを見る  
に及びて、前大統領「ルース、ヴェイルト」以來政府は干渉主義を取るに至れり、此事實は英  
國前大藏大臣ゴッシェン氏も、其著出中に引證せり。

我國は初め英米の二國に學びたるが爲、一面は個人自由主義に感染し、次て又獨逸  
に學びたるが爲、他の一面には國家社會主義を鼓吹するものを生じ、學者も又國民も  
二潮流の間に彷徨し、未だ國論の定る所あるを見ず、從つて政府も、或時は消極的に自  
由放任の政策に傾き、或時は積極的に國家社會政策に傾き、甚しきに至りては同時代  
の政府にして、其一部分は右に向へ、其一部分は左に向へ、吾人をして政府の政策那邊  
に存する乎を疑はしむること往々にして之あり、從ふて國富の増殖上不利益を及ぼ  
す所少しとせず、我國にして産業政策を定め、國家の富源を開發して、獨米の二國と競  
はんと欲せば、深く英獨米三國の實驗に鑑み、斷然其方針を定め、國運の發展に利なら  
ざる消極無干渉の個人主義を排し、國運の發展に便ある積極的國家社會主義を取ら  
ざるべからず、我國今後の政治方針を國家社會主義に定めんと欲せば、舊英國派の論

者は種々反對論を提起するやも知るべからずと、雖も、今や文運進歩して四圍の狀況  
全く昔日と異り、強力なる競争者と多數の識者とは前後左右に通るあり、區々保守的  
の理論は頓着するを須めず、要は事實的に國富の増殖を成功すれば足る、其好例近く  
獨米の二國に在り。

#### 第四章 關稅政策

列強國の經濟史に通ずる者は知らん、政府が其國の産業に對して、保護政策を取る  
と、自由政策を取るとは、其時期と其國情とに依り、國運の盛衰に偉大の影響ありしこ  
とを此二種の政策既に國運の盛衰に重大の關係あるを知る、余輩は先づ此際我國の  
現狀を明にして、保護政策を取るに利ある乎、又自由政策を取るに利ある乎を研究す  
るは極めて必要の問題なるを信ず、殊に通商條約改正の期、目睫の間に逼れる今日に  
在りては、特に其必要なるを信ず、自由貿易とは何ぞ、ミル、スミス、以下英國派經濟學者  
の所謂各國間關稅の胸壁を撤して、有無相通じ、過不足相補ひ、世界的共通の方針を  
取るは經濟の本義にして、貿易の要旨なりと云ふに在り、保護貿易とは何ぞ、リスト以



下獨逸派經濟學者の所謂る列國疆域を限りて、各其國を立る以上は、自國民の獨立富強を基礎として、他國の通商の侵略に備へ、内地の産業を保護し、國富の増殖に便せざるべからずと云ふに在り、余輩の所見に依れば、此兩説とも何れの國何れの時にも適用して好果を收むべき絶對的の眞理にはあらず、時期と事情とに依りては、自由貿易政策を取るを以て便利とする場合あり、時期と事情とに依りては、保護政策を取るを以て利益とする場合あるものと信ず、余輩は其理由を明にせんが爲、左に英獨米佛四ヶ國の實例を引證すべし。

昔者英國は保護貿易政策に依り、國力の増進に資する所ありしは、歴史の證明する所にして、其結果内地の産業發達し、貿易亦着々盛運に向へたるは、疑ふべからざるの事實なり、殊に英國が隆運に躍進せるは、拿破戰役の後に在り、此戰役は歐洲列國を震撼し、何れの國民も産業を休廢して軍事に奔走し、日も亦足らざる慘況を呈せるに反し、英國は海を隔て、對岸に位せるの島嶼なるを以て、此戰亂の渦中に入ることを免れ、平和の間力を産業の開發に致し、大陸より戰亂を避け來れる各種技師職工を利用しければ、紡績紡織の大事業を始め、其他諸般の工業勃然として振起し、貿易は頓に

異數の發展を示せり、即ち千八百十五年に於て四億二千八百七十五萬九千九百六十圓なりし輸出品價は、同四十五年に至りて、十三億四千五百九十九萬一千六百六十圓に登り、千八百十五年に於て二百六十萬千二百七十六噸なりし船積荷物は、同四十五年に至りて六百四萬五千七百十八噸に達し、此三十年間三倍前後の増加を見るに及べり。

實に英國人民は、第十九世紀の半は頃迄は、世界の商人、製造人、運送人、銀行家、器械家を兼ね、世界積荷の三分の二は、英國旗の下に行はれ、世界石炭産出額の三分の二も、亦英國の産出に屬し、歐洲大陸より多き鐵道を所有し、全世界より多量の棉布及鐵を産出したリ、リスト云はずや、英國は即ち世界なり、其富其力は全世界を凌駕すと。

此場合に於て、英國の經濟家及英國の商人は、公言せり、英國經濟上の位置は、到底他國の競争し得べきにあらず、英國品の輸入を防ぐは、彼等の企及し得べきにあらずと、乃ち知る、當時英國人民は、自由の生産力は、他の列國の關稅胸壁より尙ほ強大なりと、確信せることを、國民盡く此盛況に酔へるの時、コブデン、ブライトの徒は疾呼せり、大英國は世界の工場なり、否な永久世界の工場たるべし、關稅の胸壁を撤して、低價の食



物を輸入し、以て工商に便すべしと、於是乎英國は關稅の胸壁を撤し、世界の國民に對して其門戸を開放せり。

余輩の所見に依れば、英國が此時從來の保護政策を一變して、自由貿易主義に轉せらるは時勢の要求に應じたるものにして、當時の國情に適應せる措置なりと云ふに吝ならず、然れども單に此學說を盲信し、時の盛況に醉狂して、極端に走り、全然課稅權を放棄して農業の盛衰を度外視したるは、智慮ある政策とは信せられず、英國の農業は近き三十年間漸次衰運に向へ、農地に放下せる資本家は、偉大の損失を招けり。

クロージェール及ペーカー兩氏の著書に依れば、地價は四分の一に降下し、耕作に放下せる資本の損失は、百億萬圓と稱すれども、事實は之に倍すべく、農業者の數も五十年前に比すれば、其一半を減せり、英國の農業が、此衰狀を呈せるは、自由貿易の結果なることは疑なき事實なれども、同國民の多數は、自由貿易說に心醉して、舊夢未だ醒めず、此國農業の衰微は免るべからざる運命なりとし、自ら慰藉して曰、歐洲の如く、土地の面積狭く、人口稠密の地は、到底農業の利益を收むるに便ならず、北米合衆國及アルゼンチンの如き無限の耕地を有する國と競ふ能はずと、又曰、歐洲列國は同時に農

工兩業の繁昌を期すべからず、其證農業稍繁榮の兆ある佛蘭西及デンマーク等は、工業振はざるに見るべしと、然れども、此言の取るに足らざるは、多言を要せず、獨逸及白耳義の二國に於て、農工の兩業並進んで、繁昌せる事實に徴すべし。

加ふるに英國は、連年輸入超過を示し、過去蓄積の富は債權と爲りて、年々巨額の利を生ずるに拘らず、輸出入差額の仕拂は、稍困難の狀を呈するに至る、英國の輸出は、十八世紀以來振はず、單に世界の製造國たるの望を失ふたるのみならず、外國品の競争特に獨逸品の競争に對して内地の市場を保護せざりべからざるの境遇に逼る現に本年度の豫算に於て、二百有餘萬圓を農業獎勵に放下すと云ふに、あらずや、千八百七十年より千九百二年に至る英國人口一人當りの輸出高を見るに、漸次減少の傾を示せり、其數左の如し。

千八百七十年ヨリ同七十四年迄平均年分	七、七 <sub>五</sub>	八 <sub>五</sub>
千八百八十年ヨリ同八十四年迄	六、一 <sub>二</sub>	〇
千八百八十五年ヨリ八十九年迄	六、三	七
千八百九十年ヨリ九十四年迄	六、二	一〇

【四】 關稅政策



千八百九十五年ヨリ九十九年迄

五、一九、〇

千九百年

六、一七、三

千九百二年

六、一三、三

二四

其總額は二十一億圓乃至二十五億圓の間に在り、故に輸入超過は毎年拾五億以上の多きに登る、英國民は事業の利益に生活せずして、資本の利子に生活すること年既に久し、此の如きの状態は、前途長年月間繼續し得べきものとは思はれず。

獨逸は十九世紀の中半頃迄は貧弱の農國にして、而かも過去數回の戦役の爲に、疲弊し、一の殖民地もなく、良き石炭坑もなく、運送船もなく、沃地に乏しく、氣候不適寒氣凜烈、幾多の小邦に分れ、互に紛争を事とし、内地交通の便なくして商業發達せず、偏武其費に苦み、唯一個の港灣を有せるに過ぎず、轉じて經濟關係の方面を觀察すれば、當時ミルスミス等世界的經濟學派の亞流を汲むの政治家及學者、國內に充滿して、一人の國民經濟を講ずる學者なく一人の保護政策を行はんとする大官なし、此時に當り天獨逸に幸し、フリードリッヒ、リストなる經濟の大家を降下す、リストは既に世人の知る如く廣く自ら世界を周遊し、特に長く英米の二國に滞在して、深く經濟上の事情

を研究し、遂に一種獨得の國民經濟說を唱道し、一國の獨立と威嚴とを保持し、國富を増殖せんが爲には、他に競争ある物産に對して、國家の力に依りて、厚く保護を加へ、關稅の胸壁を楯として、他國品を防禦し、國産を保育するの急務なるを確信し、千八百四十一年以降數回に分ちて國民經濟論を刊行せり、彼れの著書は、實業者の間に歡迎せられたれども、時の政府當局者は、痛く此說を忌避し、百方迫害を受るに及べり、リストは心身疲勞の結果、自說の政府筋に容れられざるに失望し、千八百四十六年十一月自殺を遂げて此世を去れり、而かも眞理は久しからずして、其光明を發し、此書は後年益益世人の尊信する所と爲り、此說に同化する者漸く其數を加へ、獨逸國民の輿論を動すに至る。

千九百七十九年、リストの死後三十三年時の大宰相ビスマルク公リストの學說を是認し、決然起ちて保護政策を實行せり、此時より以來獨逸の生産事業は、漸く活氣を帯びて、發達の氣運に向へり、關稅の收入は、此年一億一千四百七十一萬六千マークに過ぎざりしに、千九百六年に至りては、六億四千三百五十萬五千マークに達し、約六倍の多きを加へたり、之と同時に生産事業は、逐年盛運に向へ、獨逸のランカシア(英の



工業繁昌地の名とも云ふべき、サキソニーに於ては、千八百七十九年より千九百年に至る二十一年間に、其収入額九億五千九百二十二萬二千マールより、二十二億一千四百七十七萬マール、即ち二倍以上に増加せり、今や其収入は約三倍の多きに達せりと傳ふ、尙ほ保護税實行以來發現せる効果の二三を列擧すれば、保護税實施の翌々年、即ち千八百八十一年三月ボン、カルドルフは議會に於て、公言して曰く、千八百七十九年一月鋼及鐵の業に従事せる職工の數は八萬六千九百一人なりしが、同八十一年一月に至りては、九萬八千二百二十二人と爲り、約一割五分を増せり、其賃錢受領額は、五百二十八萬八千五百三十九マールより、六百四十五萬九千六百九十四マールに登り、約二割弱を増せり、ロエウエ又公言して曰ボチャム、及ドルトモンドの兩地に於ては、保護税實施の結果、賃錢は五分乃至一割五分騰貴し、既往一年中數ヶ月間若くは一週三四日間の外、就業することを得ざりしもの、全部其職に就くに至れり、爾來事業繁昌賃錢向上の形勢は、休止する所なく、クルツプの職工賃錢は一日一圓五十錢乃至二圓以上に登れり。

獨逸は、保護政策が右の如く着々好結果を示せるに依り、近く又増率案を議會に提出せり、其演説に曰く、保護税に依り、我國の生産は増加して、就業者の數を加へ賃錢も亦騰貴せり、我鐵道掘削及河川の運送貨物は、其量を増し海運の業は發展し、外國航路は大に我國を利益せり、我國の外國放資も亦其額を加へたり、外國に移住する者は、年其數を減じ、我國の富が著しく増進せることは、有形的事物の進歩及人民殊に職工等の生活に徴すべし、所得其他納税人の増加亦大に之を證すべく、銀行貯蓄及生命保險の増加及上等食糧品の消費額等、孰れも國家の進運に伴ふの結果ならざるはなし云々。

次で千八百九十一年、農産其他の税率引下を條件として、埃、伊、瑞、白、土、露等の諸國と互惠條約を結び、輸出製造品に對する減税の報償を得たり、此條約の結果は、獨逸間の貿易は、大に發達して好成績を示したれども、獨逸間の貿易は、依然不振の状態に在り、當時物價下落農民の轉じて工業界に入る者少からず、地主等は、其因を九十二年の輸入税減率に歸し、保護税の復活を唱道し、國論も亦此說に傾く、其結果千九百一年の關稅改正案と爲る、此案は、税目を九百四十六に細分す、是れ各種の物品に對して、相當の税額を課するの希望と、税率を高下するの利便とに出づ、要は農工兩保護の主義に在



りしも、其主とする所は農に在りたるが如し、是より先き獨逸は、國定稅率を定めて便宜對手國と稅率を協定するの方式を取り、別に最高最低の制限を置かさりし、此度は重要農産に限り最高最低を定め協定上當局者の手腕を拘束せり、其稅率左の如し。

品目	舊國定	協定	最高	最低
小麥一噸	二、一〇、〇 <small>片</small>	一、一五、〇 <small>片</small>	三、五〇 <small>片</small>	二、一五、〇 <small>片</small>
黑麥	二、一〇、〇	一、一五、〇	三、〇、〇	二、一〇、〇
大麥	一、二、六	一、〇、〇	二、〇、〇	一、一〇、〇
燕麥	二、〇、〇	一、八、〇	三、〇、〇	二、一〇、〇

以上は四割乃至九割の増率に當る、又絹織物四割二分、毛織物一割五分、乃至三割、綿織物五割七分乃至八割、革五割乃至十割なり、要するに此關稅案は左の三義より成るものと知るべし。

- (一) 内地に生ぜざる物、又は生ずるも充分ならざる原料を免税する事
- (二) 輸出に影響せざる程度を斟酌して半製品に課稅する事

(三) 輸入製造品に重率を課する事

是れ獨逸現行の關稅法なり、此關稅に付ては、保護論の巨魁を、プロヘツソル、ワグネルとし、中庸論の首領をプロヘツソル、シモールとす、獨逸關稅の本旨を解せんと欲するものは、此二氏の說を參考とするを要す。

ワグネル曰、今や各列強國、皆な製造國たらんことを競ふ、其結果は人口増加し、食糧品の需用亦自から増加して、輸出の餘地を減ずることを免れず、他國より來る食糧品の供給を永久なりと信用せる舊工業國は、前途必らず失望の期あるべし、假りに此供給は尙ほ繼續するものとするも、戰時を如何せんとする乎、此防備には現に各國とも巨資を投じつゝあり、獨逸は一億五千萬圓以上、英は三億五千圓を消費するにあらず乎、列國皆な製造業を競争し、國內の需用を自國にて供給せんとするの方針を取れるとは、製造品を外國に供給するを以て主要とせる國民に取りて、偉大の困難を感せしめたり、現に英國の貿易は、四十年來停滯して動かさず、安賣を爲すの外發展の途なきの窮境に在り、況んや我獨逸國が、前途長く製造品供給國を以て立んとするは、誤れるの甚しきものなり、故に農業は極めて大切なり、外國に對して成るべく獨立の位置を保

【四】 關稅政策



んと欲すれば、未だ甚しからざるに農業の衰頹を救ふは國家の急務なり、食物騰貴の爲に細民の苦は幾分之あらん、而かも此税金を養老及労働保險等の補助費に用ゐる若くは消費税の廢止に用ゐれば、其苦を減ずることを得べし。

シ、モールレル曰、關稅は巧に之を用ゆれば、國際上最も有効なる武器なり、高率の關稅は露米の如き極度の保護政策と戰ふことを得せしむ、且農産の保護は國家の生存上必要なりと。

米國は十九世紀の初期迄は、専ら農業を經營せる國にして、見るべきの工業一も成立せず、僅に鍛冶大工左官の手工者、農耕の村落に附隨せるに過ぎず、製造品は概ね英國より輸入し、英國製品の消費地なりき、此頃英佛の間戦争起り、航海杜絶貿易大に減少せるに會し、特に歳入増加の必要に逼れり、千八百十二年海關税率を二倍す、此増税の結果偶然にも内地の産業を刺戟し、棉布、毛織物、製鐵、硝子、陶器等の工業順に發達せり、此收入目的の關稅増率が、産業勃興の好果を得てより以來、米國の輿論は靡然として保護税主義に傾き、千八百十六年公債利子の支拂元資を作るの目的を以て、特に棉布及毛織物に對し二割五分税を課し、其他の輸入税を平均二割に引上げたり、而かも

當時米國の關稅方針は幼稚の事業を保護して、其發達を幫助せんとするに外ならざりし、其後に至り米國の貨錢は歐洲に比して高位に居れるが故に、尙ほ高率の關稅を以て保護するにあらざれば、事業成立せずとの議論起りたれども、南部即ち農業地方の反對論強くして此議論は遂に實施することを得ざりし。

千八百二十三年大統領の選舉期に會し、レバブリカン黨此關稅増率問題を標榜して、其選舉を争ひ、勝利を占めければ、保護稅論の勢力は益々強大と爲り、増率案は容易に次期の議會を通過せり、其税率は鐵、毛、鉛、麻、棉、二割五分乃至三割三分、棉織物一ヤード平方原價二十五錢以下の分二十五錢、毛織物一ヤード平方原價四十錢以下の分四十錢、一ヤード二弗以下の二弗半相當、四弗以下四弗相當と云ふ割合にて、税率は原料に於て二割五分を最低とし、製造品に於て最高十割に相當するの重税なりき。

次で千八百六十二年、南北戦争の起るに及び、政府は歳入を増すの急に驅られ、大に内國税を増徴したり、其權衡上關稅も亦空前の高率を課するに決し、輸入品に對し平均三割七分二厘を徵收せるも、時の財政は尙ほ之を以て足れりとせず、越えて千八百六十四年に至り、平均四割七分六毛に増率せり、此高率の關稅を課したるの結果は内



地の製造工業家に望外の利益を與へ、彼等をして暴富を恣にせしむるに及べり。

南北戦争終局を告るや、内國税は廢止若くは整理して相當の率に引下げ、納税者の負擔を輕減せるも、内地生産を保護するの主義に反せざる關税は、分厘の減免をも爲さず、依然として此重率を繼續し、米國財政の基礎を爲せり、是れ他なし、保護稅論者が戰時税を利用せるの結果に外ならず、戰時課税の當時は、何人も恐くは之を永久税と爲すの意趣なかりならん、而かも此課税の結果延て戰後に及び、大に産業の振興を幫助せる所あり、國運繁盛の域に進みたるを以て、爾來關税率復舊案は屢々議會に提出せられたれども、毎に多數の賛同を得るに至らず、米國の事情は、却て反對に五割七割乃至十割の關税を課するは、産業の發達に利する所ありと信せしむるに至る、於是乎保護主義は、米國の國是と爲れり、降て千八百九十年議員マツキンレー(後大統領に選舉せられたる人)は關税改正案を提出せり、此案の主とする所は、重に農業保護に在り、大麥の税率一ブツセル(二斗壹合)拾セント(我貳拾錢なりしを、三拾セント即チ三倍に燕麥一ブツセル拾セントなりしを、拾五セント即ち五割増に、馬鈴薯拾五セントを、貳拾五セント即ち七割弱増に引上げ、其他煙草、麻苧、毛織物、棉布、及板、玻璃等を一割

乃至三四割増率し、衣服及錫器に至りては、七割五分乃至十割の重率を課するに至る、此案の特色は、關税の分類を細かにし、品質優劣の階級を増し、價格相當の税金を徴するに在り、九十年十月を以て裁可公布せらる、同法保護の效果は、着々生産及び貿易の上に發現せり、今其一例を舉れば、千八百八十七年及九十年間に於て、四千二百七十九萬圓なりし、英國輸入の錫板は、千八百九十一年に至りては、俄然八百七萬圓即ち五分一に減し、米國産の錫は三拾四萬七千噸に増加せり、千八百九十二年自由貿易主義のデモクラット黨、競争に勝利を占め、クリブランドは大統領に當選し、中央政府は、收入を目的とする外、關税を徴收するの權理を有せずと宣言し、關税の大減率を試みんと欲したれども、上院の反對等に依りて果さず、要するに小修正を加へ、織物、鐵類、石炭、錫及其他の原料を減率せるに過ぎず。

次で關税の收入に減少を來し、財政は缺陷を生じ、所得税の新設は、憲法違犯と宣せられ、デモクラット黨は其勢力を失墜し、マツキンレー代りて大統領に當選す、彼れは當選後關税に對するの希望を公表して曰く。

(一) 内地の生産人に内地の市場を保留するを努むべき事



- (二) 製造業の復興増加を奨励する事
- (三) 農事の復活を奨励する事
- (四) 内外の商業を増進する事
- (五) 鑛業及建築を補助發達せしむる事
- (六) 各種の職工の勞働に對し、其熟練と生産との許るす限り、充分の報酬又は賃錢を得せしむる事

此旨趣に依り千八百九十七年、ジングレー案は議會に提出せらる、其稅率は過去未だ曾て見ざるの高率なり、是より先き關稅減率の結果、原料毛の輸入は三倍に増加し、毛織物亦二倍に増加す、故に此度の改正案にては、毛及麻苧の輸入にも課稅せり、毛皮は無稅なりしも更に一割五分率を課し、毛織物は五割五分に、石炭は一噸四十セントなりしを、六十七セントに増率し、其他棉織、絹織、リネール、陶器、玻璃、金屬、砂糖等孰れも皆な増率せり。

此ジングレー法に於て、特に注意すべきの一事は、其第三條に「大統領は他國の讓歩に報ゆるため、本條に規定する特種の輸入品に限り、或程度迄關稅を減することを得

其稅目左の如し、酒精、ブランデー、シャンペーン、其他強度の酒類、葡萄酒、ベルモット、薑像」と規定し、茲に互惠條約締結の端緒を開ける是なり、此條項に依り、千九百年佛、獨、伊、葡の四國と協定互惠條約を結び、佛國よりは米國の農産に對し最低稅率獨逸よりは協定稅率の全部、伊國よりは器械及原料の低率、葡國よりは農産及器械の低率並に最惠國條款等の特惠を得たり、然れども第三條品目の少數なるは、條約協定上當事者の不便とせる所なり、其他第四條に「大統領は各輸入品に對し、二割以下の稅率を減じて、締結するの權を有す、但本法通過後二ケ年間に限る」とあり、此關稅法の施行後、時の大統領マツキンレーは、カーゾンを歐洲に派遣し、互惠條約の締結に關し、三四の國々と談判を開きたれども、此成案は不幸にして上院の協贊を得るに至らず、空しく二ケ年の期限を經過し、折角に規定せる本條は今や全く無用に歸せり。

昨今又關稅改正の議起り、同國上下兩院の問題と爲れるも、兩院の間議未だ熟せず、其案の内容は、今日猶ほ未だ之を明にすることを得ず。

佛國の關稅は、十八世紀の末迄は混沌の状態に在り、各州別別に通過稅の設あり、又封建時代の遺制も殘存して、區々一定せざりき、千七百八十九年の革命後に至り、全國



を通じて財政の基礎一定し、千七百九十年の議會に於て、始めて外國に對する關稅法を制定せり、其稅率は五分乃至一割五分の輕稅にして、稀に製造品に對して、二割稅を課し、原料品は總て無稅とせり、千八百一年の輸入額は一億六千六百萬圓、輸出額は一億二千二百萬圓にして、輸出入總計二億八千八百萬圓に過ぎず、當時佛の農工業は幼稚にして、外國と競ふの力なく、輸入は寧ろ輸出に超過して、不振の境遇に在り、殊に外國產の鐵類は內國產に比し四割前後の安直なりしを以て、千八百十四年內國鐵保護の目的より輸入鐵に五割稅を課したれども、爾來尙ほ英國產の鐵類は一層の安直に輸入あり、當業者は此輸入に競ふ能はざるの悲境に陥りたれば、再び稅率を十二割の高度に引上げ、内地の鐵業を保護したり、之と同時に其他金屬類の稅率をも増加せり、是れ製造保護の主義に外ならず。

千八百二十六年以來は、農工兩ながら保護するを以て國是と定め、其結果米國と關稅戰爭を開くの已むべからざるに會す、此頃穀物輸入禁止令を布く、但必要ある場合は解除す、次で千八百三十六年關稅の改正あり、保護の必要ある品目は稅率を増し、必要なき品目を減率せり、是れ畢竟內國の產業發達の程度に依るものと知るべし、例せ

ば鐵石炭及棉の稅率を減じ、綿織物、カシメル、露革、石鹼及船材の輸入禁止を解き、六ヶ月以内に加工して再輸出を爲すべき條件の下、原料を無稅とし、麻苧の織物稅は増率せり、當時織物業は發達の運に向ひたるを以て、原料の棉糸を無稅とし、製造品を増率し、同業を保護せるに外ならず、又造船業者の使用する蒸汽ポンプ其他の器械類の稅を免れ、同時に此種器械工業者には三割の保護金を下付せり、千八百三十一年より四十五年に至る、十五ヶ年間の輸出入貿易の發達は左の如し。

一八三一 <sup>年</sup>	輸入	一四九、五〇〇、〇〇〇 <sup>圓</sup>	輸出	一八二、四〇〇、〇〇〇 <sup>圓</sup>
一八三五	同	二〇八、〇〇〇、〇〇〇	同	二二九、六〇〇、〇〇〇
一八四〇	同	二九八、八〇〇、〇〇〇	同	二七八、〇〇〇、〇〇〇
一八四五	同	三四二、四〇〇、〇〇〇	同	三三八、八〇〇、〇〇〇

佛國の貿易はルイス、ヒリップ帝時代十八年間產業漸次發達し、貿易額も亦右の如く増進せり、其原因は財政も整理し、經濟も亦順潮に向ひ、鐵道及掘割等運輸機關の延長、與りて力ありしは疑を容れずと雖も、關稅政策に依る農工業の保護は亦其一因たるを失はず。

當時英國經濟學派の自由貿易説は、漸く海峡を越えて佛國に侵入せることコブデ



ン及プライト等が奮闘の結果、英國穀物條例廢止に歸せるとの波動に依り、佛國の内地に於ても此説を鼓吹するの新聞雜誌は、俄に其數を加へ、ナポレオン二世亦英國經濟學派の説に傾耳し、自由貿易の政策を行はんことを決定せり、而かも彼は公然議會に關稅改正案を提出することを避け、一種の權道に依頼せり、當時佛國には左の如き臨機法存在したり。

千八百十四年法 國家必要の場合には、命令を發して食糧品及原料の關稅を停止することを得、但爾後議會の承諾を求むることを要す。

千八百三十六年法 國內に活用する物品に限り、命令を以て自由に輸入することを得。

ナポレオン三世は、此非常命令權を利用し、千八百五十三年及五十四年の間、石炭、鐵網、毛、染料、家畜、肉、葡萄酒、及穀物等の稅率を減じ、船材の輸入を無稅とし、輸入の禁止を解除する代りに其物品に三割稅を課す、又外國船積荷の禁を解けり、千八百五十六年の議會に於て、爾後の承諾を要求するに當り、激烈なる反對論はありたるも、終に承諾を與ふるに至れり、然れども國民は此不穩當の措置に満足せず、反對の氣焰日一日と

高度に達し、終に大々の反動を喚起し、政府も全然其目的を達することを得ず、穀物輸入禁止を復するの已むべからざるに會せり。

此間英國に對する通商條約締結の談判開け、折衝の末最惠國條款の下、互惠條約を結べり、時に千八百六十四年なり、恰も英國はグラッドストーンの内閣にして、從來四百十九の關稅目を四十八に切縮め、稅法を單純にし、稅率を遞減するの方針に出たる際なりければ、特に佛の爲に葡萄酒一ガロン、五シリング五ペンスなりし稅率を一シリング乃至二シリングの階級稅に引下げ、ブランドーを三割稅率と爲すに同意せり、佛國は之に報ゆる爲、金屬類を三割、リントル、棉及毛織物を一割五分、器具類を一割乃至一割二分、玻璃を一割化學品を一割五分乃至五分陶器を一割率に減ずるに同意せり、此結果佛國の市場を英國品に委するを欲せざるの國々は、競ふて佛國と約せんことを望み、白伊、瑞西、瑞典、西蘭、埃等の諸國は皆な佛國と通商條約を結べり、次で佛國は某々品の輸出禁止を解き、又穀物の輸入禁止をも解き、之に輕率の稅を課し同時に獎勵金を廢止せり。

此減稅及協定の結果は佛國の輸出貿易上一も效果の見るべきものなく、殊に外交



の失敗及其他各種の事情より、保護派の反動を招き、議會に於ては關稅に關する種々の質問も出でるければ、政府は更に關稅調査委員を任命するの必要に逼れり、然るに千八百七十年普佛戰爭突如として起り、此問題は中止せられたり。

戦後のチイル内閣は、此輿論の傾向に顧りみ、關稅の増率方針を取り、砂糖、茶、コーヒー、ココア及紙其他の關稅を増率し、條約國以外他國船積荷の付加稅及入港稅を徵せり、然るに戦後の必要に應ずべき關稅の増率に同意せざるが爲、英白兩國との通商條約は廢棄する所と爲る、チイルは其懷抱せる關稅計畫をば遂行するに至らずして内閣を去るに及べり。

千八百七十五年政府は、全國商業會議所に左の諮問案を發せり。

(一) 關稅の諸改正は必要なりや

(二) 協定關稅條約の仕組を繼續するの可否

(三) 關稅率は從量從價孰れを可とする乎

會議所多數の答案は、改正を必要とし、協定條約を可とするに在り、於是乎政府は關稅改正案を農商工高等會議に付議せしむ、此會は代議士、商業會議所會頭、農工及銀行

代表者を以て組織せるものなり、同會決議の成案は、現行協定稅率に對し、若干の増率を加へたるに過ぎず。

政府は右の答案を別とし、平均二割五分の増率案を議會に提出す、議會は上院及下院ともに之を委員に付托し、一年有餘の調査を遂げ、僅に小修正を加へて此案を可決せり、此改正率は當時の協定稅率に對し、平均二割四分を増せるものなり、茲に注意すべきの一事は、通商條約協定を監督するの意味を以て、議會が左の條件を付帶決議せる事是れなり。

(一) 讓歩は如何なる場合に於ても、一般關稅率の二割四分を越えざる事

(二) 從量稅を課する事

(三) 必要の場合政府の自由手腕を要するを以て、禾穀及家畜の稅率を協定せざる事

次で千八百八十一年及二三年の間、白、伊、葡、諾、瑞、典、西、瑞、西、埃、匈、露、土、獨、及、蘭の諸國と通商條約を締結す、此條約中に協定せる稅目は、千二百種にして、國定は三百種なり。

此關稅改正條約締結の成績は、佛國の生産業に對しては甚だ不良を示せり、即ち穀



價は下落して、輸入は益々増加し、内地の生産高は減じて、外國品之れに代る、例せば千八百七十五年八千四百ヘクトリトルスの産出ありたる葡萄酒は、同八十一年には産出高三千四百萬ヘクトリトルスに減じ、此年突然輸入八百萬ヘクトリトルスあり、同八十六年に至りては産出高二千五百萬ヘクトリトルスに下り、輸入千百萬ヘクトリトルスに上れり、其他生絲の産出も振はず、日清兩國品の輸入増加し、砂糖も亦獨の輸入に壓せらる、此の如く各種の事業着々不振の悲境に陥りたるを以て、農業關係者は、盡く一致の態度に出で保護税の復舊を絶叫せり、其結果として先づ第一着に、衛生上の口實より米産豚肉の輸入を禁止し、次で千八百八十四年黍砂糖の付加税を倍増し、同八十五年家畜の輸入税四割を引上げ、大麥及小麥其他禾穀の税を復舊し、小麥粉の税を百「キロ」六フランに引上ぐ、其他牛羊の税率を高む、以上の増率は一時的救済の旨趣に出たるものなれども、千八百八十八年に至り此課税を無期繼續に決す。

次で復た關稅改正の議起り千八百九十年農商務大臣監督の下、此改正案を商工會議に付し、同年十月議會に提出せり、此案は所謂の複稅率法にして、最高率は本則として、輸出入品に適用し、最低率は互惠條約締結の際、互讓協定の用に備ふるものとす、要

するに此複稅率法に依り、最低税率を利用して、列國と條約改正の談判を開き、其代價として自國品に對し、輕率の課税を要求し、概ね改正を成功せり、瑞西は獨り最低以下の税率を要求し、頑として動かす終に談判不調に歸し、爾來二ヶ年間關稅戰爭を繼續せり、結局佛國は讓りて二十九稅目を最低以下の率に引下げ、協約を結ぶには至れり、穀物課税は徒に食糧品の價を高くし、細民を苦め延て賃銀を騰貴すとの説は、今尙ほ我國にも唱導するものあり、依て佛國穀物課税の結果を左に表示すべし。

穀物課税復舊後小麥輸出入増減及價格表

年 度	生 産 高	外國産輸入高	價 格
一八九一	七七、二〇〇、〇〇〇 <small>ヘクトリトルス</small>	二七、三〇〇、〇〇〇	二〇、 <small>フランク</small>
一八九二	一〇九、五〇〇、〇〇〇	二五、七〇〇、〇〇〇	一七、
一八九三	九七、八〇〇、〇〇〇	一三、三〇〇、〇〇〇	一六、
一八九四	一二二、五〇〇、〇〇〇	一六、五〇〇、〇〇〇	一五、
一八九五	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	一四、



一八九六	一九七〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一四、
一八九七	八六、九〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	一八、
一八九八	一二八、三〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一九、
一八九九	一二八、四〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一五、
一九〇〇	一一四、七〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一五、

農業保護の方針は千八百八十三年の頃より輿論の賛同する所となり、八十五年に決行せるものなれば、或る論者の説の如く、此時以後穀價は騰貴の一方に傾向すべき筈なれども、事實は却て之に反し、九十五年は最低價を示し、爾後一高一下はあるも、課税前に比して著しき騰貴を見ず、而して課税後内國の産出高は寧ろ増加し、輸入高は著しく減退せり、傳ふる所に依れば、課税復舊後作付段別平均收穫共に増加せりと、保護其程度を得ば、消費者に害なくして、生産者に利益ある知るべきなり。

次で千八百九十七年穀物税を増率し、小麥粉は「キロ」ニフランを増せり、千九百三年肉類の輸入税を増率す、又千八百九十年葡萄酒の輸入税率を増加せり、今其後の成

績如何を見るに、千九百八十四年より九十一年までの平均産出高は、三千六百二十萬ヘクトリトルスなりしも、千九百九十三年より千九百年迄の平均は四千七百萬ヘクトリトルスにして、此間三分の一の産出を増せり、千八百九十二年及三年の黍砂糖の産出高は五億二千三百萬斤なりしも、千八百九十九年及千九百年には八億六千九百萬斤に登る、その石炭に鐵類に孰れも課税増率後良好の結果を示さざるもの少し保護政策の有効なる論を須たす、同じく保護政策を實行せるの國々にして、獨り佛國が幾分米獨の兩國に遜色ある所以のもの、同國民が事業經營的の性質に缺くる所ありと殖民地及通商に傾意せざるの致す所のみ、決して政策其者の罪にあらず。

關稅政策に關する英獨米佛四國の實歴は、以上の記事に依りて其大要を明にすることを得べし、此事實に依りて判斷を下せば、天與無競争の物産は、措て問はず、苟も他國に競争者ある物産は、國家權力の及ぶ限りを盡して、保護するに利あるは、最早一定動すべからざるの鐵案なるが如し、然れども自由貿易は全世界を、共通して列國の富を増殖するの主義なりとは、佛國のヒジオクラット派より英國のヌミス以下同系の學派が、今日に至る迄頑然主張する所の題目にして、現に我國に於ても此亞流の學者



及其説に心碎するの徒少からず、今猶ほ此説を鼓吹する者往々にして之あり、故に茲に少しく此學説の信するに足らざるの理由を略叙するの已むべからざるを認む。

世界共通的經濟學派の所論を推敲するに、彼等の間論旨一定を缺き新舊着々議論に撞着する所多く、到底地理、地質、物産、資本及智力に著大なる差異ある國々に對して此學説を應用し恰も平地に流動物を注ぎたるが如く、彼是一様に其澤を及ぼすべきものにあらざるは何人も容易に之を理解することを得べし、其實例北米合衆國の諸州に在り、此諸州間には關稅の胸壁もなく、何等の干涉もなく、純然たる自由貿易なり、其經過を查察するに、各州は均しく富殖の利便に浴せざるのみならず、東部の諸州は製造工業及商業等の壓する所となり、農業は漸次衰兆を呈し耕地は變して牧場の古に復し、農家の住者なくして、避暑家と爲り若くは荒廢に屬するもの少からず、農業は東部に衰へて西部に移りつゝあり、又運輸機關の關係地理の便否及トラストの組織等に依り、資力乏しくして不便の地は其富を加へず、資力豊にして便利あるの地は他の事業を壓して富を吸収し、或州は巨萬の富を積み、或州は依然貧弱の状態に在り、特にニウヨウク、ピッツバーグ、シカゴ、セントルイス等は拔群の發達を示しつゝあり。

世界全體を通觀すれば、之に類するの國少からず、世界列國中全然其事情を同ふするの國なし、世界全體に對して、最上策とする所のもの、特種の事情ある國民に對して必らずしも是ならず、全然國民間の胸壁を撤去して、自由に通商を開放すれば愈々其間困難に陥るものを生ずべし。

通商の關係ある一國民の他國に對するは、猶ほ他人と商賣取引あるの個人と同一事情の下に在り、故に各自夫々防衛の道なかるべからず、國家が常に凡百の生産機關を領有するは、假りに其機關を土地若くは蒸汽機關とするも、土地を耕作し若くは機關を製作し又は補修するの經費以外、國富の増殖に對して、無數に天與の利益を産出するものなり、自國が氣候地味及天與の富源若くは熟練に於て、何等の關係及何等の便宜をも有せざる生産物を除けば、如何なる生産機關と雖ども、單に他國品安價の故を以て、之を他國品の蹂躪に委すべからず、自國の市場を外國品の侵入に委するは、恰も黒奴が一瓶のラムを得んが爲め、唯一の銃を敵手に渡すの愚に異ならず、又或職人が安價の食物を得んが爲に、今日一個又明日一個と其道具の全部を賣盡し、終に生得權を食菜に代へたるを發見するに及びて、煩悶すること一般なり、外國品の自由競争



即ち安賣に依りて、内國生産機關の生氣を奪ふは、恰も苛税を生産機關に課すると同一の結果に歸着すべし、唯異なる所は其直接間接の相違あると、其影響に遲速の差異あるのみ。

商品の取引上、其國の地理、運搬機關、地味又は傳來の熟達上、到底人爲を以て、急速に如何ともすべからざる優勝の關係より、外國品の安價に輸入せらるゝ場合に於ては、自國の生産機關を放棄して、安價の外國品を購入するは、萬已を得ずと雖とも、外國品安價の原因にして、若し優勝なる器械其他苟も自國に移入し若くは利用し得べき原因に存するときは、單に安價の故を以て、自國の生産機關を放棄し無競争に外國品の輸入を許すべからず、斯る場合に於ては關稅權を利用して、高率の税を外國品に課し自國の生産を保護して、國家の威嚴と獨立とを保持するは極めて緊要の政策なり、之に反して、安價なる外國品の侵入に任せ、國內生産機關の衰頽に傾くを傍觀するは、國家の滅亡を招く所以の道なり、但優越なる器械の輸入、若くは新發明品利用の爲に舊式事業の衰滅に歸するは、文明の進路已むべからざるの結果にして、其進路は沮止すべからざるのみならず。

各國が相互に無競争の特有物産を交易するは、自由貿易論者の見解の如く、均しく取引國双方の利便を進め、均しく双方の國力を累加すべしと雖ども、競争品の場合に於ては、其結果全く之に反し、安賣競争の爲何れか一方の敗滅に歸し、敗者の富は夫丈を滅し、勝者の富に夫丈を加ふべし、其狀恰も米國のトラストが、一時は安直を以て他品に競ひ、安價の利益を一般購買者に與ふるも一度び競争者を壓倒すれば忽ちにして專有權を恣にし、獨得の高價を貪りて、一般の購買者を苦め、不當の富を吸收するに異ならず、自然の優勝劣敗に放任して、取引上競争するは、一國を形成する國民各自及國內各州民の豫め覺悟する所の規定なり、而かも獨立を保ち、威嚴を存する各國間の規定にはあらざるなり。

我國の過去及現在を見るに、此兩學派の説は、交々政治家及學者の頭腦を支配し、國論未だ一定せず、從ふて政府の關稅政策も、亦未だ定まらず、甲乙均しく競争品の範圍に屬するも、甲の物品は幾分保護の恩澤に浴し、乙の物品は全然其恩澤に浴せず、或物は低價を絶叫する一部消費者の聲に聽從して、課税に躊躇し、或物は當業者の要求に應じて課税し、一面より見れば、我國現行の關稅は幾分保護主義を含める收入主義な



るが如く、他の一面より見れば、收入主義を加味せる自由主義なるが如し、我國の關稅の現狀が、兩者孰れの主義にも屬せず、曖昧の間に在るは、畢竟關稅政策に關し、政府及國民に一定の意見なかりしに因ると雖ども、抑も列國に對して締結せる通商條約の然らしむる所ならずんば、あらず、開國當初の條約は、法權稅權兩ながら締盟國の利益に歸着し、我國天賦の權力は、彼等の拘束する所と爲り、其效用を發顯することを得ず、我國は全く關稅政策の自由を有せざるの狀態に在りたれば、今更茲に之を論ずるに及ばず、其後改正せる現行條約中亦協定の稅目あり、恣に其稅率を増減することを許さず、今日我國が増減改廢し得る所は、此協定に漏れたる稅目に止る、故に政府も國民も關稅其物に關しては、自由手腕を有せず、僅に此狭き範圍に於て關稅を増減し、若くは再輸出品又は原料に對して戻稅を爲す等の窮策を行ふに過ぎず、從來我國は條約の拘束を受け、窮屈の位置に立るを以て、假りに當局者中保護政策を行ふに意あるものありとするも、之を實行するに途なし、是れ既往に於て、國民が關稅問題に冷淡にして、深く其得失を研究せず、國論も亦歸着する所なく、關稅政策未だ一定せず、保護自由兩端の間に彷徨せる所以ならん乎、然るに此不利なる現行條約の期限は、其餘命向二

ヶ年に逼り、來四十四年に至れば、稅權は全く我國に復歸するを以て、米國に擬して極端の保護主義を實行するも、獨に模して自國の産業を保護するも、其欲する所に從ひ、任意の行動を取ることを得べし、是れ我國が關稅政策を定むべき空前の好機會なり、國民たるものは、在朝在野の別なく、其政治家たり、學者たり、實業家たるを問はず、此好機を利用し、以て關稅問題を攻究し、國情相當の稅制を編成し、以て關稅政策を確立せざるべからず。

余輩は我國現在の事情を基礎とし、以上に引證せる英獨米三大國の實例に鑑み、世界的經濟學派と、國民的經濟學派との所論に照らすに、我國在來の關稅政策は、世界的經濟派の所論を奉じて、英國の先例に倣ふに利ならず、國民的經濟學派の所説を信じて、獨逸の先例に學ぶを便なりとす、我國既に保護主義に依りて、關稅政策を確立するに決せば、各種の輸出入品に對し、何等の標準に依りて稅率を定むべき乎、平均の最高稅率は米に擬すべき乎、將た又獨に模すべき乎等は、更に一考を要すべきの問題なりとす。

保護主義を以て國是と爲し、内地の産業を振作し、國富を増殖するの方針を取り、此



政策を事實に適用せんとするに當りては、第一政策上に附隨する問題と、純然經濟範圍に屬する問題とを區別し、如何にして世界の富を増すべき乎は、之を度外に置き、如何にせば他國の富を削りて、自國の富を増殖し得べき乎を主要の目的と爲さるべからず、其第一は他國品と競争する物品と、競争なき特産物との區別を明にし、正確に左の調査を爲すを以て順序とす。

(一) 農業、鑛業、製造業及航海等の中、何物に對して幾許の程度迄、天賦の便利を保有し、他國と競争して、優位を占め得べき乎。

(二) 一方の生産業に於る劣位の爲に被る所の損失をば、其他の生産業に於る優位の爲に幾許の程度迄償ふことを得べき乎。

(三) 他國に對して、優位を占むる産業が、世界の競争市場に於て、幾許の程度迄、優位を保持し得べき乎。

(四) 此優位に在る産物は、土質氣候等の關係より、他國に移殖し得る物質なる乎、將た又然らざる乎。

此産物は内外の市場に於て、需用少き贅澤品なる乎、需用多き必要品なる乎。

後段の必需品なりとせば、其優位に居る所以は、土地の豊穰、運輸の便否、組織者労働者の熟練若くは發明等何種の原因に存する乎。

(五) 優位の因、原料の産出又は品質良好の結合に在りとせば、更に其内容を解剖して、其主因原料の内地産に在る乎、又は經營者労働者が傳來若くは新得の熟練組織に在る乎。

等の問題を解決し、競争なき特有の物産は、之を自然に放任して可なれども、苟も他國に競争品ある物品ならんには、内外品を比較して、其長短を明にし、營業者を勧誘して採長補短の計に出しむるは勿論、政府は關稅政策を利用して、競争品の輸入を防遏し、以て内地産業の發達を期せざるべからず、但其稅率の如きは、彼我物品の原價を比較し、内地の市場をば外國品の蹂躪に委せざるの程度に定むるを以て穩當とす。

當局者の公言する所に依れば、政府は既に關係ある各省に委員を置き、夫々調査を進め來四十四年に於る關稅改正の準備を爲しつつありとの事なれども、其方針内容に至りては秘して語らず、吾人門外漢は之を窺知するに由なし、政府の方針にして、幸に余輩の所見に合一し、斷乎として保護方針を取り、此種の調査を完了し、一も遺漏す



る所なくんば、國家の幸慶之れに過るものなしと雖ども、若し政府當局の關稅方針にして、依然舊套を墨守し、少許の收入を増して、僅に財政の缺乏を補ふに止らば、國民が三十年の久しきに涉りて切望息まず、漸くにして掌握し得るの機會に接せるの稅權も、遂に通商上銳利無敵の武器たる效力を發揮することを得ず、國民は茲に空前の好機を逸し、我國の産業は依然として興らず、國力は萎靡して振はず、長く貿易の逆潮に苦まざるを得ず、獨米の先例を目撃して稅權活用の利を知るもの、誰か奮慨せざるを得んや、余輩が此機を利用して、關稅に對する所見を陳述し、以て國民の參考に資するは、政府當局者及議會をして、此拯ふべからざるの過失を演せしめざらんことを期するの意に外ならず。

今假りに政府も亦議會も、大體余輩の所論に合致して、四十四年の新條約締結に當り、獨米の先例を學び、關稅政策を活用するものとせば、其結果は如何に成行くべき乎、余輩は獨米最近の關稅報告に依りて、關稅推移の狀態を豫知するの便に供すべし。

政治家統計年鑑の載する所に依れば、千九百八年米國豫算は總歲入金拾六億八千四百拾五萬六百八拾圓にして、其内關稅總額は金六億六千四百拾六萬六千七百二

拾六圓なれば、關稅は總歲入の四割弱に當る、又輸入品の總價格は金拾八億八千二百拾七萬四千八百四拾二圓なれども、此内有稅品の價格と無稅品の價格との區別を缺くを以て、平均の關稅率は果して何割に相當する乎、余輩は之が算出の根據を有せずと雖ども、ジャウスシツグの著述に係る、米國の關稅史に依れば、平均の關稅率は輸入品價の四割七分とあれば五割前後の高率なるや疑ふべからず。

千九百六年獨逸の總歲入は、金拾一億九千三百六拾三萬五千五百圓にして、其内關稅收入は金三億二千七百七拾五萬二千五百圓なれば、關稅額は總歲入の三割弱に當る、又輸入品の總價格は金四拾億一千九拾四萬五千五百圓なれども、此内無稅品價金貳拾一億三千三百三拾一萬圓を含蓄し、有稅品價は金拾八億七千七百六拾三萬五千圓に過ぎざれば、平均の關稅率は一割八分弱なるを知るべし。

我國若し來四十四年の條約改正に於て、保護政策を斷行し其課稅率を米獨の關稅率に擬する者とせば如何、明治四十一年歲入の豫算總高は金六億千九百七拾九萬七千六百七拾一圓にして、其内關稅の總高は金四千四百八拾一萬五千八百三圓なれば、關稅額は僅に總歲入の七分強に止る、又四十一年輸入品の總價格四億三千五百二拾



九萬五千百一圓にして、内無税品價金一億五千百四拾七萬八千八百九拾九圓を含蓄し、有税品價は金二億八千三百八拾一萬六千二百二圓に過ぎざれば、平均の税率は壹割五分弱に相當す、米に擬して平均率を四五割に引上げ、之を各輸入品に分課せん乎、我國は關稅に於て一億三四千萬圓の收入を得べく、獨に模して平均二割前後の率に引上げ、之を各輸入品に分徴せん乎、關稅に於て一千三四百萬圓の増收入を得べし、以上は貿易高の増進を見込ます、關稅政策を保護主義に一變せるの結果、從來無税輸入品中有税品に組入るべきものあるを算せずして、此増收入ある計算なれば、若し夫れ政府が四十一年度の關稅收入を四千百萬圓と豫算し、四十二年度の關稅を四千二百萬圓と豫算せる筆法を學び、貿易の増進と關稅政策變更の結果とを見込まば、四十四年以後我國の關稅は、獨に模するも二三千萬圓の増收入を得べく、米に擬せば、一億七八千萬圓の收入を得べし、然れども我國過去の關稅歴史に省み、又退て現在の國情に照らすに、此際一躍米國の如き高率を課するは、需用供給の激變を招き、經濟界に波亂を起すの虞あるを以て、寧ろ獨に學びて平均二割前後の税率を標準とし、物品の性質と競争の程度とに依り、其緩急を斟酌して、課率の高低を定むるを以て穩當とす、計若

し此に出ば、我國は關稅に於て少くとも二三千萬圓の收入を増し、併せて内國の産業を振作し、國富の増殖を期することを得べし。

今我國の産業を保護せんと欲すれば、一面外國品の競争を防止すると同時に一面國産輸出の路を開かざるべからず、以上は内地産業保護の目的を以て、外國輸入の競争品に對する關稅政策を論究せるに過ぎず、尙ほ一步を進めて、此際同一の目的を以て、國産の輸出に對する關稅政策を講究する所なかるべからず。

米國は極端なる保護主義の國にして、國民の多數久しく其澤に浴せるが爲に、單に一面に於ける外國品に對して、國産を保護するの利益を解するに敏なるも、他の一面に於ける國産に對して、輸出の販路を開通する互惠條約の利益を解するに鈍なる所あるが如し、何が故にしか云ふ、彼等が折角に規定せる現行關稅法第四節を活用せざるを以てなり、但歐洲列國に屬して、此互惠條約の締結を非認せる米國と雖とも、絶對に此互惠主義を非認せるにはあらず、現に清國キエバ共和國及布哇等に對して、此互惠主義を應用し、特に相互の輸出入品に對して低税率を課せることあり、其理由は此等の國々は、孰れも半開の原料國にして、此等の國々より米國に輸入する物品は、概ね



原料品に屬し、米國より此等の國々に輸出する物品は、盡く製造品なれば、互惠主義の條約に依り、關稅を減率するは貿易上米國を益する所極めて大なるものあればなり、曾て米國が布哇と互惠條約を締結せる當時は、米國より布哇に輸出せる物品の價額は、百五拾五萬八千圓なりしも、此條約の最終期に至りては、其額二千七百萬圓の多きに達し、布哇より米國に輸出せる物品の價額も、亦二百四拾四萬圓より一躍四千萬圓に登れり、又千九百二年米國が、キューバ共和國と互惠條約を締結せる當時、獨逸より米國に輸入せる砂糖の價額は、貳千九百七拾六萬八千圓なりしに、其翌年に至りて、其輸入は俄然激落して二百拾二萬圓に下れり、又獨逸が歐洲の某々國と、互惠條約を締結せる爲、米國より獨逸に輸出せる一品目にて、二千八百萬圓を減せることあり、互惠條約は特に條約國相互の間に限り、稅率を輕減するものなるに依り、此條約が他國の輸入品を排斥して、條約國相互の貿易を速進するの効力は、實に偉大なるものあり。

我國及締盟列國間の現行條約、期滿ちて更に通商條約を締結するに當りては、先づ第一に列國の輸入品中内國の物産と競争する種類の物産を調査し、其競争の程度を斟酌して、相當の稅率を増徴し、以て内地の生産を保護するの方針を取るべく、之と同

時に又無競争の輸入品に對しても、豫め相當高率の國定稅率を定め置き、以て互惠條約締結の武器に供することを要す。

其方式に二あり、其一是佛國以下二三の國々に於ては、複稅率即稅率に最高最低二様の限度を定め置き、其範圍内に於て他國と條約を締結することは是れなり、此政策は或る國々に限りて、別々に互惠條約を締結する場合に在りては、其功力なきにあらざれども、列國と同時に條約を締結する場合に於ては、列國皆な最低率の適用を希望するに至れば、全然關稅の胸壁を撤廢せると同一に歸着するの虞あり。

其二是獨逸其他の國々の如く、豫め高率の國定稅率を定め置き、他國と條約を締結するに當り、相互輸出入の關係上、自國に利益ありと認めたる場合に限り、互惠主義を應用し、彼國より輸入する某々の品目(内地生産と競争せざる物品)に限り、特に稅率を割引して輸入することを許す代りに、自國の輸出品に對し稅率を割引せしむる是れなり、(獨逸は千九百六年此關稅を施行す)我國が來る四十四年條約滿期に際して、更に新條約を締結するに當り、此第一第二孰れの方式を取るべき乎は、將來國家利害に重要な關係あるのみならず、又憲法の條章に抵觸する所ありと唱ふる者あるの重大



問題なり。

現に二十五議會に於て、複稅率を採用すべしとの建議案提出せられ委員に付托して、前後三回に涉り、政府委員と質問應答を重ねたり、發案者の意見に依れば、我國の憲法第十三條に「天皇は諸般の條約を締結す」とあり、又第六十二條には「新に租稅を課し及稅率を變更するは、法律を以て之を定むべし」とあり、然るに條約中には、相互の關稅を定むるの件を含蓄するは言を俟たず、若し政府當局者が、國定稅率あるに拘はらず、互惠主義に依り、恣に稅率を引下げて、通商條約を締結するものとすれば、憲法第六十二條を無視し、法律の規定を俟たずして、稅率を變更するの行爲を演ずるに至るの嫌あり、又去二十七年五月衆議院は左の決議を爲せることあり。

「條約の締結は、天皇の大權に屬すと雖とも、之が爲新に法律の制定を要し、又は法律に變更を來すべき事項及租稅の賦課變更に關する事項は、憲法第五條第三十七條第六十二條第六十三條の成文に由て、當然帝國議會の協贊を経べきものとす、茲に之を決議す」

此衝突を避けんが爲、條約改正に先ち、豫め複稅率法を設け、各稅目毎に最高稅幾許、最低稅幾許と、上下の極端を制限し、當局者をして其範圍内に於て、對手國と互惠條約を締結せしむるものとせば、條約の締結上國定稅率法の範圍外に出ることなく、憲法各條の衝突をも緩和するとを得べしと云ふに在り、當時余輩は此建議の提出者と其所見を異にし、現行法の如く單稅率制を存續するを以て、條約上國家に益する所大なるを確信するの一人なりしが故に條約締結上に於ける從來の慣行、經歷及單稅複稅兩者の得失等に關し、政府委員に質問する所ありしに、外務大藏兩省の委員は、大要左の如き答辯を爲せり。

「外務次官(前略)條約の締結權は、天皇の大權に屬して居りまして、此事は條約を締結する内に、偶々稅率に關する事柄がありまして、是も議會に掛けて協贊を求むる必要はないこと、信じて居ります、夫は憲法の解決論と致しませぬで、常識を以て解釋をしたので、一つは明治二十七年から八年に掛けまして、各國と條約を締結した前例もございますし、又其後條約に變更を及ぼしたる協定と云ふものも皆此稅率及租稅に關するものであります、盡く條約締結權の内でありまして、別に議會の協贊を求めたる前例もないのでありますから、外務當局者としては、此事は疑な



きことと信じて、將來に於ましても條約中に税率のことがありましても、其事は議會の協賛を求むる必要はない事と解釋をして居ります。

〔大藏次官(前略)大藏省の方では、單税率が無論宜いと云ふ考であります、獨り大藏のみならず、關係のある各省は、大體單税率が宜いと云ふて居るのであります(中略)複税率を設けました所が、外國に交渉して専ら譲らうと云ふ點は、其最低の税率に付ても、もう少し下けて貰ひたいと云ふ話が始まる場合である、夫なれば今日單税法を設けて置て、其單税の率に對してもつと下げて貰ひ度と云ふのと同じことである、複税率を設けて置て、双互に於て協定が出来なければ、其高率を適用するので都合が好いと云ふ話があるか知りませぬが、今日の關稅定率法に國定税率が設けてありますが、日本の品物を特に不利益に取扱ふ國に對しては、其國の品物に對して敕令で特別の税率を適用することが出来ることと云ふ法律になつて居る、故に複税率を設くるの必要がない云々。

以上の經歷と事實とに徴すれば、我國は此際從來の慣行を變して、俄に繁雜なる複税率を設定するの必要は毫も之なきを認む、要は内地生産保護の目的を以て輸入の

競争品に相當の關稅率を定むると同時に、輸出獎勵の目的を以て、無競争の輸入品に對しても、亦相當の關稅を定め、特に關稅を引下げて、我國の品物を優遇する國に對して、報酬的に無競争品に限り國定税率の幾割を引下て、互惠條約を締結するの基礎を置くを以て足れりとす。

來る四十四年に於ける條約改正の準備を爲すに當り、若し萬一にも此用意を缺き一面の内地生産保護のみを専らとし、單に競争品の關稅率を引上るに止め、無競争品の故を以て、其税率を最低度に引下るが如きことあらば、我國は此稅權恢復の好機に當り、列國に對して互惠條約を締結するに當り、折衝談判上に利用すべき銳利なる武器を失ひ、一面に於て輸入品に對する生産保護の目的は、或は之を達することを得べきも、他の一面に於て輸出品に對する生産獎勵の目的は、決して之を達せざるの不幸に陥るべし、是れ我國が來るべき條約改正の準備として、關稅率の調査を爲すに當り最も注意すべき要點なりとす。

條約改正の準備上此注意を怠らす、無競争の輸入品に對しても、豫め相當の税率を國定し、以て條約改正の談判に利用せば、我國に對して此種の品物を賣込むの望ある



國々は條約上我國定稅率割引の特恵に浴せば、其國の貨物は、他の競争國の貨物を排斥して、日本に輸入するの便宜を得、彼我の間貿易の發展することは、余輩が米國キエバ間及獨逸等の互惠條約の實例に示せるが如く、著大なるものあるを知るが故に、彼等は其報酬として日本品に對し、輸入稅割引の特典を與ふるの互惠條約を締結するに躊躇せざるべきは疑を容れず。

以上論ずる所を綜合すれば、我國が來四十四年通商條約改正の期に當り、如何なる關稅主義を取り如何なる手段方法に依り、折衝談判を爲すに利ある乎は、其間自から理解することを得べし、條約改正に應用すべき主義及方法は既に定まる所あるも、何種の稅目に比較的高率を課し、何種の稅目に比較的低率の稅を課すべき乎、又何種の輸入品は免稅し、何種の輸入品は戻稅を爲すべき乎等の事實問題に至りては、尙ほ一步を進めて、現行の國定稅率及協定稅率を比較し、輸入品中内地に競争品あるものと競争品なきものとの區別を明にし、又輸入稅なきものと、戻稅あるものを知悉せる上にあらざれば、適切の解釋を下すと能はざるを信ず、故に余輩は第二十七統計年鑑大藏省編纂明治四十一年大日本外國貿易年表及びインポルト、タールツフオフ、ジャ

パン(日本輸入關稅)等の參考書に依り、加ふるに當事者の直話を參酌して、右等關係の計表を作成するの勞を取れり、先づ第一に内地に同性質の競争品ある輸入物品、同價格現行の國定協定兩稅率對照表を左に掲示すべし。

競争輸入物品の輸入金額及國定協定兩稅率對照表

第一類 植物及動物

馬	三九九、七三九 <sub>円</sub>	國定	協定
牛	七五四、九七五	五分稅	一割

第二類 穀物及種子

米	二二、六八八、五三九	每百斤	〇、六四
大麥	一〇四、五〇八	同	〇、四五
小麥	二、五〇九、七四五	同	〇、五七
大豆	一〇、九三〇、六七一	同	〇、四三
小豆	三〇二、八〇七	同	〇、四五
蠶豆	二〇〇、〇一八	同	〇、三七
綠豆	二〇、七〇〇	同	〇、四四

【四】 關稅政策



第三類 飲食物

豌豆	豆	五四、四一八	同	〇、三八
胡麻子	子	八九四、八七二	同	〇、七九
荳蔻子	子	五六、九一三	同	〇、八六
菜子	子	一八〇、六八九	同	〇、五一
棉子	子	三三七、九七二	同	〇、一〇
亞麻子	子	八	同	〇、一〇
菓實及核子	子	七〇、一四〇	百斤從價四割 乃至四割五分	四、〇〇〇 一、八〇〇 二、七〇〇 乃至二〇〇〇
紅茶	茶	二五、二五五	百斤	二、七〇〇
其他	他	三九、一〇二	四割五分	二、〇〇〇
小麥粉	粉	二、八二九、一七八	百斤	一、四五
穀粉及澱粉	粉	一一一、三二三	百斤	一、八〇乃至四、四二
火腿	肉	三五、五六五	同	一四、〇〇
鹹肉	肉	七、七五七	同	五、五〇
鹽鯨	鯨	二、五五四	同	一、四〇
鹽鮭及鹽鱈	鱈	三八四、六四二	同	五、四〇
鹹魚	魚	八一、八二八	同	二、〇〇

第四類 砂糖及糖果類

コンデンスミルク	同	二、三八九、二九六	同	一〇、〇〇
バター	同	一一五、五四四	同	二七、〇〇
鳥卵	卵	一、二九一、九七〇	同	五、五〇
鹽魚卵	卵	二〇四	百斤	二、〇〇
蔬菜及菓實罐詰	詰	一〇六、〇七〇	同	七、三〇
鳥獸肉	肉	二八、四〇六	同	九、七五
魚介	同	一二、〇二〇	同	四、三〇
其他	他	一九、〇六〇	同	四、三〇
砂糖標本八號未滿	同	九八六、二七八	百斤	一、六五
同十五號未滿	同	五、二一四、七九九	同	二、二五
同廿號未滿	同	四五八、七四七	同	三、二五
同廿號以上	同	二、六一三、三八九	同	三、五〇
糖蜜	蜜	一、四三四	同	〇、八五
ビスケット	ト	三〇、八三九	同	〇、八五
其他	他	三三、四六八	百斤	一〇、五〇
シヤムフルトセリ	他	三〇、六四八	百斤	一七、〇〇

【四】 關稅政策



第五類 酒類及酒精

麥酒	一六、〇四一	每リットル	〇、二二
葡萄酒	二三八、一三七	同	〇、九五十二繰入、七六〇
同 樽入	三〇六、八三三	同	〇、三五二繰入、二四二
酒 精	一六、五一五	同	〇、七三同、七、九二五

第六類 皮毛骨角類

毛皮	四八、四七九	五割
牛皮及水牛皮	一、四四四、〇五一	一、二〇
染色革及着色革	一八一、七〇六	二、二、四〇

第七類 藥材化學藥及製藥

大黃	三〇、三二二	百斤	二、九〇
松脂	三五二、五六五	同	〇、六〇
阿膠	二四九、二九五	同	二、五八
醋酸	二〇八、九七一	同	八、〇〇
石炭酸	二七一、九四三	同	六、一〇

單寧酸	八、二二二	同	一四、二〇
苛性曹達	一、二二一、一五〇	同	〇、六五
曹達灰	八〇八、六五三	同	〇、三五
重碳酸曹達	二六九、一五〇	同	〇、五二
撒里矢爾酸曹達	二二、二四二	同	一、二、七〇
重格魯酸刺萬亞斯	七一、五一九	百斤	二、五三
炭酸麻個涅曳膜	三五、五一二	同	二、七三
明礬	一一、一〇七	同	〇、四四
龍腦及艾片	八二、〇八八	同	三割
ブラスター	四〇、三五一	同	三割
亞麻子油(罐樽入)	二二五、六六四	百斤	一、〇〇
椰子油	一三九、四九一	同	一、五〇
大豆油	二、六六〇	同	二割
魚油及鯨油	五、〇八三	同	三割
豚脂	四、五六三	百斤	五、八〇
牛脂	四九八、九九四	同	一、三四
オレイン	八九、八八〇	同	二、〇〇
石炭油	一五、一〇五、二〇〇	每十ガロン	〇〇、三六 〇〇、一七

【四】 關稅政策







雲	齊	布	二七、八六九	每十方ヤール	〇、六三	〇、一六
綿	帆	布	七九、九〇五	同	一、五六	
更	フ	紗	一、三三八、六一一	同	四九	〇、二二
綿	天	絨	二〇五、〇八〇	同	七三	一割
綿	天	絨	一、四〇四、五七六	同	一、三六	〇、四一
麻		布	四三〇、八八九	三割		
帆		布	三七、九六一	十方ヤール	一、四八	
エ	ラ	布	二七四、九五六	一割	五七	
エ	ラ	布	九四、三三二	一割		
厚	地	布	一、五八〇、七一四	每十方ヤール	三、二〇	
蒲	地	同	一、二二四、六八九	同	一、六〇	
厚	地	同	一、四五二、四七六	同	一、六〇	
薄	地	同	二三八、三七六	同	一、〇〇	
カ	シ	同	一六六、三九五	同	八七	
モ	ス	同	二五、七三一	同		
其	他	同	二、一六三、一四三	同	一、一〇	
フ	ラ	同	一五二、四六五	同	一、六四	〇、〇四四
毛	綿	同	三九三、九七八	同	一、四三	〇、〇三〇

旗	布	一八、八六一	同	九八	〇、〇三一
絹	綿	八七、九九三	同	一、五五	
絹	綿	三七、四八八	同	三、〇四	一割
天	蠶	三四八、九八〇	同	四、九〇	
亞	麻	三九、一一五	同	四、四六	
毛	綿	一、七六一、六四三	百斤	三三、八〇	
絹	綿	一一三、四〇八	同	四割五分	
絹	毛	二六九、七五〇	同		
綿	製	一〇六、六一二	每打	〇、二二	
其	他	一三、八八三	同	四割	
フ	ラ	三〇七、九五六	百斤	三三、八〇	
族	布	五〇、九二五	同	五割	
革	布	四八、一一九	同	一、〇七	
護	紐	四〇、九七三	十方ヤール	三割	
ゴ	ン	四七、九一八	同	一、三九	
空	枕	三九、一一六	同	三割	

第十一類 衣服及附屬品

【四】 關稅政策



綿メリヤス	四四、三〇七	每打	四、〇〇
毛メリヤス	一二九、五四五	每打	七、〇〇
毛綿メリヤス	七三、六一四	同	四、二〇
其	五、六七八	同	四割
革製手袋	一四八、六二三	同	四、四〇
其	一〇四、一〇五	同	一、四〇
足袋	六七、八六二	一斤	二、五〇
絹製及治入製肩掛	三四、四二九	同	五割
其	一五、九六四	同	四割
袴	五五、七八一	同	五割
フエルト製帽	四七三、四九二	同	四割
其	二三〇、三一五	同	同
短靴	三二、一四五	同	四割
其	三二、三八一	同	四割
アイホリ製鈕釦	七六、〇〇一	百斤	五二、四〇
身邊裝飾用細貨	二七、一一六	同	五割乃至六割
リボン及ガルーソ	六三、五〇三	同	五割
他ノ各種紐	三二、五八一	同	同

第十二類 紙及紙製品

印刷紙四十五ポンド以下	七八三、五一一	百斤	一、〇〇	八〇〇〇
其	一、七六六、一六四	同	一、九五	一、一六三
包裝用紙	一六三、七七五	同	一、二六	一割
マツチ用紙	二二六、一一一	同	同	同
板紙	一五六、七五七	同	二、四〇	同
繪葉書	三、四二二	同	五割	同

第十三類 礦物及礦石

石膏	七六、四一六	百斤	〇、二二
コークス	六〇八、六六九	噸	二、一八
紙石	二二、一三一	同	一割

第十四類 金屬

ビツ	三、四三六、四三三	百斤	一、一〇	鋼軟、〇八三
其	四〇二、六四二	同	六〇	鋼、五分
鐵及軟鋼ノ條	六、四二五、二四五	同	三割	二六一

【四】 關稅政策



鋼ノ細條	一、一〇八、六四七	三割	七六
鐵及鋼ノ細竿及線	四五四、四〇二	二、〇〇	五分半
鋼同上	三六、二九七	二、〇〇	、五〇三
鐵及軟鋼ノ線索	一六四、七三三	一、八〇	、八一九
鋼同	二六二、七六八	同	、二五六
鐵及軟鋼ノ板	四、七八五、七五八	同	五分
鋼板	六八、一一五	同	、二九六
テI形アングル形	一、九五五、七四六	同	七分半
軌條	五、〇七一、四四六	同	
フイツシプレート	三七二、二〇三	同	鋼軟 一二九 五分
鑄鐵ノ筒及管	八二八、九八〇	三割	一割
屑及故同	一五一、〇九八	、一七	
銅塊及錠	七八、二七〇	七分半	
銅條竿及板	二二七、〇一四	板 二〇、二〇〇	
銅	三九、五七六	一、二〇	
鉛塊及錠	九七七、一二七	、三八	、三一六
同管	二七、一六五	一、九〇	
故コツケル錠板	二八二、三五九	七分半	

アルミニウム板及線	三三二、四三二	百斤	一八、八〇
眞鍮及黃銅條竿	二〇、三三三	同	六、七〇
同板及線	九六、七九三	同	七、四〇
アンチフリクシヨンメタル	四二、七五一	同	三、五〇
其他	一三		七分

第十五類 金屬製品

貨幣	三八七		一割
錫箔	五二、九四二		一九、六〇
青銅粉	一五、五五六		一九、八〇
手縫用針	三四、三七二	一斤	四五
筆嘴	一一三、四八〇	每ケロッツス	金、六割 他、一六
鐵釘	三、一二二、二一三	百斤	一、六〇
電鍍鐵釘	五、五三六	百斤	四、二〇
鐵螺絲釘	一六一、四二六		二割
同牝螺絲釘	四四七、五四二		三割
同リベット	二三一、七二九		二割
ドグスパイクス	三四七、四八六	百斤	一、八〇

【四】 關稅政策



建築材橋梁材電線	三、八六八、一六七		二割五分
其 他	一、四四六、八五二		同
家具用金具類	一七一、一五八	百斤	鐵 九、一二 真鍮 三六、五〇 六階級
工匠農具及部分品	四八七、二二八		四割
刃 物	四五、五一八		一、六〇
鐵 及 鋸 鏈	一九七、〇四八	百斤	二、〇三
鐵 鏈	五六、四一三	同	三割
ス ト ー プ	一一〇、九三五		九、四八
珐 瑯 鐵 器	三九、一一五		銀 五割 金 六割
金 銀 及 鍍 製 品	六三、〇七六	百斤	九、五五
鐵 製 品	二七五、〇〇八	百斤	三〇、八〇
銅 及 真 鍮 製 品	五二、一二〇		

第十六類 陶磁器及玻璃製品

耐 火 煉 瓦	一三一、八一八	百斤	一、五六 二、九三
其 他	六二、四九八	同	二割
陶 磁 器	一五四、八五五		四割

第十七類 車輛船舶學術器及機械類

鐵道機關車炭水車	一、七二二、九八三		二割	五分
同 部 分 品	五二二、四五二	百斤	四、七〇 一、五四	同
同客貨車同部分品	一、四三七、四八八		二割	
電氣鐵道車部分品	四六二、〇三五		同	
自 轉 車	八〇二、九一七		四割	
同 部 分 品	一、二八五、七二二	百斤	九、五、六〇	
汽 船	二、三四七、九四四		一割	
化 學 器	六一、〇九八		二割	
醫 療 器	一二三、二八九		同	
測 量 器	一四二、五五〇		同	
雙 眼 鏡	七四、二七一		四割	
望 遠 鏡	九、九五二		二割	
錶、盤時計及部分品	二七、〇六三		一割	
照結爾側置時計	九一、七六七		四割	
其 他	一一七、七一		四割	
同 部 分 品	八四、五八五		一割	
金側及白金側時計	五三、二五七		四割	
銀 側	一一七、七一		四割	

【四】 關稅政策



其	同	機	其	權衡及尺度	寒暖計及晴雨計	水	瓦	壓	其	樂器同部分及附屬品	寫真器同部分品	蒸	瓦斯石油及熱氣機關	スチームタービン	水力發動機	發電機及電動機	其	
他	側	械	他	度	計	計	計	計	他	品	品	關	關	ン	機	機	他	
八四、五八五	一五四、六一六	二五三、一〇八	一八、九一九	六八、三九一	五六、三七九	二八二、九九七	一九二、一一三	一三、八二五	二七三、五八二	一〇二、五〇〇	二九、六二二	一、七六六、六六六	九六六、六二六	七五〇、四一四	三三二、四三六	二、〇四九、六四八	一、六七一、五二八	
四割	同	同	同	二割	二割	同	同	同	同	四割	五割	一割五分	同	同	同	同	同	一割五分

電	汽	旋	スロツチングメシン	ブローニングメシン	シエーピングメシン	鋸	消	唧	潛	水	坑	起	製	印	綿	
話	機	盤	メシン	メシン	メシン	木	防	筒	水	壓	業	重	紙	刷	布	
機	機	盤	メシン	メシン	メシン	機	器	器	器	器	械	機	機	機	機	
一、三三〇、〇六一	一、三三一、七七一	八二六、四五四	九一一、七七二	六五、一三〇	三六〇、四九四	三五、三八	四五六、〇二四	三九、六六九	九一二、八一二	一一、三二三	三八二、一〇七	二〇八、二二二	一、一三九、一七八	一、六五六、九〇五	一五五、五七三	九九二、八二二
二割	一割五分	同	同	同	同	同	同	同	同	二割	同	同	同	同	同	同

【四】 關稅政策



第十八類 雜品

桐	二一、二三七	百斤	、五二
鞣皮用樹皮	七二、四三八	同	、四二
コルク	三八九、四三三	同	八、九二
パル	一、八一四、八四四	同	二〇、三五
麥稈	一六二、八七七	同	七、七三
フェルト製帽體	八八、八七六	同	三〇、三五
麥芽	八〇〇、六三一	同	二、〇〇
パツ	四六、三〇四	同	九、九七
護膜板	六二、三六七	同	八七、八〇
同竿及管	一六四、三二六	同	三五、九〇
其他	四八、二八五	同	三一、六〇
同製	四二九、四四〇	同	二六、〇〇
セリユーロイド板竿及管	六六八、三一五	同	二五、六〇
同製	三二、五六七	同	六七、五〇
金剛砂砥	三五、二二八	同	六、一六
ギートランドセメント	四二七、〇七〇	同	三、三三

機關用パツキング	二八六、二八六	百斤	七、五一
革製機械用帶管	五七、一四二	同	二五、三〇
護膜製	一一七、三六九	同	一一、五〇
帆布製	二八四、五五九	同	一三、五〇
ランプ提燈同部分品	三八六、八九三	百個	一〇、二〇
電燈用ラムプ同部分品	一一二、六七五	同	五、八〇
香水香油薰香類	四八二、二二七	同	六割
化粧用石鹼	三九六、八〇四	百斤	二四、七〇
洗濯用	二二九、一二三	同	三、九二
遊戲具體操具及附屬品	二二、七三一	同	三、五四
玩具	八二、六五七	同	五割
煙草類	一九三、五三五	同	二拾五割
獵銃	一一、八六一	同	四割
拳銃	一六、八四七	同	同

此表に掲記する各種の輸入品は、孰れも内地に於て同性質の物産あり、一々其優劣を比較するときは、品質の彼れに譲らざる優等品なきにあらざれども、中には彼れに劣る所の品物も亦少しとせず、然れども獎勵保護其道を得ば、久しからずして外國品

【四】 關稅政策



に譲らざるの優等品を産出し、内地の需用者を満足せしむると同時に、内地の産業を發達して、輸入超過の趨勢を一轉するの望あるは疑を容れず、是れ米獨の實歴に徴して明白なり、左れば此種の競争品に對して、大體に於ては重率の關稅を賦課するを以て方針と爲さるべからず、殊に現行の稅率を對照するに、三十九年發布の國定稅率と、協定稅率との間には、著しき輕重あり、少きも二倍多きは十倍の差異あるを見る、協定稅率の増加せざるべからざるは現在の事實既に之を證明して餘あり、況んや産業發展の政策上、前途外國輸入の競争品を防遏して、内地の生産を保護するの必要あるに於てをや、今此表を通覽するに、米の輸入は二千幾百萬圓、年柄に依り四五千萬、大豆の一千萬圓、小麥小麥粉の五六百萬圓、コンデンスミルクの二百四五拾萬圓、鳥卵の百二三拾萬圓、砂糖の七八百萬圓等は、輸入農産の主要品なれども、何れも關稅に於て多少の手心を用ゐ、内産業の獎勵に怠る所なくんば、外品を驅逐して内國品を代用する決して難きにあらず、織物及毛絲の五百萬圓、金巾類の千萬圓、石油の千五百萬圓、鋼及鐵類の二三千萬圓、車輛類の四五百萬圓の知きも、關稅の定め方と事業の獎勵とに依りては、逐次外國品の販路を狹めて、内國品の販路を擴むること亦望なきにあらず、

故に此種競争品中從來條約上協定なきものは勿論、協定あるものと雖ども、四十四年の條約改正期に於ては、内國産發達の程度と販路の廣狹とを參酌して、相當の高率に引上ることを要す、其理由は内國産發達の程度を參酌せず、漫に稅率を高むるときは、内國産は其需用に應ずるに足らずして、國民は關稅の爲に高價の外國品を使用せざるべからざるの不幸に會すべく、又販路の狹少なる物品に對して、高率を課するも關稅改正上主要件の一たる收入増加の目的は、之を達することを得ずして徒に外國品を排斥するの結果に止るの虞あればなり、要するに前表に揭示せる各種の輸入品は、内地の生産物に對する競争品なれば、關稅政策上概して尙ほ一層稅率を引上くべき範圍内に屬するものと知るべし。

無競争輸入品の價格及國定協定兩稅率の對照表左の如し。

第一類 植物及動物

綿羊及山羊 其 他

一三、三九二 一二、三八二

二割五分 三割乃至一割

稅率

國定

協定

【四】 關稅政策



第二類 穀物及種子

其他ノ豆類	六五、五七二		一割五分
穀物及種子	一七八、〇〇三	同	同

第三類 飲食物

珈琲	三九、四七一	百斤	一五、
胡椒	八、八八四	同	一三乃至一八、
カリ粉	一一、九七一	同	二三、
ソース	一七、六四九	同	八、二〇
羊肉	一三、七三一	同	七、三〇
ステリライズドミルク	一一、七七一	同	五分
人造バター	三九、一〇六	百斤	二三、〇〇
チーズ	二五、二二八	同	一七、〇〇
滋養食料	一一七、六六六	同	七七、〇〇
其他飲食物	一五三、一三四	同	三割五分

第四類 砂糖及糖果類

乳糖	四一、九四六	百斤	八、八〇
チヨコレート	三四、七一九		
其他ノ砂糖及糖果	一七、九四六	同	二六、〇〇

第五類 酒類及酒精

ホルト 蜂蜜	一五、九六六	毎リートル	〇、九五	十六度
同 樽入	九、三九四	同	〇、三五	以下一
シエリ 蜂蜜	九、一七九	同	〇、九五	リートル
同 樽入	一一、一四八	同	〇、三五	以上七、九二五
シヤムパン	一四八、一四八	同	二、四〇	一箱
フランデー	一一、八六〇	同	一、一〇	
同 樽入	一、三九一	同	〇、六〇	
リキコール	四、二一五	同	一、一〇	
ウ井スキー 蜂蜜	四九、三五二	同	同	
同 樽入	三五、二〇三	同	〇、六〇	
其他酒類	二七、五二八	同	同	

第六類 皮毛骨角類

【四】 關稅政策







亞拉昆亞護謨	四二、八九二	百斤	二、九〇	九〇
沙刺克	九七、七九一	同	一七、九〇	
セラチン	八二、〇五九	同	一八、七〇	
礬酸	七一、三一五	同	二、九〇	
酒石酸	五一、三六八	同	一三、一〇	
撒里矢爾酸	一二六、〇八九	同	一一、八〇	一割
枸橼酸	三七、〇〇〇	同		
礬酸曹達	三五、七四一	同	一、三〇	
靛羅謨刺萬亞斯	七一、五一九	同	一八、八〇	一斤、〇九三
次硝酸蒼鉛	八一、八〇四	同	八六、九〇	同、二〇六
炭酸安母紐謨	五三、四四七	同	三、八九	
フオルマリン	一三二、五八八	同	六、九〇	
偏里設林	一四七、二七九	同	六、五〇	
甘精其他類似甘味物	一三六	一斤	六〇、〇〇	
安知狀貌林	四六、八四五	百斤	九、五〇	
安知必林	一六七、四八三	一斤	〇、八〇	
册篤寧	四八、〇七九	同	三、〇七	
規尼涅	二八、四六七	同	二、〇三	八分

莫兒比涅	一三一、〇八三	同	八、九〇	
古加乙涅	六〇、〇五一	同	二五、〇〇	
炭酸結履阿曹途	三、八四七	百斤	五二、四〇	
アニリンサルト	七三、〇〇六	同	三、五五	
ミモサ越幾斯	一、三六二	同	二割	
其他化學藥及製藥	一、九九四、三四八	同	三割	三割
調劑藥	七九、五七四	同	同	同

第八類 油及蠟

桂皮油	三八、七二二	百斤	四五、〇〇	
シトロネラ油	一六、二〇一	同	三二、三〇	
松精油	五四、九一九	同	二、四八	
其他	三八六、二二五	同	三割	
葛麻子油	七二、四七三	百斤	二、〇〇	
阿列布油	三七、六〇八	同	四、一〇	
同錄入	一二、七七七	同	同	
羊脂	二一、四四二	同	三割	
其他	一一一、五七一	百斤	一、三四	

【四】 關稅政策



スチアリン	二六九、六五六	百斤	二、一〇
ミネラルコルザ油	二二、七二五	同	(〇〇、三五)
ワセリン	三一、三六五	同	二、九五
其他	一、四二三、七三五		二割
其他ノ油及蠟	一、九五九、〇〇一		二割

第九類 染料顔料及塗料

人造乾藍	五、二八八、六五二	百斤	六三、四〇	一二、九五三
ログウッド越機斯	一三一、七六一	同	三、三〇	二、一五
アニリン染料	二、〇三〇、七八四	同	九、〇〇	一割
アリザリン染料乾	一三三、一四四	同	二七、〇〇	一割
其他	一四、九〇七			同
酸化古拔爾篤	八九、三三四	百斤	八五、〇〇	
金液銀液及白金液	二一八、六四七	一斤	一八、〇〇	
ブラシアンプリュー	四八、八四六	百斤	一〇、〇〇	
群青	三五、四五二	同	二、八五	
朱及辰砂	一〇八、二五八	同	二八、二〇	
船底塗料	二五一、〇九五	同	四、一〇	

コツパーメント	二三、七四三	同	同
カーボンブラック	四二、八五二	同	同
エナメルカラー	三〇、七七四	同	六、三〇
其他ノ染料顔料及塗料	三八九、〇九九		一割五分

第十類 絲縷繩索及同材料

其他 綿織絲	六八、五六六	百斤	二一、五〇
柞蠶絲	一、四四四、九二七	同	三一、〇〇
其他ノ絲縷繩索等	二一八、八一七	同	六、二五

第十一類 布帛及布帛製品

綿織子及綿イタリانس	三、〇七二、七二五	十方ヤード	〇、七六一	一方ヤール、〇一七
寒用紗	二四〇、七八九	同	〇、二一	〇〇六
傘用綿布	一、六九六、〇九三		三割	一割
其他ノ純綿布	六二九、六九八		三割	一割
其他ノ麻布類	一〇、六五一		三割	
アルパカ	一二三、八三六	每十方ヤール	一、四六	
イタリアングロース	八〇二、六四八			

【四】 關稅政策



天鵝絨(毛及毛綿製)	九三、三七二	每十方ヤール	三、二〇	九四
ローラクローズ	七二、八七五	同	四、二〇	一割
毛アエルト地	三三、九五二	同	一、三四	同
其他純毛布	一一〇、五六六	同	三割	同
其他絹布(純)	五五、一五六	同	四割	同
其他	一九〇、二九八	同	三割	同
綿麻製手巾	一〇六、八三二	同	〇、三七	〇、一一
其他	一一、二三四	同	三割	
アラツセル氈	一七、一三六	十方ヤール	七、三〇	
パテントタペストリー氈	一六、一七七	同	三、七〇	
天鵝絨氈	五三、七四三	同	四割	
フェルト氈	一六、〇一一	同	一、三〇	
其他	六、二四九	同	四割	
靴護膜布	八八、三四六	同	一五、八〇	
製本用綿布	一八七、九一八	同	八、八七	
トレーシングクロース	二四、八七五	同	〇、四二	
油布及リノリユーム	一二六、一二三	同	三割	
防水布	二二、七七五	同	同	

第十二類 衣服及附屬品

インシュレーチングタイプ	五八、六五三	同	同	
クイルト及クツシアン	三六、二〇三	同	同	
其他ノ布帛	一四二、五五六	同	三割	
同製品	八八、九三四	同	五割	
護膜製長靴	八〇、二八一	同	四割	
同オバーシューズ	三八、二二五	同	同	
陶磁及玻璃製鈕	一八、四二一	同	一〇、七〇	
其他	一三、六八三	同	五二、四〇	
ハツクルスフツクス及アイス類	五六、三〇五	百斤	三割五分	
金銀絲類	一三、五六七	同	一三、六〇	
其他	二七三、五二三	同	二三、〇〇	
其他ノ衣服及附屬品	一〇七、一一二	同	六割	
		同	五割	

第十三類 紙及紙製品

筆記用紙	一九一、四九五	百斤	二、四二	一割
圖畫用紙	一三二、七二九	同	三、〇八	同

【四】 關稅政策



フアンシーパーパー	三二四、九五五	百斤	三、四五	一割	九六
アイボリーパーパー	六三、一五九	同	三、六五	同	
製本用紙	三〇、二七八	同	二、三〇	同	
煙草用紙	二二二、二八二	同	五、六〇	同	
唐紙	四一、九五三	同	四、三〇	同	
模造日本紙	八六一、三二三	同	四、一五	同	
模造羊皮紙	三一、四〇三	同	三割	同	
其他ノ紙	五一六、四四八	同	一二、〇〇	同	
プロマイド及プラチナ	七六、三五〇	百斤	八九、四〇	三割	
其他ノ製品	一三四、六八五	同	三、八二	同	
其他ノ製品	一一三、五三二	同			

第十四類 鑛物及礫石

白堊及ホワイトチンク 四九、四三七 百斤 〇、五四  
 其他鑛物材料 二四八、三九九 一割

第十五類 金屬

電鍍線 一、七三八、一〇〇 百斤 一、八〇

籊及帶	一三一、五〇八	同	、七二	
リボン	一五九、九五二	同	一割	
凹形線	三三、七二二	百斤	四、〇五	
無地ノ葉鐵	二、五一三、二五〇	同	一、三四	
其他	、四九七	同	三、六〇	
有紋板	三三、八九一	同	二、六〇	、七四
波形電鍍板	一、四三九、三四六	百斤	三割	一割
其他	三、一八〇、一二七	同	同	同
煉鐵ノ筒及管	二、二六七、一八〇	同	同	同
鋼同	一七〇、三一八	同	同	同
フェロリ滿俺	四四、七九四	同	同	同
スヒーゲルアイゼン	二七、八七三	百斤	、一六	
銅筒及管	五五七、六二五	同	一三、〇〇	
鉛板及線	一八五、四〇一	同	一、六〇	
錫塊及錠	九八二、七二三	同	三、七四	、九九二
亞鉛塊及錠	五二八、六五三	同	、七二	四〇、四五二
其他	三〇〇、九七九	同	二、二七	
ニツケル板	二八、二七〇	同	三、八二	

【四】 關稅政策



ニツケル粒塊	八四四、六一五	百斤	四、六五
水銀	一六一、四〇七	同	七、二〇
アルミニウム錠塊	三八九、四八一	同	三、九六
眞鍮黃銅筒管	三九一、〇八〇	同	九、四〇
日耳曼銀條竿線板	三八、八四七	同	一四、五〇
鍍金塊及錠	一二五、三三六	同	七分半
同條竿組線板管	二八三、三三一	同	二割
屑及故	二〇〇、四九二	同	七分半

五、〇四八

第十六類 金屬製品

罐口用カブシユール	七七、五〇八	每千個	六三
クラウンコルク	一五、三八六	毎ケロフス	一〇
縫衣機用	一三、一四〇	一斤	四五
其他	二一、七四五	同	三割
ナイツプロテクター	四〇、九四〇	百斤	五、四〇
其他	六九、九五五	同	三割
海底及地下用線	四二〇、二七七	同	二割
其他金屬製品	四一六、二四九	同	三割

第十七類 陶磁器及玻璃製品

玻璃小形	一、二三〇、五七五	毎百フサート	九五
同大形	五九、三六三	毎百フサート	一、一八
同厚小形	六一、五三八	同	一、五二
同大形	一八九、〇九六	同	九、三〇
水銀塗小形	四、〇八二	同	一三、八〇
同大形	八二、一九九	同	一五、八〇
有色著色玻璃板	八、九二四	同	三、二五
其他玻璃板	四七、七三七	同	三、七一
寫真用乾板	二七一、六四六	百斤	一八、二〇
其他同製品	一〇六、八八一	同	四割

第十八類 車輛船舶學術器及機械類

其他ノ車輛船舶	五八九、二八三	同	二割
顯微鏡及部分品	一四七、二三〇	同	同
蓄音器同部分品	一五〇、三二一	同	五割
其他ノ學術器	三四〇、六一八	同	二割

【四】 關稅政策







爆發藥ダイナマイト	四六〇、六九九	百斤	五、九〇	〇五六
アトネートル	五六、二九八	同	三〇、三〇	
其 他	二九、六九七		二割五分	
雜 品	二、一九一、二五六		一割乃至二割	
小包郵便物	九九七、七四八			
旅客携帶品	二〇九、五六七			

前記の表中に列記する所の物品は、前途數十百年の後は知らず、現在内地に於て、同性質の競争物産なく、輸入諸外國特有の物品なり、此種類の物品に對する課税は、内地の生産に何等影響する所なければ、其税率を定むるに當りても、他に複雑の關係を有せず、單純に收入主義一方の見地より決定するを得べし、而かも此場合之を低率に定むるは、條約改正の談判上我國の不利なるは、前章既に論じたるが如きものあり、故に競争品の税率に比すれば、幾分低率に定むるは、穩當なるべきも、餘り極端の低率に定めて、條約改正談判の際、對手國の要求に應じ、税率を遞減するの餘地を存せざるが如きは、其不利云ふべからざるものあり、例せば我國特有の物産を輸出する國に對して、關稅の特別遞減を要求するに當り、其返報として、特に遞減すべき何物をも有せず、互

惠條約の成立上、重要な武器を失ふに至るべければなり、故に前記無競争品の輸入税を定むるに當りては、收入主義一方の見地より、正直に懸直なき税率を定めんよりは、幾分此邊の意味を含みて、豫め異日折衝談判の材料を保有するの覺悟なかるべからず、是れ無競争輸入品の關稅率を定むるに當り、特に注意を要するの點なりとす、又我國輸入品中現に關稅を課せざる物品及其價格表左の如し。

無稅輸入品及同價格表

一 植 物	二二、六三六圓
二 粗 製 鹽	八一、三九二
三 精 製 鹽	二、九五四
四 屠 皮	三四、三〇七
五 豚 毛	二二三、九〇〇
六 肥 料 獸 骨	七四八、八一九
七 其 他 獸 骨	一九九、八三三
八 貝 殼	七五、四五七
九 赤 燐	二二六、七一九
十 黃 燐	一四四、七五四

【四】 關稅政策



十一	粗製硝酸曹達	六〇九、四一九
十二	格魯兒酸鋸篤亞斯	八六〇、一六九
十三	青化鋸篤亞斯	二一七、三〇八
十四	粗製硫酸安母組膜	八、七九六、七九〇
十五	バラフ井ンラツクス	六四一、一九二
十六	生綿	一、五四二、八〇九
十七	綠綿	八八、七一三、四八〇
十八	亞麻苧麻及ラミ!	二八七、八二〇
十九	大麻黃麻及マニラ麻	二、二一八、三三九
二十	其他植物纖維	四〇、三七九
廿一	羊毛トツプ	四、三四六、四六二
廿二	其他	二、五〇三、七一五
廿三	山羊毛及駱駝毛	一四九、二〇一
廿四	繭	四七四、四一七
廿五	故護膜袋	三九九
廿六	廣告用印刷物	三二、三一六
廿七	書籍及雜誌	五一六、九〇二
廿八	鐵鑛	一、三三一、三五一

廿九	安知母尼鑛	六三、七六八
三十	石墨	三四九、二二四
卅一	磷鑛石	三、三五〇、九五八
卅二	カイナイトキーセライト	八、一五七
卅四	茶鉛	一二六、〇一八
卅五	鉛二號板	九七、六八八
卅六	コプ材	一二六、五二二
卅七	海羅材	四六、四二〇
卅八	包煙草	四四五、二三六
卅九	葉煙草	五八八、四六一
四十	生護謨	八八六、五七八
四十一	玩具	五八八、四六一
四十二	乾魚肥料	二五八、二七六
四十三	血粉	九八、四九七
四十四	骨粉	四八八、二九四
四十五	豆粉	二、七四六、一九二
四十六	綿子	八六八、五〇三
四十七	菜子	一、三九七、二五一

【四】 關稅政策



四十八 魚	一六七、三八〇
四十九 其 他 油 糖	三〇〇、八六九
五十 フイツシグアノ	一、三〇〇、八五八
五十一 過燐 酸 石 灰	四一、二二四
五十二 人 造 肥 料	二、九五二
五十三 其 他	一、六八六、八五一
計	一五二、四七八、八九九

此表に列記する所の輸入品を検するに、概ね製造品の原料若くは肥料にして、其他は智識の開発に要する書籍及玩具の類に過ぎず、他日發明者又は技術者の力に依り、内地に相當代用品を産する場合は兎も角、今日の現状に於ては、依然此種の物品に對しては、關稅を課することなく、自由に輸入を許す方、殖産上却て得策なるを信ず。尙ほ此場合に逸すべからざるの一問題は、現行戻稅の一事なりとす、今戻稅ある輸入品の種類を調査するに左の如し。

- 戻稅ある輸入品の種類
- 一 精製糖用原料砂糖

- 二 玻璃鏡用玻璃板
- 三 洋傘用綿繩子、綿イタリアンス、ポーダード綿傘地、鋼リボン鐵板及鋼板
- 三 置時計又は掛時計用鋼リボン、玻璃板、亞鉛板、時計用樂器
- 四 飲食物罐詰用葉鐵
- 五 磚茶用紅茶粉
- 六 魚類油漬罐詰用阿列布油
- 七 洋服又は帽子用羅紗及セルヂス
- 八 造船獎勵金を受けざる艦船用鐵及鋼の塊、條、竿(徑一時の四分の一を超へたるもの)板、有紋板、テーパー形、アングル形、其他類似のもの、管、筒、リベット、木材(リグナム、ヴァイク、チーキ、バインフアー及シダー)
- 九 肥料用大豆

以上の戻稅中、砂糖、大豆、鐵及鋼等の如きは、前途を達觀すれば、内地の生産を獎勵して、輸入品を驅逐するは、我國の産業發達上重要な政策なりと雖ども、現在此種の産業を查察するに、其發達未だ俄に此戻稅を廢止する場合に達せず、強いて此際戻稅を



廢止すれば、此種輸入の原料を以て、加工經營するの事業は、之が爲直に衰運に傾くの虞あり、殊に戻税は外國に關聯せず、其存廢は帝國議會の權能に屬し、何時にても必要に應じて、此法を修正し若くは廢棄することを得べければ、今回の關稅改正に於ては、寧ろ手を此戻税に觸れざるを以て穩當とす。

本章に記述する所を通讀せば、我國の關稅政策は、如何に確立すべき乎、各種輸入品には、如何なる類別を爲すべき乎、競争品に對しては如何なる稅率を應用すべき乎、特有産物に對しては、如何なる稅率を應用すべき乎、無稅品及戻稅品に對しては、此際如何なる措置を加ふべき乎等は、自から知得する所あるべく、又通商條約改正の際に當りて、如何に折衝談判を試むるに利ある乎、互惠主義は、如何に應用すべき乎も、亦自から其大方針を豫知することを得べし、但各種輸出入の品目に對して、一々稅率を決定するが如きは、尙ほ當業者の意見を參酌するの必要あるを以て、茲に之を略すべし。

### 從價稅及從量稅の得失

關稅改正に付き、此際尙ほ一の研究を要すべき問題を存す、即ち從價稅及從量稅兩者の中、主として孰れを採用すべき乎の一問題は、是れなり、我國の現行關稅法は、從價從

量兩者を並用するに在り、余輩の知る所に依れば、從量從價兩ながら利と害とを伴ふを免れず、兩ながら利害を伴ふが故に、此際に一層研究の必要あるを覺ゆ、從量稅從價稅の得失を明にせんが爲に、先づ從量稅の利害兩面を列擧すべし。

(一)從量稅に於ては、其稅率一斤何錢、一石何圓との規定なるが故に、輸出入の貨主も又稅關の吏員も、其目方及石數の算定だに正確を失はざる限りは、納稅額の算出は甚だ容易にして、其間何等の疑點をも生ずるの虞なく、又何等繁雜の手續をも要せず、簡單明瞭無造作に納稅事務を完了することを得べし。

(二)輸出入貨物に對する稅關の手續は、前項の如く簡明なるを以て、多數の關稅吏を要せず、從つて徵稅費は小額に止る。以上は從量稅の利とする所なり。

(一)物價の變動に關せず、其數量に依り、一定の稅金を徵するが故に、物價騰貴するも、其稅額は増加せず、荷主獨り其差を利し、國家は收入を増さず、關稅は全然其彈力を失して、死稅と化すべし。

(二)物價下落する場合に於て、國庫は其收入を減せざるの利あるも、荷主は獨り其不



利を受くべし。

(三)品質改良するも、税額は變動なければ、其利益は荷主獨り之を恣にし、國庫の收入は少しも増加せざるべし。

(四)優等品も又劣等品も、均しく其數量に依りて、課税するを以て、課税品は優等品に軽く、劣等品に重きを加ふるの弊あるを免れず。

(五)物價の變動及品質改良ある毎に、時々税率を改正せざれば、課税は不公平の弊を助長すべし。

以上は從量税の不利益とする所とす。

又從價税の利害兩面は左の如し。

(一)從價税は時價の何割又は何分と規定するものなるが故に、物價の高下に頓着なく、實價相當の税額を徵收することを得、課税は常に公平を失はず。

(二)物價下落すれば、收入を減じ、騰貴すれば、收入を増すべきも、過去の實歴は物價は騰貴の一方に在れば、從價税法は彈力ある活税法にして、收入増加の便あるべし。

(三)從價税に於ては、優等品及劣等品に、同一の税額を課するの弊あることなし。

(四)特に税率を増加するの必要を生ずるの外、物價の高下に依り、何等改正の必要を生せず。

以上は從價税の利とする所なり

(一)從價税に於ては、不當の價格を表示して、脱税を企る者を防止するが爲に、送り状に原價、發送の時日、差出人及送先等を詳記せしめ、領事の證明を要するなど繁雜の手續を免れず。

(二)老熟の評價人を置きて、送り狀記載の價格の當否を検定するの必要あり、之と同時に其評價に對して、貨主に上訴權を與ふるの道なかるべからず。

(三)各輸入港の評價一定せず、土地に依り貨主に損得あるを免れず。

(四)物價下落すれば、國庫の收入を減ずることを免れざるも、過去の實例に徴すれば、下落の場合には少し。

以上從價税の不利とする所とす。

此利害兩面の記事を比較して、其得失を玩味せば、我國現在の事情に於ては、從價税法を採用するに利ある乎、又將從量税法を採用するに利ある乎の問題は、容易に解決



することを得べし、惟ふに國家觀念を別とし、輸出入貨主の得失より論ずれば、從重稅法を行ふを以て便とすべし、他なし、從量稅は當事者の取扱手續極めて簡明なるが上に、物價騰貴の場合貨主を益する所多ければなり。

翻て國家觀念より學理を應用すれば、稅率は居常公平ならざるべからず、優等品及下等品は、其價格に依りて稅率を異にするを要す、物價騰落の變ある毎に、改正を要するが如きは、列國と協定を要する關稅等に於ては、成るべく之を避けざるべからず、殊に物價の騰貴に從ふて、其收入増加ある以上は、例令其手續は複雑なるも、徵稅費は増加するも、從價稅法を主とするを以て適當とす、思ふに佛國が當業者の希望、從量稅に在るに關せず、從量從價の兩法を並用し、米國が近時専ら從價稅制を採用せるが如き、蓋し此理由に外ならざるべし、余は此度の改正を利用し、從量稅の範圍を縮少し、從價稅の範圍を擴張せんことを望む。

#### 關稅改正の手續

關稅率の程度如何は、國家產業の盛衰及貿易の消長に關す、故に列國も往昔は朝令暮改、輕忽に關稅の改正を實行したることあれども、近年に至りては、孰れも慎重の態

度を取り、反覆調査を遂げ、其間遺策なからんことを期するの狀あり、佛國は千八百七十五年の改正に當りては、第一着に商業會議所に數項の諮問案を發し、次で代議士、商工會議所の會頭、農工及銀行家の代表者を以て組織せる、農商工高等會議に諮詢したり、千八百九十年の改正に當りても亦商工會議の意見を徵し、同改正案を議會に提出するの手順を蹈り、獨逸國は最近の關稅改正を行ふに先ち、輸出商人、製造人及農業者を以て、商業發展策講究委員會を組織し、關稅改正に關する全帝國各部の報告を蒐集し、大藏省は別に専門家を集めて、新關稅案を起草し、其寫を聯邦に送り、批評及助言を求む、各聯邦は細目に涉り、之に付箋して大藏省に回付す、此の如くにして中央政府は、足掛け三年に涉り、千九百一十一年一月に至り、初めて新關稅案を前記の商業發展策講究委員會に付議せしむ、此委員會は右手に新關稅案を握り、左手に蒐集せる材料を持ち、加ふるに各方面の實驗家を召集し、其意見を參酌し、以て改正案の細目を討議せり、大藏省は此復命に依りて、修正案を作成し、再應聯邦の意見を徵し、千九百一十一年十一月同改正案を聯邦議會に提出す、議會は此案の調査決議に一ヶ年有餘を費し、千九百一十二年十二月裁可公布せらる。



獨佛兩國が關稅改正の手續に於て、慎重に慎重を加ふる所ある此の如し、過去列國條約の制限する所と爲りて、完全に稅權を行使すること能はざりし我國が、此度完全なる稅權を恢復したる最初の改正に於ては、特に慎重の態度を取り、其間違算なきを期するの必要あるは言を須るす、萬々一輕忽に改正案を決し、列國の折衝不利に歸着するが如きことあらば我國は又新條約繼續の期間貿易上不利の位置に立ざるべからず、是れ豈に開國以來五十年間稅權の制限に苦める吾人國民の忍び得る所ならんや。

傳ふる所に依れば、大藏省當局者の關稅改正調査は、近く終了を告げ、次て此案は外務及農商務兩省委員との聯合會議に付するの順序なりと、此三省委員の合議案は直に帝國議會の議に付する乎、尙ほ其間に他の機關に依り、鄭重の審議を経る乎、政府の意趣の所在如何を知らずと雖ども、余輩の望む所は、獨佛の例に倣ひ、更に各方面の智識を集めたる委員會を設け、三省聯合委員の成案を付議し、彼等をして智識經驗の有ん限りを盡して、其細目を審議せしめ、以て本期議會に付するに在り、若夫れ期間切迫議會に於て、審査の暇なきが如きことあらば、議會は獨逸の例に倣ふて、常設委員を置き、鄭重反覆に調査を加へ、二十七議會の議に讓るも可なり、現行條約の制限は四十四

年の中半に在れば、政府が折衝談判を開始するの準備として、決して遲きを憂へず、假令少々後ることあるも、輕卒事を決して、悔を永年に遺すに比すれば、其優ること勿論なり、況んや慎重なる調査の結果に成りたる改正案は、兩院の決議も案外時日を要せずして通過するの望多きに於ておや、余輩は重ねて云ふ、此度の關稅改正は、我國前途の盛衰に關する所極めて大なり、當局者は國家の爲、特に慎重の態度に出んことを望む。

## 第五章 教育方針

教育は、人の性格を陶冶し、智識を博め、道徳を高め、精神氣力を發揮し、國運の盛衰に重大の關係を有するものなれば、有爲活潑向上的の國民を作るも、又無爲因循保守的の國民を作るも、一に其國教育の方針如何に存す、國家に取りて、教育の重要なこと論を須るす、是れ先進の國々が、古今國民教育に力を用ゐ、一日片時も此問題を等閑に付せざる所以なり、我國亦王政維新以來、此教育の必要を認め、官民皆な教育の普及に怠らず、特に今上 皇帝陛下は、深く教育に軫念を勞させ給ひ、明治二十三年教育勅語



を煥發せらる。此勅語は吾人國民が今尙ほ常に捧讀して眷々服膺する所なり、政府の當局者亦此勅旨を奉じて、孜々教育の普及に努むる所あるは、論を俟たずと雖ども、仔細に現時の教育方針を查察して、之を先進國の實例に對照すれば、其缺點も亦甚だ少からざるを發見すべし、凡そ教育の主要とする所は三あり、其一は高尚深遠の學理を研究して其濫奥を極め、以て國光を發揚するに在り、其二は人民を陶冶して善良なる國民的性質を養成し、以て國民の位置を高むるに在り、其三は學理を應用して産業を振作し、物質的文明を進め、以て列國間に雄飛するに在り、我國の教育は、能く此三要素を發揮して遺憾なき乎、思ふに何人と雖ども、恐らくは然りと答ふることも能はざるべし、現時の學制に於て、我帝國大學は學問の濫奥を極め、以て國光を發揚するの場所として、或は甚だしく缺くる所なしと云ふことを得べきも、尙ほ多少の缺點なきにあらず、中小學校及其他の諸學校に至りては、第二第三の目的に副はんが爲には、尙ほ採長補短改正を要するの事項三四にして足らざるを覺ゆ、故に余輩は左に現行教育の缺點を指摘し、以て之が改正を望まざるべからず。

教育の缺點を指摘せんと欲せば、先づ現行の教育制を明にするを要す、我國現行の

學制は、系統的にして尋常小學、高等小學、尋常中學、高等中學より大學及大學院に至りて止る、其他は各種の専門的の高等學校及實業學校等なりとす(私立學校は除外して茲に之を含蓄せず)。

#### 尋常小學及高等小學

小學校は、兒童身體の發達に留意し、道德教育及國民教育の基礎、竝に其生活に必要な普通の智識技能を授るを以て本旨とし、之を尋常高等の二種に分つ、尋常小學の修業年限は、四ヶ年乃至六ヶ年にして、高等小學の修業年限は、二ヶ年三ヶ年又は四ヶ年とす、尋常小學の教科目は、修身、國語、算術、體操にして、尙ほ土地の狀況に依り、圖畫、唱歌手工の一科目又は數科目を加へ、女兒の爲には裁縫を加ふることを得、高等小學の教科目は、修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操とし、尙ほ女兒の爲めには裁縫を加ふるものとす、修業年限二ヶ年の高等小學に於ては、此教科目中理科、唱歌の一科目を欠き、之に手工を加ふることを得、修業年限三ヶ年以上の高等小學に於ては、唱歌を欠き又は女兒の爲に手工を加ふることを得せしめ、尙ほ男兒の爲に手工、農業、商業の一科目若くは數科目を加へしむ。



小學校の數は本校二萬七千二百二十五校、生徒の數五百七十一萬三千六百九十八人にして(四十年)尋常小學校正教科又は補習科に裁縫を課するもの九千三百四十校、裁縫手工を課するものは百六校、手工を課するもの六百二十五校、高等小學校にして、正教科又は補習科に手工を課するもの六百三十八校、農業を科するもの四千三百四十四校、商業を課するもの三百十五校、手工農業を課するもの二百九十九校、手工商業を課するもの三十八校等なり。

#### 中學校

中學校は、須要なる高等普通教育を爲すを、以て目的とす、其數は官立二、公立二百二十六、私立四十三、合計二百八十七校、生徒の數は、本科十一萬二千六百六十人、補習科六百六十六人、合計十一萬八千七百七十六人にして、卒業者の數は、本科補習科合一萬五千二百三十八人なり、又公私立入學志願者の數は、六萬二千五百三十一人にして、入學者は三萬五千三百三十五人なれば、入學者の志願者に對する割合は、五割六分強即ち百人中五十六人弱なり。

修學期限は五ヶ年にして、教科目は國文、漢文、作文、和文英譯、會話、讀方、書取、文法、作文、

習字、日本歴史、支那歴史、萬國歴史、地理、算術、物理、化學、習字、書學、體操等なり。

#### 高等學校

高等學校は、専門の學科を教授し、又帝國大學に入學する者の爲に、豫科を設くる所にして、第一乃至第六の各高等學校及第七高等學校造士館の七校あり、孰れも文部省の直轄なり、大學豫科は之を三部に分ち、其第一部の學科は、法科大學及文科大學入學志望者に、第二部の學科は、醫科大學の藥學科、工科大學、理科大學、理工科大學及農科大學志望者に、第三部の學科は、醫科大學入學志望者に課するものにして、其修業年間は孰れも三ヶ年とし、工學部は、土木工學及機械工學の二科に分ち、其修業年間は各四ヶ年とす。

生徒の數は、大學豫科第一部二千三百七十八人、第二部千六百五十八人、第三部九百廿三人、計四千八百八十八人なり、入學志願者の數は、三部合六千四百四人にして、入學者の數は、第一部九百四十九人、第二部五百八十八人、第三部三百十八人、合計千八百四十七人なれば、志望者に對する入學者の割合は、三割一分強即ち百人に對し、三十一人餘なりとす。

#### 帝國大學



帝國大學は、國家の須要に應ずる學術技藝を教授し及其濫與を攻究するを以て目的とする所にして、東京帝國大學及京都帝國大學の二あり、大學院及分科大學を以て構成す、分科大學は、法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學及農科大學の六分科より成る、而して法科大學は、法律學及政治學の二科に分れ、醫科大學は、醫學及藥學の二科に分れ、別に國家醫學の講習科を置く、工科大學は、土木工學、機械工學、造船學、造兵學、電氣工學、建築學、應用化學、火藥學、採鑛及冶金學の九科に分れ、文科大學は、哲學、史學及文學の三科に分れ、理科大學は、數學、理論物理學、實驗物理學、化學、動物學、植物學及地質學の八科に分れ、農科大學は、農學、農藝化學、林學及獸醫學の四科に分れ、別に農學、林學及獸醫學の實科を置き、醫科大學、文科大學及理科大學に研究科を置き、各分科大學に選科を置く。

修業年間は、法科及醫科ともに四年、藥學科三年、工科三年、文科三年以上、理科及農科ともに三年、大學院在學期間は五年にして、生徒の數は、大學院六百九十八人、分科大學は三千貳百七十人、内法科千四百五十七人、醫科四百九十五人、工科五百四十一人、文科四百六十九人、理科百一十一人、農科百九十七人、分科大學生四百二十五人、合計四千三百

九十三人なり、大學院に在りては、入學志望者全部入院し、各分科に在りては、入學志望者は概ね入學するを得、志望を達せざりし者は、極めて少數なるが如し。

#### 實業學校

實業學校は、工業、農業及商業等の實業に従事する者に須要なる教育を爲すを以て目的とす、其種類は、工業學校、農業學校、商業學校、商船學校及實業補習學校なり、蠶業學校、山林學校、獸醫學校及水産學校等は、之を農業學校と看做し、徒弟學校は、之を工業學校の種類とす、第二十七統計年鑑に依れば、三十九年度に於ける、實業學校の數は、官公私四千五百四十校にして、生徒の數は二十二萬三千五百六拾八人なり、今此中官立學校に對する入學志願者と入學者との割合を見るに、札幌農學校は、入學せる者は志願者の三割八分、盛岡商業農林學校は、三割五分、東京高等商業學校は、二割三分、神戸高等商業學校は、二割一分、長崎(同)二割五分、山口(同)四割、東京高等工業學校は、二割二分、大阪(同)は四割三分、京都(同)七割六分、名古屋(同)二割七分、徒弟學校三割七分にして、入學を志願し空しく志を懷て入學し得ざる者、合計三千五百七十三人の多きに達す。

右に記する所は、我國學問の最下層なる尋常小學より最上層なる大學院に至り、學



問系統の大要及實業教育の現状なり、此教育組織及状態を基礎として、我國の現状に對照し、歐米先進國の教育に參酌して、遺憾なき乎、近時全國の學齡兒童就學者の數、連年増進して、男女共に平均百分の九十七餘に達せるが如き、實業學校の創立、増加して、近き四年間校數及生徒數とも三四倍せるが如き、又教育の方法に幾分の改善を示せるが如き、余輩は當局者の功績少からざるを認めざるにあらずと雖も、尙ほ教育上探長補短改善を要すべきの點亦甚だ多きを認む、大體の系統教育制度は、暫く之を後段に譲り、先づ順序として逐次小學教育より論評して、其缺點を指摘する所あるべし。

學問の蘊奥を極め、德育を盛にするの二事、固より重要なるには相違なきも、學問を應用して物質的文明を進め、日常の生活に便し、延て國富を増殖するは、我國の現状に於てはより焦眉の急務なりと云はざるべからず、然るに其教科目及教授方法を見れば、尋常高等ともに人生普通の智識を養成するを主とし、直接日常の生活若くは家業に補益する所の教育は、教科書の上にも、教師の授業の上にも兩ながら缺る所あるを見る、勿論近年當局者も茲に悟る所あり、土地狀況に依り、教科目を變更又は加除することを許したるの結果、全國各地の小學校中正科又は補修科に農商工教育の端を開

きたる所ありと雖ども、其數を見るに全國二萬七千四百七の小學校中、農商工の一科若くは二科を教ゆる所は、四千九百餘校に止り、他の二萬二千四百餘校は、全然實業智識の教育を缺くものと云ふを得べし、我國の大部分は農業地に屬し、商工業地之に次ぐ、農商工業者以外の住民は、其數極めて稀れなり、農工商教育の必要、豈に當此四千餘校に止らんや、然るに生活上必需の教育を缺くの小學校、其數五倍の多きに居るは、余輩の最も遺憾とする所なり、現に獨逸の如きは、小學校の教師中農商工其他實業上の教育を受けたるもの少からざるに加へて、農業地方の小學校教師は、最寄りの農學校に通學して、農業智識の教育を勵み、商工業地方の小學校教師は、最寄りの商工業學校に通學して、商工智識の教育に努む、此の如くにして小學校の教育は、初めて其國人民をして營業上に學問を應用するの便を得せしめ、教育の功能直接に生活上に發揮するに至るべし。

我國從來の小學教育は人生に要する普通の智識を普及するの旨趣に出たるもの如く、家庭又は家業に必要な事項は、之が教育を怠れり、我國小學の教育方針は、英國に似て讀み書きを初めとし、廣く各種の智識を教ゆるを以て目的とす、隨つて其學



ぶ所淺きを免れず、之に反して獨逸の小學教育は、實用を主とし専ら家業及家庭に關して、日用必需の事を教授するを以て目的とす、故に其學ぶ所は甚だ狭しと雖も、其入ること深く彼等は、祖先の業を繼ぐに満足す、殊に英國の公立學校は、月謝なく食物、衣服、靴、學具等一切就學の必要品を供給するを以て、恰も貧民學校の態あり、上流の人々は其子弟を公立學校に出すを欲せず、多くは私立學校に通學せしむ、加ふるに其教科は都會的統一主義にて、地方の子弟には不必要の科目を教授す、故に卒業の子弟は、都會若くは他の地方に飛出し、女子は高等學校に入りピアノを弄せんことを望む、偶ま地方に嫁する者あるも、小説に耽り乳を搾り鳥を飼ふことを耻とす、此の如くにして貧富其學校を異にし、貴賤の懸隔を生じて、一方は貴族的に流れ、一方は益す依頼心を増長し、勞働の貴きを忘れて、袖手紳士生活を爲さんと試むるの氣風を養ふ、獨逸の小學校は全然強制的にして、苟も學齡に達せるの兒女は、貴賤貧富を問はず、盡く公立小學に入學せしむるの規定なれば、現に今の獨逸皇帝の如き、カッセルの普通小學に於て、商人又は職人等の子弟と共に、同じ腰掛同じ机にて、平民的教育を受けさせ給ひたり、獨逸の子弟は、此貴賤貧富混合教育の爲に、上流人は平民的に傾き、下流人は上流社

會に達せんことを欲し、自立競争の念慮を涵養して、各事業に勵精す、其結果獨逸に於ては、有名なる學者、醫師、政治家及辯護士等は概ね下層社會より出身する者多しと傳ふ。

小學教育の結果、國民の勤惰及氣風に影響する所此の如く甚しき者あるを知らば、我國の官民は舉て小學教育の重要なことを思ひ、居常深く其の方針に注意し、時弊の所在を察して、改善を計を講し、時勢に適應する教育を施行せざるべからず、余輩の所見に依れば、今後我國小學教育の方針は、依然として廣く各種の科目に及びて、其入るとの淺き紳士的教育の礎を作らんよりは、寧ろ狭く科目を限りて、深く之を教ゆるを旨とし、成るべく實用を主とし、父祖の實業又は家庭に益するの科目を教授し、倫理道德の觀念を喚起すると同時に、産業の發達に補益する所なかるべからず、俗に之を云は、且那的素養を爲さんよりは、勞働的素養をなすを以て主眼と爲さるべからず、勞働は神聖にして國家の最貴重寶なり、人生の必需品一として人類の勞働に出でざるものなし、勿論其間手足を勞する者と、腦力を勞する者との別はあれども、國民の多數は自から手足を勞するものにして、腦力を勞するものは極めて少數なり、然り、國



民の義務教育は、此多數の手足を勞する人々を養成するに在り、其教育方針は且那的素養にあらずして、勞働的素養に在ること論を須むす、故に余輩は此際成るべく、小學教育の科目を取捨して、狭く且深く實用的の教育を爲さんことを切望す、此目的を達せんが爲には、一層地方を督勵して、各地學校所在地の狀況に依り、農商工等の實業科目を加ふるの旨趣を勵行し、應急の策として先づ獨逸に倣ふて、小學教員をして其附近の實業學校に就き、農商工の科目を研究せしむるは勿論、行々は實業學校卒業の生徒を配置して、各地小學校教員の一席を與ふることを要す、於是乎小學教育は、初めて華を去り實に就くことを得べし。

中學校は、其目的須要なる高等普通の教育を爲すに在れば、高等小學校の兒童にして、尙ほ一步を進み、此高等普通の教育を受けんことを希望するものに對して、能ふ限り其望を滿すに足るの設備なかるべからず、然るに文部省三十五年報の記する所に依れば、官公私立を通じて、入學志願者六萬二千五百三十一人にして、入學者は三萬五千百三十五人なれば、其四割四分強即ち二萬七千三百九十六人は、其素志に背きて廢學し、若くは方向に迷へつゝある者とす、是等の不入學生は、孰れも競争試験に於て、入

學生に劣りたるものには相違なしと雖ども、一回の入學試験に劣等なりしもの、必らずしも未來の劣等者にはあらず、然るに學校設備の足らざるが爲に、向上發展の志望ある數萬の子弟をして、空しく其志を挫折せしむ、國家の爲歎すべき事にあらず乎、是れ學事當局者の一考を要すべきの點なり、思ふに我國中學校入學志望者の多數なるは未だ實業教育の思想を國民に普及せざるの結果に外ならずして、寧ろ産業の發展上望しきことにあらず、故に此際の處置としては、更に中學校を設備して、彼等の志望を滿さんよりは、中學の數は假令減する所あるも、實業學校の設備に盡力し、彼等を此方向に誘引するを以て、國家應急の計なりと信ず。

又教科目の上より見れば、國文、漢文、作文、和文、英譯、英語、書取、讀方、文法、作文、習字、日本歴史、支那歴史、萬國歴史、地理、算術、物理、化學、習字、書學及體操等多岐に涉り、修業年間は五ヶ年にして、世間に所謂詰込主義の教育なり、將來社會に出て、事に任ずる者なる以上、一通り此の種學科の智識を有するは、須要なりと云へば、須要なるには相違なし、而かも此の高等普通の教育を受けたる生徒は、卒業後に於て長く一々此學科を記憶且消化して、人生に活用することを得る乎、過去卒業者の實驗に依れば、在學中一時



腦裡に詰込み、單に試験と云ふ關門を通過するに過ぎず、學校を出れば其大半は腦裡を去りて其影をも留めず、多くは實用に供せずして止むの科目なりとす、但し此階級を経て、尙ほ高等の學校に入らんとする者の準備教育としては、或は須要なるべきも、此中學を終りて、直に社會に出で、實際の事業に當る者の爲には、此種多岐方面の學科を切縮めて、實業方面に對し、最も適切須要なる科目と入替ゆるとは、時勢適應の措置にあらざる乎、卒業後應用の必要な科目を繁にして、十四五より十八九歳の間に在る未熟なる少年の頭腦を苦むるは、畢竟無益の事に屬す、故に余輩は中學の教育を二分し、其一部をば此學校を階梯として、高等學校に進む者を教育するの場所に充て、其一部をば此學校限りにて、社會に出で、業務に就く者を教ゆるの場所に充つことに定め、豫め其教科目を異にし、高等の學校に進んとする學生には、之に須要なる高等普通科の科目を課し、直に社會に出る者の爲めには、無用の科目を省きて、應用に適切なる科目を課するの方針を取らば、徒らに多岐多方面に涉る無用の學科を課し、所謂詰込主義に流れて、學生を苦むるの時弊を矯正することを得ん乎、文部省三十五年報を見るに、全國公私立中學の卒業生總數は、一萬五千二百三十八人、内補修六百三人にして、

官立の高等學校に入る者は僅に八百三十六人、専門學校及實業學校の生徒と爲るもの三千三百二十五人、軍部方面に行くもの七百九人、學校教員たるもの七百五十一人、なれば其七分弱即ち九千六百十七人は、中學の教育を以て終局と爲す者なり、此中學教育に満足する約一萬人と、より以上の高等學校に入る者とを同視して、同一の科目を教授するは、學政上相當の措置と云ふべからず、是れ余が中學教育を二分して、各別種の教育を爲さんことを希望する所以なり、過去に於ける中學卒業生を見るに、多くは高尚の理想に走せて、虛榮心に驅られ、徒に他人の榮華を夢みて、世路の艱難を悟らず、勞働を厭ふて父祖の業を繼續することを嫌ひ、郷里を出て、都會若くは他地方に轉せんことを望む、而かも獨立獨歩何等かの事業を経営せんとするの志あるにあらず、雇人と爲りて若干の給料に有付き、一身の計を爲さんと欲する者比々皆然り、此の如きは殖産政策上喜ぶべきの現象にあらずして、寧ろ悲むべきの現象なりと云はざるべからず、過去の卒業生等が此悲むべき傾向を有するもの、畢竟現行の教科目が、實を貴はずして、虚に走り、勞働の神聖且國家最貴重の寶にして、農工商の實業即ち父祖の業に學理を應用するの趣味あるを教へざるの過りに座す、當局者にして此過を悟



らば、余輩が此際中學教育の改善を望むもの、實に偶然にあらざるを知るべし。

高等學校は、専門の學科を設け、帝國大學に入學する者の爲に、豫科を教ゆる所なり、其修業年限は一二三部ともに三ヶ年にして、工學部は四ヶ年とす、其入學志願者は六千四人にして、入學者は千八百四拾一人なれば、入學者の志願者に對する割合は三割強即ち四千六百十三人の不入學者ある算なり、此多數の落第者は、之が爲に盡く學業を中廢するものにはあらず、其中には或は獨學して翌年の入學試験を待つものもあるべく、或は他の私立大學若くは高等専門學校に入るものもあるべしと雖も、半途方向に迷ふて其志を挫折するもの亦少からざるべし、是れ學界發展の途に横はる一大障害にして、國家の不利云ふに忍びざるものあり、當局者は急速に相當の設備を爲し、此等の志願者をして其希望を達せしむるの計を講せざるべからず。

帝國大學は、國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、其濫輿を攻究する所にして、大學院は、大學の卒業者が其足らざる所を補修し、より深く、より遠く、學術技藝を研究する所とす、其修業年間は、學科に依り或は三年、或は四年なり、入學志願者は、尋常中學又は高等學校と異り、其數も極めて少く、幾んど其全部を收容して餘す所なしと云ふも

不可なき位なれば、現在の所入學生の爲別に其設備を要する所なし、但し中學及高等學校の設備完成して、今日より多數の入學者を收容するに至らば、其結果として他日新に之に應ずべき大學の設備を要すべきは勿論なり。

此場合特に余は小學より大學に至る系統教育に付て、所見を開陳せざるべからざるの必要に會せり、以上の事實に依り、此系統教育を綜合し來れば、其修業期間は、尋常小學四年乃至六年、高等小學二年乃至四年、中學五年、高等學校三年乃至四年、大學三年乃至四年、大學院五年にして、最も短きもの二十四年、最も長きもの二十六年なり、右は小學より大學院に至る迄の間、生徒の身體健康にして、一學年の休學なく、一回の落第もなく、無事全學年を通過するものとしての算なれば、若し半途休學又は落第等の不幸に會せば、卒業迄には尙ほ二三年の歳月を要するものと覺悟せざるべからず、故に曆年七八歳にして小學に入り、早きも三十一二歳にあらざれば、大學院を出る能はず、遅きは三十四五歳に至る、但大學院は任意科なれば、暫く之を別物として控除するも、大學卒業は普通二十六七歳に達せざれば能はず、歐米人の如く社會に出て、より墓に入る迄活動を休止せざる國々なれば、兎も角も、齡六十以上に達して活動するもの



稀有なる日本人、平均四十五六の壽命を有するに過ぎざる日本人、殊に壯年者の活動を要することの一層緊切なる日本國に於て、此長年月を學窓に經過するは、頗る惜しき觀念なき能はず、而かも此系統的各學級の間、省き得べき教科書、又は短かめ得べき學期なしとすれば已む、若し夫れ初めより廣く淺く各學科に通せしむるの方針に依らず、狭く深く主要の學科を修めしむるの方針を取らば、以上小學より大學に至る二十年前後の學期間、二年前後の歲月は之を短縮し得ざるの理なし、此方針に依る修學期の短縮は、社會に出でたる後實用に適せず、忘却し易き廣き智識の一小部分を缺くに止り、専門の學士たり博士たるに於ては、其學力今日の學士及博士に比して、何等劣る所なきの結果を生ずるや疑を容れず、若し夫れより高遠なる研鑽を爲んと欲せば、別に大學院の在るあり、必要とあらば此大學院を擴張し、何年にも任意研究せしめて可なり、我國が學問の濫興を究むるの點に於て、何等遺憾あることなし、而かも一方に於て二年にても又三年にても、早く大學卒業の學士を社會に出し、諸般の業務に就かしむるは、國家の發展上益する所少からざるは、何人も之を非認することを得ざる明白の理由なり。

我國今日の急務は、産業を振作して、國富を増進するに在り、各種實業學校の數、近き四五年間大に増加し、三十五年に於て、官公私立を合して八百五十三校、學生六萬八人になりしもの、爾來五年を経過せる三十九年に至りて、校數四千五百四十、學生二十三萬三千五百六十八人に登り、校數及學生共に四五倍の多きを加へたるは、國家焦眉の急に應ずべき適切の經營たるを失はず、是れ我國の官民が教育方針の着眼點肯綮を得たるの結果にして、余は國家の爲に賀辭を發するに吝ならずと雖も、而かも其實況を查察すれば、官立十二校のみに付て云ふも、入學者の入學志願者に對する割合は、各校執れも二三割の間に在り、残り三千五百七十三人は、空しく志を抱て入學し得ざるの徒なり、其公立私立に於て入學者志願者に對する割合は、書類の徴すべきものなきを以て、余輩之を知るに由なしと雖ども、其數蓋し多大なるものありしや疑ふべからず、國家の現狀實業教育を急とするの今日、此種多數の入學志願者を空しく學校の門外に拒絶するは、折角に勃興せる國民の實業に對する研究心を沮止し、學理を實業に應用するの途を狹塞するものにして、其國家産業の發達に影響する所偉大なるものあるを信ず、戦後に於ける、我國の狀態より云へば、教育の當局者は、他の方向に進まん



とする子弟をも勧誘して、實業に應用すべき學科の研究に引入るゝに努め、以て學理を實業上に應用するの途を開き、大に産業の發展に資せざるべからず、況んや全國民の意趣靡然として實業に向へ、勧誘を須ゐす自ら子弟の來りて實業學校の門に群集するおや、當局者は此好氣運を捉へて、實業學校の設備を擴張し、以て入學者の望に應ずるを以て當然とす。

然るに何事ぞ、文部當局者は、此好機運を捕捉することを知らず、徒に系統的學制の維持に汲々して、帝國大學法科内に商科を新設し、在來の高等學校内の研究科を廢止し、却て教員學生の反抗を招き、未曾有の退學事件を惹起し、全國子弟の實業學校に入んと欲するの意趣を沮衷せしめたり、余輩は當局者の沒常識に一驚を喫せざるを得ず、元來余輩は商業學校を大學の位置に進むるの必要を認めず、高等商業學校は、今の高等商業學校にて足れり、大學と今の高等商業との差は、其卒業生が學士たり博士たるの學位を得ると否とに過ぎず、假りに之を大學の位置に進め、若くは別に大學内に商業科を置きたりとするも、今の高等商業研究科の上に何程の高尙なる學科を加ふることを得べき乎、恐くは左のみ徑庭する所なかるべし、商業家の牛耳を取るもの、必

らずしも學士たり博士たるを要せず、商業上に關聯する各科の學識に通曉するを以て足れりとす、曾て經濟學財政學すら、一科専門の學問と爲すには足らず、不熟の學問なりと誹謗するものありき、經濟法律財政等の學科を離れて、商業に一科専門の學科たるべき資格ありや、別に我國に果して之を大學と爲すべき必要ありや、是れ亦研究すべきの問題なり、若し夫れ別に大學設置の必要あらば、兎も角、然らざる限りは、高等商業學校は、依然從來の儘に存立して、一層其規模を擴張し、以て多數の入學者を待つは勿論、其他官公立實業學校の規模を増大して、時勢の要求に應じ、尙ほ足らずんば更に此種の實業學校を増設し、滿天下の志願者をして漏なく入學せしむるの計に出ざるべからず、此の如くにして初めて學問を實業に應用するの道開け、國家の産業勃然として振興し、國富の増殖期して待つべし。

## 第六章 發明品獎勵所

産業を振作して、國富増殖の計を爲すは、國天産の豊富、土地の肥瘠、地形の便否、及季候の寒暖等與りて力あるは、論を俟たずと雖も、各國の殖産史を見るに、人工の力其



半ば以上に居るや亦疑を容れざるの事實なり、若夫れ國富増殖の事、天與の恵に浴する所、其多きに居り、人工の力は得て之に抗すべからざるものとせば、天産に於て、地形に於て、又季候に於て、他列國に優越せるの英國は、何故に依然として會て占有せる農工商業の優越權を長へに維持するを得ざりし乎、土地は瘠せ、季候は寒く、運輸便ならざる獨逸國は、何故に會て萎靡不振の狀況に有りし、農工商業を振作して、今日の隆運に導くことを得たる乎、此二箇の事蹟は、明に人工の力、亦天與の恵に勝つことあるを證據立て、餘あるにあらずや、果して然らば、假令我國天與の恵は、他國に及ばざる所ありとするも、人力の有ん限りを盡して、殖産の計を定め、農に商に工に列國と輸贏を争ふの決心なかるべからず、況んや我國は地形に於て、季候に於て、又土地の肥瘠に於て、他國に譲らざる天與の惠澤に浴しつゝあるに於ておや、大に人工の力を發揮して、産業の奨励に資する所なかるべからず。

農商務省中特許局の設けあり、發明品に特許權を與へ、意匠又は實用新案を保護するが如き、工業試験所の設けありて、電氣機械其他工業の保育に努むるが如き、孰れも人工の發揮を保護奨励するの旨趣たるや疑を容れず、而して其範圍の狭、少に失する

のみならず、其作用は消極的に止るを以て、設置以來既に幾星霜を經過すと雖も、學問を應用して、人工を發揮する上に於て、未だ顯著なる成績を示すことを得ず、是れ余の大に遺憾とする所なり。

余は此問題に對して、斷案を下すに先ち、獨逸國に於て、近時著しく人工の力を發揮して、殖産に益する所ありたる實例を示して、此問題を解決するの資に供すべし、同國に於ては、十有餘年前即千八百九十七年迄は、染料其他化學上の産出物は、其價四億七千萬圓に止りたるが、現今は既に六億圓の多きに達せり、單に其輸出高を算するも、二億萬圓以上あり、輸出重要品中の第五に位し、總輸出額の百分の九を占む、曹達の輸出高は、千八百七十八年四萬二千噸なりしに、千九百七年には四十萬噸、即ち十倍の多きに登る、硫酸亦十一萬貳千噸より、八十五萬七千噸、即ち八倍に達す、而して此事業に使用する職工は、男女合計十七萬人、其賃錢は毎年九千萬圓乃至一億圓を仕拂ひつゝあり、又近時農工業に學問を應用せる爲め、現にポッターヌサルトを肥料として、農作に用ゆること増加し、近き十七年間其需用九千五百噸より十四萬七千噸に達せり、現に二億萬圓の價格ある「ピート、シカー」即ち黍砂糖を産出するに至れるは、一に化學者の



力に依る、是より先き黍砂糖は其搾出量少きが爲、ケーン、シガー即ち甘蔗砂糖に競ふ能はず、其價は勞費を償ふに足らざるの程度に至り、英領印度は曾て砂糖の生産地として知られ、世界の羨む所なりき、當時同地の生産人は、砂糖黍の培養を以て一笑に付したり、然るに此笑聲を發したる印度の砂糖は、此笑ふ所と爲りたる黍砂糖に競ふこと能はずして、衰廢に歸せり、是れ他なし、化學者が、研究の結果其搾出量を増加せるに依る、又獨逸にては千八百九十年以來、人造麝香及人造、ウワニリン<sup>ニリン</sup>を作り出し、日本の固有樟腦亦人造品を以て代用されんとす、サツカリンは砂糖に代り、茜藍の染料も、亦人造品を以て代用されんとす、化學上人工の力も亦偉大なる哉。

以上の事實を見れば、曾て世界各國が固有の産物として、輸出し來たる品物も、獨逸國化學者の力に依りて、製造せられたる代用品の爲に、着々失敗を取るの傾あるを知るべし、然るに樂觀者流は、自然の産物は、尙ほ人造品に優る所ありとして、安ずる所あるに似たれども、何ぞ圖らん、學問應用の力には際限あることなし、化學者の人工は、月に天産の領域内に侵入しつゝあり、試に英獨の輸入表を看よ、人造品の天産に代りて賣行く區域は、益々擴大するの事實を認むべし、曾て六百萬圓の印度藍を輸入せる

獨逸は、一切其輸入を防止せるのみならず、却て逆に千十六萬圓の人造藍を輸出するに至れり、化學應用の力は、一滴の血を流すことなく、不知不識の間、能く他國天與の財源を奪ひ去るを得、軍備を擴張して、攻防の具に供するの必要を知るもの、又學力の應用の必要を悟らずして可ならんや。

右は化學者の領域に關する學問應用の結果に過ぎれども、歩を進めて、理學工學の領域に屬する學問應用の成績を列擧すれば、又一驚を喫すべき者あり、近年蒸氣、水力、電力及瓦斯器の利用は、日を逐ふて増加し、佛國に於て河川の水力及其他の動力を利用するの量は、三千萬馬力と稱せらる、一馬力は六人力に相當するを以て、此水力は一億八千萬の壯者と同一の勞働を爲すに同じ、米國にては單に製造業に利用する蒸氣、水、瓦斯及電氣力の三者を算するも、一千百三十萬馬力、即ち六千七百八十萬人力あり、而して此業に従事する者は、其數僅に六百萬人にして、器械力の一割に出です、其他此種の動力に依る運搬用機關車の數は、四萬輛以上あり、若し普通の道路に於て、同様の運搬力を得んと欲すれば、七千六百萬の馬と千九百萬の人とを要すべし、然るに米全國の鐵道は、僅に一百萬の人の手を以て運轉せらる、米國にして此動力を用ゆるとな



く、同一の經營を繼續し、現狀を維持せんと欲せば、今の人口七千六百萬人に對して、更に四億の人口を附加するにあらざれば能はず、此種動力の利用の爲に、人類の働は十倍の効果を收むるに及べり、器械力活用の程度、一步を進れば一步人類勞力の必要を減じ、遂には現在の十時間乃至八時間勞働を減じて、三時若くは二時間に減するも、尙ほ綽々として生活上の必需品を得るに餘りあるに至るべし、左れば我々國民は、化學と云はず、理學と云はず又工學と云はず、所有する學力及智力を活用して、社會萬般の物體を取り來りて、人類の實用に供するの働きを怠るべからず、其利用すべき區域と種類とは、極めて廣大無數なり、試みに看よ十有餘萬種の草木中、現に人類の實用に供せられつゝある物は、僅に三百有餘種に出でず、數萬の動物中今日に利用せらるゝ物亦僅に二百種に過ぎずと云ふにあらずや、學識の蘊奥を究め、發明工夫其極に達せば、一粒の砂、一本の草も、皆な遂に人生の實用に供せられざるものなきに至らんも知るべからず。

學問を應用するの領域は、此の如く廣く、其應用せる効果は、此の如く大なり、我國の現狀に於ては、特に此學問應用の途を開き、其効果を收むるの急なるものあり、然るに

當局者は其方法を講ずることを怠り、特許局及工業試驗所等に於て、消極的の保護又は保育を爲すに止るが如きは、決して時勢の要求に應ずるものと云ふべからず、抑も獨逸が化學の應用に於て、右の如く成功し、英國が化學應用の結果、一も見るに足るべきの成績なきは如何なる理由の存するに依る乎、英國同學派の蘊奥は、獨逸同學派の蘊奥に及ばざる所ありし乎、否、當時英國に於ても、獨逸に譲らざる化學者の在りしことは、事實の證明する所なり、然らば獨逸の成功し、英の成功せざるは兩國の學者間其學力に優劣ありしの結果にあらずして、他に其原因の存する所あるは疑ふべからず、余の知り得たる所に依れば、當時英國は此種の學者を冷遇して、任意の行動を傍觀せるに反し、獨逸に於ては、百方此種の學者を優遇し、一時無益の事業なりとの非難ありしに嘖着せず、氣長に此種の學者に對して種々の便宜と扶助金を交付し、其發明工夫を完成せしめたるに依らずんばあらず、此事實より推すときは、學理の蘊奥を究めたる學者はあり、意匠に鍛練なる經驗家はあるも、此學者經驗家は、必らずしも綽々餘資ありて其失費に顧慮せず、學力經驗を應用して、發明工夫に全身を委ね得るものにあらず、寧ろ貧乏にして糊口の資を求むるに急なるもの其多分に居る、事情既に此の如し、



現行消極的の保護は、未だ以て圓滿に此種學者經驗家の實力を發揮せしむるに足らず、於是乎別に積極的の獎勵法を設るの必要あるを見る、積極的の獎勵法とは何ぞ、新に發明品獎勵所を置き、身を以て其學問の應用に貢獻せんとする理工科の學者、發明工夫の實行中に在る確實の經驗者に限り、政府許す限りの便宜を與ふるは勿論、進んで衣食の費及發明工夫に要する相當の經費を供給し、彼等をして毫も顧慮する處なく、其實力を發揮せしむるの方針を取らば、永き歲月の間には、獨逸に譲らざる學問應用の好成績を發顯すること疑ふべからず、殊に之に付帶して、著大なる成績を伴ふべき一事は、賞を懸けて重要な發明を獎勵する是れなり、既往の歴史を緝けば、各國の帝王又は政府が、賞を懸けて發明を獎勵し、好果を結びたるは、其例に乏しからざれども、此場合古き例證を尋ね來りて、茲に之を掲ぐる迄もなく、近くは千九百六年伊太利王は「チュリン」の自動車競進會に於て、四萬圓の賞を懸け、歐洲大陸の道路走行に適すべき自動車の製造を獎勵し、伊國の自動車製造業は、此刺戟に依りて、一層の進歩を爲せり、又獨逸皇帝は現に「ツェツペリン」伯の發明に係る、空中走行船の製作を完成せしめんが爲め、數萬金の補給費を下賜せらる、其結果同伯の空中走行船は、着々完成の

途に向へ、人民歡呼の聲裡に、十四時間を以て、「コンスタヌ湖より」ピツテルフェルド間三百哩を走行せりと傳ふるにあらずや、我國の過去に徴する種々の發明工夫に心を寄するの人士は、少きを憂へず、各國の例に倣ひ重要な事物を選みて、時々懸賞の舉に出でば、縱令一回二回は、著しき反響なきも、懸賞は發明家の刺戟劑となり、屢々之を試むる間には、好成績を奏することあるべし、而して此種の獎勵に要する經費は、必らずしも多きを要せず、十萬乃至二十萬圓にて足るべし、但し巨額の實驗費を要する大發明あるに當りては、其時に別に相當の費額を要求して可なり。

## 第七章 人口の増加及都會住民激增の弊

人口の増減が、國運の消長に大關係あるは、歴史の證明する所にして、現在の事實なり、看よ獨逸の人口は、國の内外に住する者を合すれば、近き十年間、毎年百三十五萬を増加し、米國は近き二十年間、毎年平均百二十五萬人を増加す、昔者「マルサス」は人口の増加は、急速力を有すれども、食物の増加は、緩速力なり、過剰の人口は、食物の不足を招き、國家の大患を爲す、故に人口の増加を防止するは、國家の存立上必要なりと説ける

【七】 人口は増加及都會住民激增の弊



も、近時の經濟學者は、嘗に人口の増加を有害視せざるのみならず、人口を以て國富の一部とし、直に其國の財産目錄の一に算するに至る。凡そ人類の需用する各種の事物は、一として人間勞働の結果に生ぜざるものなし。其國人民にして、勞働は何よりも貴重の寶なりとの理を解し、勤勉怠らざるものならんには、人口多ければ多き丈、人類の需用品をより多く産出して、國富を増殖するの大なるは、必然の結果なり。近時の經濟學者が、人口を以て直に富の一部目に算し、又當路の政治家が、人口の増加を歓迎するは、決して偶然にあらざるなり。佛の人口は、千八百九十六年三千八百五十一萬七千三百三十二人にして、千九百六年の現在數三千九百二十五萬二千二百六十七人なれば、此十年間の増加は、僅に七十三萬四千九百三十五人に止る。毎年平均七萬前後、即ち一年千分の二弱の割合なり。英の人口は、千八百九十九年三千八百八十八萬三千三百六十五人、千九百六年の現在三千四百五十四萬七千十六人なれば、此八年間の増加は、二百六十六萬五千六百五十一人に過ぎず。毎年の平均は三十萬前後、即ち百分の一弱の割合なり。露國の人口は、千八百九十七年一億二千九百二十萬九千二百九十七人、千九百六年の現在一億四千九百二十九萬九千三百人なれば、此十年間の増加が二千九萬餘

に達し、毎年平均二百萬、即ち百分の一・五の割合なり。然るに米國の人口は、千八百九十年六千二百九十四萬七千七百十四人、千九百年の現在七千六百八萬五千七百九十四人なれば、此十年間の増加は、千三百十三萬八千八百八十人の多きに達し、毎年平均は百三十餘萬、即ち百分の二強の割合なり。而かも米國の増加人口中には、多數の外國より移住せる者あるを忘るべからず。獨逸の人口は、千八百七十年四千八十一萬八千人なりしに、三十五年後の千九百五年に至り、現在人口六千萬なれば、其間五割弱を増加せり。殊に近き十年間は、毎年九十萬を増したるのみならず、外國在住の者三千萬人あり、又毎年四十五萬人を増したるを以て、此兩者を合するときは、獨逸人の増加率は、毎年百分の三前後に當る。故に獨逸は、世界中最急速力を以て人口を増加しつつあるの國にして、之に次ぐものを米國とす。近時獨米の産業長足の進歩を爲し、國富の増殖其比を見ざるの原因、亦茲に存するを知るべし。

我國の人口は、明治二十九年に於て、四千二百七十萬八千二百六十四人あり、同三十九年現在四千八百十六萬八千二百二十五人なれば、此十一年間に五百四十五萬二千五百六十一人を増加せり。即ち毎年平均は五十萬人前後にして、百分の一・三弱の割合なり。

【七】 人口の増加及都會住民激増の弊



り此増率を以て前記の諸國に比するに、獨米の兩國に對しては、遠く及ばざる所あるも、遙に英佛兩國に優る所あり、稍露國と其率を同ふす、我國は近時經濟學者の所謂、國家の重寶即ち勞働力を有する財産目錄の(一人口増加)に於て、寧ろ列國中の上位に在るものと云ふことを得べし、人口既に此の如く急速力の増加をなしつゝあり、教育の方針其宜きに適し、此民をして盡く勤勉其業に忠實なるの氣風を發揮せしむることを得ば、其結果産業は勃然として興起し、國富は歲月を重ねるに従ふて増殖すべし、余輩は前途洋々囑望する所甚だ大なるものあり。

然れども此場合、余は先進國の實例に鑑み、豫め警戒を怠るべからざるの一事あり、他なし何れの國に於ても、文運の進歩と共に、人民の都會に群集するの速度、一般人口増加の割合より急なるものあり、地方の人口は、寧ろ減退して稀薄と爲り、都會の人口は獨り激増して、都會と地方との釣合を失するの傾ある是れなり、此惡傾向は、英國に於て特に其甚しきものあるを見る、英國國民は會て體格強健勤勉の民族として世界に其名を轟せるの國民なり、然るに近時衛生の不良を叫ぶの聲漸々に高きを加へたり、其言に曰く英國國民の健康は逐年衰へ、勤勉の氣風亦同時に消失し、身體は矮小纖弱に

陥り、胸膈は狭く、眼は近く、骨は軟く、齒は齟り、遊惰の民族と化しつゝ、あり多量に肉食を爲す點に於ては、他國民の及ばざる所にして、其營養餘りあるに拘はらず右の如く衰兆を呈せるは、畢竟英國國民が他國民に比し特に自然に背ける生活を爲すに原因せり、不自然の生活とは何ぞ、閑靜健康にして且趣味ある田園生活を棄て、熱鬧不健康にして且無趣味なる都會生活を爲す者激増せる是れなり、ベーカーの傳ふる所に依れば、倫敦府の住民は英國總人口の十六分の一を占め、全英國の各都會に住居する者は總人口の五分の四を占むと之に反して、伯林府の人口は、獨逸總人口の百分の三に出でず、英國に於ける都會及地方住民の釣合を失せるの事實に驚くべきものあり、此不自然の都會生活を爲す、五分の四の人口は、自ら適法の營養を缺くことを免れず、空氣は混濁して清からず、母は運動を缺き健康を害せるの結果、充分の良乳を有するもの稀なれば、乳母を雇用するの力ある富者は別として、其力なきものは、牛乳若くは特許食糧に依頼して、兒女を養育するの已むべからざるに會す、近時貧兒は純粹ならざる農産製の食物を專用するに至る、此の如くにして成育せる子弟の健全を缺くは、必ずの理數にして怪しむに足らず、英國人中舊時の状態を保持するもの、獨り愛蘭人あり

【七】 人口の増加及都會住民激増の弊



るのみと、苟も國家の前途を憂ふるもの此事實に鑑みて、豫め警戒する所なくして可ならんや。

我國都會及地方人口移動の狀況は如何、我國の總人口は、近き十年間毎年平均五十萬前後の増加にして、其増率は百分の一、三に過ぎざるに、都會地の人口は特に著しく激増せり、東京市明治三十一年の人口は、百四十四萬百廿一人なりしに、同三十一年の現在は、百八十一萬八千六百五十五人にして、此九年間に三十七萬八千人を増し、大阪市三十一年の人口は、八十二萬二千三百三十五なりしに、三十九年の現在は、九十九萬五千九百四十五人にして、此年間十七萬四千餘人を増し、横濱市三十一年の人口は、十九萬三千七百六十二人なりしに、三十九年の現在は、三十二萬六千三十五人にして、此年間十三萬餘人を増せり、其他神戸、名古屋、京都等の各都市孰れも多きは毎年百分の八、少きも百分の二、前後の増加を示したり、今二十七年より三十六年に至るの十年間人口一萬以上の都市町村の統斗を見るに、二十七年六百七十三萬二千八百六人なりし人口は、三十六年に至りては、九百九十九萬二千四百五十九人の多きに依り、三百十八萬二千四百八十三人即ち五割弱を増加す、之を十年間に平均すれば一ヶ年に百分の

五割を増加せる割合なり、三十六年より四十二年に至る、最近六年間は、統計の徴すべきものなきを以て、未だ其増加の速度如何を知ることを得ずと雖ども、過去の傾向より推すに、都會人口の膨脹は一層の急速力を以て、進行しつゝあるは疑ふべからず、此都會人口増加の割合を以て、之を國內總人口増加の割合に比するに、都會の人口は三倍以上の速力を以て増加しつゝあるが如し、縱令此事實ありとするも、不釣合なる都會人口の増加にして、國家健全の發達上何等の障害なくんば已む、現に英國の如く恐るべき障害あるを知る以上は、國家前途の計に忠實なる者は、此際深く其原因の存する所を研究し、之が防遏の手段を講ずる所なくして可ならんや、各地人口の平均に増加するは、即ち貴重なる勞働力の増加を意味し、國家の健全に發達するの兆候にして、不釣合に都會人口の増加するは、寧ろ遊民の増加を意味し、國家の不健全に傾く兆候なり、今にして我國此不健全の兆候あるを認め、余豈に國家の爲に憂へざるを得んや。

都會人口激増の原因は、一にして足らざるべしと雖とも、余の觀察する所に依れば、現時教育制度の然らしむる所、其最大原因なるを確認す、前項既に陳述せる如く、我國の教育は、高等小學及中學も概ね理想的に高尚の志想を養成するに偏して、人生に應

【七】

人口の増加及都會住民激増の弊



用すべき實物教育に疎なり、其結果として小中學の教育を受けたる學生は、勞働及職業の貴重すべきを知らず、徒らに向上心に富みて、虚榮に耽り、難を避けて易に就き、自ら手足を勞せずして、安樂に生計せんことを希ひ、父祖の業を繼ぐことを欲せず、未熟の學問を抱きて都會に群集するの風あり、而かも人類の生存競争は、左様に容易のものにあらず、事實は豫想に伴はず、行路難の歎を發して、方向に苦むもの少しとせず、是れ蓋し總人口増加の割合に比し、都會の人口が二倍乃至三倍に激増する主因なるべし、教育の當局者は、深く茲に注意し、此際教育の方針を一變して、教科書及教授法を改正し、未だ甚しからざるに此弊根を一掃する所なかるべからず、殷鑑遠からず英國に在り

## 第八章 税法の整理

政治の善悪は、其原因立法に在りても、行政に在りても、司法に在りても、又當局者其者の行動に在りても、國家の安危國民の休戚に關し、延て治亂興廢に影響するものなるは、古來歴史の證明する所也、若夫れ其因税法の良否若くは課税の輕重に存するに

當りては、國民は特に直接の利害を感じ、苦樂の別を生すべし、課税の基礎公平にして、納税の額其實力に相當し、甲乙の間輕重の別なくんば、國民は納税の義務を均分して、苦樂の別を生ずることなしと雖ども、課税の基礎公平を失し、納税の額其實力に相當せず、甲乙の間輕重の差あるに當りては、忽ち苦樂其境界を異にし、貧富の懸隔益す甚しきを加へて、産業振はず、國家は衰運に傾くべし、遠くは北米の殖民地が、母國に對して反旗を翻せるの因は何ぞ、日用の茶に重税を課したるが爲にあらずや、又佛國が慘澹たる大革命を起し、路易十六世を斷頭臺に登せ、帝政を轉覆せるの因は何ぞ、課税の不當此慘劇を演ずるに與りて力ありしにあらずや、近くは三重縣其他に於ける竹槍旗の暴動は如何、租税の負擔之か主因たるにあらずや、古來治者及學者は、皆な施政上課税の事を重じ、支那の聖人は、收斂の臣あらんよりは、寧ろ盜巨あれと云へ、仁徳天皇は、儉徳を守り租税を減じて、高き屋に登りて見れば、煙たつ民の竈は、賑はひにけりと詠じて、國民の生氣あるを歡ばせ給へたるにあらずや、又晋の藏相マイケル、英の藏相ハーコート、蘭の藏相ビエエルソン等、孰れも此近き二三十年間に於て、從來の惡税法を改正し、學理を應用し、事實に適して、而かも道理ある税法を施行し、國民間甲乙苦



樂の別を一掃し、以て産業の發達に資せり、税法の事豈に忽諸に付すべけんや。

我國現行の税法は、維新以來國費の膨脹するに従ひ、其必要に應せんが爲に、收入を得るを主一の目的として、或は改正し或設定せるものにして、英國法に擬せる所得税法及相續税法もあり、獨逸の舊法に模せる營業税法もあり、佛國を師とせる煙草專賣法もあり、其他各國の新舊法に則りたる印紙税法及消費税法もあり、何れも個々別々臨機の設定に係り、其間一定の主義脈絡の存するものなし、故に納税者中には單一の所得税を負擔するに止る者もあれば、二重三重の税を負擔する者もあり、殊に地租の如きは、明治初年穀納を變じて、金納と爲せる當時、改正せる地價を基礎とする者に係る、其後地價修正の事ありしと雖ども、一部の小修正に止り、正確の標準に依れる根本的改正にはあらず、即ち四十年前の穀代相場を基礎として算出せる地價に對し、一定の税を課するものとす、然るに此四十年の久しき歲月の間には、之に關する各種の事物に多大の變遷あり、各地とも一般に穀代の騰貴せるは勿論、交通機關の開通及土地の盛衰等に依り、小作料にも地價にも一大激變を生じ、其收入著しく増加せり、特に市街地に在りては、全體を平均して少きも四五倍、多きは五六十倍を増加せる所あり、其

一部分に付て云は、百倍以上に登れる所なきにあらず、此收入に激變ありたる事實を度外視して顧みず、不確實なる舊來の地價を基礎とし、各地均しく一定の税率を課す、恰も甲地に住する六七萬圓の身代を有する者と乙地に住する千圓の身代を有する者とが、同額の税を課せらるゝに異ならず、現に手近なる東京市中に看よ、日本橋區の上等宅地は、其地價百坪二千三百圓に相當す、壹ヶ月壹坪六拾錢の地代とするも年金七百二十圓なり、其内より地租六百四十四圓及び市公費若干を納付するときは、地主の手には利益は幾許も存せざる計算と爲る、之に反して小石川區の宅地は、平均地價十九圓餘に相當す、平均一ヶの地代一坪八錢弱とすれば、年分九十六圓なり、此内五圓餘の地租と、之に伴ふ公費とを仕拂ふも、尙九十圓の利益を見るべし、兩者同じく東京市民なり、然るに一方は高貴なる目貫の宅地を所有して、租税の爲に其收入の全部を捧げ、一方は片隅の宅地を所有して、百坪九十圓前後の利益を收む、其不當不公平も亦一驚を喫すべし、是れ單に市街宅地の一目に對して、現行地租負擔の輕重を示したるに過ぎざれども、其他市街宅地と土地とを比較し、甲地の田畑と乙地の田畑とを比較するに、地主は一として不公平の負擔に苦まざるはなし、一步を進めて地主の負擔



と商工の負擔とを比較せば如何、實業家と其他の人々との負擔を比較せば、如何孰れも其納税は果して其收入に相當する乎、余は各種各級の納税者盡く負擔に輕重の差ありと斷言することを得べし、一方に輕税を負擔し、富を累ねて逸樂に耽るの民あり、一方に重税を負擔し、貧に陥りて生計に苦むの民あり、其幸不幸も亦甚しからずや、個人各自の幸と不幸は暫く之を別問題とするも、此の如くにして能く我國の産業は振興することを得べき乎、否、此の如くにして能く國富は増殖することを得べき乎、否、一方には流離の民を生じ、一方には暴富の民を加へ、貧富の懸隔は益す甚しきを加へ、國家の基礎は漸くに搖撼して、産業沈衰の悲運に會すべし。

現行の税法には、此恐るべき弊害を伴隨するが故に、余は前途國家の健全なる發達を期せんが爲には、税法を改正するの已むべからざるを認め、苟も機會ある毎に文章に演説に税法改正の必要を説きたれども、政府の當局者も又一般の國民も馬耳東風に余の説を聞流し、深く意を税法の改正に注かざりき、然れども戰後一年を経過せば、直に廢止せらるべしと豫想せる非常特別税の期限を撤廢せらるゝに及びて、一般の國民も亦漸く税法整理の必要を悟り、税法整理三税廢止などの説は、實業者、商業會議

所及新聞紙上等に唱導せらるゝの題目とは爲れり、於是乎余は憲政本黨の政務調査に於て、主として税法の整理案を調査し、左の案を起草し以て代議士會に提議し、同會の調査懸案と爲れり。

### 税法整理案

#### 一、實力課税主義を採る事

近時財政學が、行政法學又は經濟學より分れて一科の學問となれる以來、歐米の財政學者が課税の主義として唱導する所三あり、一に曰く報恩主義、二に曰く報復主義、三に曰く實力主義是なり、報恩主義とは何ぞ、國民は何人も政府保護の下安全に生活することを得るなり、故に其保護を受くる分量に従て、各自租税を納附するの義務を負ふと云ふにあり、一應道理ある説の如くなるも、深く其旨趣を研究すれば、此主義は事實に於て、又道理に於て不可なる所あるを發見すべし、政府より保護を受る分量は、何等の標準に依りて測定することを得べき乎、政府より多量の保護を受くるものは、強者にあらずして寧ろ弱者なり、強者は輕税を負擔し、弱者は重税を納附するの義務



に任ずるの奇觀を呈せん、此主義の應用すべからざる言を須るす、報復主義とは何ぞ、元來社會に接息する所の人類は、同等の福利を有すべきものなるに、如今貧富の懸隔を生じたるは、法律の結果富の分配其當を失したるに依る、故に富者に重税を課するの法律を設け、不正に獲得せる財産を富者の手より沒取し、若しくは取戻すべしとの意也、或種急激なる社會黨の如き、財産均分を目的とする者より見れば、此主義或は可ならん、而かも今日獲得せる富者の財産は、豈に悉く不正なる法律の結果のみならんや、正當の手段に依れる勞役勤勉の結果に出でたるもの亦尠しとせず、然るに今故らに重税を課して其財産を沒收し、若しくは取戻さんとす、豈に合理の方針なりと云ふことを得んや、實力主義とは何ぞ、租税は代償にあらず又交換にあらず公安を維持せんが爲に國家の要する所の經費に屬す即ち集合的の利益を進捗するの用に供するものにして、不可分的團體の經費なり、故に何種の階級も全然租税より免るゝことを得ず、各種の人民は皆な國家より或利益を受く隨て自己の實力に相當する國民の義務、即ち納税の義務に任せざる可らずと云ふの意なり、又或財政學者は一家族は戸主以下其實力相當に勞役して、之を維持するの義務あると同じく國民は各其實力の分量

に應じて租税を納付し、國家を維持するの義務あり、彼の徵兵法に於て強壯者が、兵役に服し生命を捧げて、國家防禦の義務に任ずるも、亦此主義に外ならずと説けり、近時財政學者が課税主義として説く所以上三説ありと雖も、第一第二を主張する者は少數者に止り、其大多數は第三即ち實力課税主義を主唱するものに屬す、實力課税主義は學者の定論なりと云ふも不可なし、況や現に普蘭、英蘭先進國の當路者、既に此學理を應用して新に税制を施行し、一面には所要の國費を辨じ、一面には國民の満足を買ひつゝあるの實例に乏しからざるに於ておや、實力主義は今日の時勢課税上に應用すべき唯一の主義なりと云ふて可なり。

我國既往の税制は、時の政府が國費の必要に應じて、時々歐米の税目を模擬施行せるに過ぎずして、各種税目の間脈絡もなく又主義もなく、雜然として税目の集合なるは、何人も能く之を了知する所なり、加ふるに日露開戦後咄嗟の間、各種の新税を増したるが爲め、税制は一層紊亂し、負擔の偏重偏輕は、益々其度を増し、細民の負擔却て重きを加へたるの形跡なきにあらず、税制の改正は戦前既に其必要を感じ、時勢の要求問題なりき、戦後の今日猶特に其必要を感じずんばあるべからず、現行の税法中改廢



すべき税目の少なからざるは輿論の公認する所なり、又現今の國庫収入は、前途國運の發展に伴ふの經費を支辨するに足らざるも、亦識者の知了する所なり、税制を一新するにあらざれば、此種の要求に應ずるの道なし、今日に於て税制を改正せんと欲す、主義なく又方針なき姑息の修正を加へ、一時を彌縫するが如きは、時勢の許さざる所なり、故に吾人は近時財政學者の定論にして、加ふるに先進國の事實に應用せる實力課税主義を取り、以て税制改正の指針と爲さんと欲す、此主義を應用して税制を改正する時は、左の結果を得べし。

- 一、一般國民をして實力相當に國費を分擔せしむる事
- (イ) 累進主義を實行し貧富負擔の割合を異にする事
- (ロ) 細民の納税義務を輕減する事
- (ハ) 財産の收入に比して勞役の收入に對する税率を輕減する事
- 二、税法を統一し成るべく重複税を避くる事
- 三、徵税の手續を簡略にし徵税费を減ずる事

### 間税直税の均衡を決定する案

列國現在の歳入は、概ね間接税、直接税及事業收入の三種より成る、而して間接税の負擔は細民に重く富者に輕し、直接税の負擔は、富者に重く細民に輕し、間接税の收入は、繁昌期に於て著しく増加するも、衰微期に於て著しく減少す、直接税の收入は、繁昌期に増加せざるも、衰微期に減少する憂なし、又間接税の納税者は、直接に其負擔を爲さざるを以て、人民の注意行届かず、政府をして濫費に陥らしむるの恐あり、直接税の納税者は、直接に負擔の苦痛を感じるを以て、人民の注意監督は自ら行届き、政府をして冗費を節せしむ、故に此兩税收入額の割合は、財政上特に注意を要す、我國現時兩税收入額の割合は、列國に比して、其當を失する所なき乎。

列國直税及間税の割合 (一九〇三—四年)

	直 税	間 税
英	五三九、五〇〇、〇〇〇	六五四、〇〇〇、〇〇〇
佛	五六六、五二四、〇〇〇	六四四、四一八、〇〇〇



普 一六〇  
 一〇、二三三、〇〇〇  
 四七、一八三、〇〇〇  
 伊 二八八、四五九、〇〇〇  
 二七二、九四三、〇〇〇  
 日 一六一、六七二、〇〇〇  
 一七五、一九二、〇〇〇

此表に依れば、英佛の二國は、直税の額間税の額よりも少く、普伊の二國は、直税の額間税の額よりも多し、英國は今を去る四五十年前に在りては、直接税の額は、間接税の額の三分の一強に居り、不均衡を極めたれども、近事漸次其均衡を復し、左表の如き割合を示せり。

英國の間税直税の割合

年度	税 總 額	間 税	直 税
一八六一	六四、〇〇〇、〇〇〇	六、二	三、八
一八九一	八三、二〇〇、〇〇〇	五、六	四、四
一八九五	九二、四八二、〇〇〇	五、二	四、八
	一人當間税		一人當直税
一八四一	一、七三		一、〇一

一九〇五

一、四九

一、二六

我國直税の割合は、英佛と同じく、間税の額遙に直税の額に超過す、今夫れ税制を改正するに當りては、深く此點に注意し、少くとも間税の額は直税の額に超過せざらんことを期し、貧富兩者負擔の均衡を維持せざる可らず。

關稅政策の必要上、特に或一國若くは或物品に限り、間接税を増加したる結果、此兩税の均衡に影響する場合は、本文の例外たるべし。

税制改正案

- 一、田 租
- 一、郡村宅地
- 一、市街宅地
- 一、雜地租
- 一、北海道地租
- 一、營業税

【八】 税法の整理



- 一、 鑛業税
- 一、 通行税
- 以上直接税
- 一、 賣藥
- 一、 鹽專賣
- 一、 織物税
- 以上間接税

右の十一税目を廢止する事

一、 財産税 (新設)

一、 相續税 (修正)

一、 所得税 (修正)

右三税目を以て、前項十一税目の廢止に依りて、生じたる收入の缺陷を填補する事

### 説明

#### 時勢の要求

税制の改正は、時勢の要求にして、現時一日も緩ふすべからざるの緊急問題なり、試に回顧せよ、十數年前迄は、我國の課税物件中、最も主要の位置を占めたるものは、土地にして、其地價は十四五億圓の間を上下せり、然るに諸會社の資本金は、日露戦争前既に十有餘億の多きに登り、戦後の今日更に七八億圓を増加す、前途二十億を以て算するの期は最早遠きにあらざるべし、單に法定價格の上より見れば、諸會社の資本額は、遙に地價に超過し、課税物件の首位を占むるに及べり、近き十年間に於ける國富の變遷も、亦大なりと云ふべし、加ふるに土地の如き、市街宅地中には、賣買價格は法定地價の數十倍に上れる所あり、田畑若くは山林中にも、市街接近の地に於ては、數百倍に上れる所あり、耕地中にも、交通機關開通の變化により、六七倍乃至十倍に達せる所なきにあらず、又同じく會社の株券中にも、五十圓券が今尙ほ辛ふじて額面の價格を保持するに過ぎざるものあり、五十圓券が百圓二百圓に上れるものあり、其他個人の富は、其形體に於て又其時價に於て、種々の變化を示し、其盛衰消長一見驚くべきものあるの今日に方り、十數年乃至二三十年前の舊税法に準據して、租税を賦課せんと試む、如



何なる手腕家、如何なる博識家ありて、其衝に當るも、課税の公平は到底望むべからざるの事たり、否、假令一步を進めて現行の税制に多少の修正を加へたるとして、既に課税の物件に此大變動を生じたる以上、課税其所を得ざるは何人も之を知るに難からず、若し夫れ納税者にして、偏重偏輕の負擔を甘受し、當局者にして無爲國費の缺乏に満足せば止む、苟も課税其所を得て、國費を充足せんと欲せば、税制の根本的改正は、時勢の要求にして、國家一日も緩すべからざるの緊急問題に屬す。

## 地 租

我國現存の地租は、田租、郡村宅地租、市街宅地租、雜地租、北海道地租の五種に分れ、市街郡村兩宅地及其他の土地との間には、税率に百分の五、五、百分の一三及百分の二五等著しき懸隔を生じたり、此差等を附したるが爲め、大觀上市街宅地、郡村宅地及其他の土地との間に於ては、其賃貸價格又は賣買價格に税額を割當るときは、幾分公平に近づきたる感なきにあらざれども、中央目貫の市街地と、極端の市街地との間、若くは極端の市街地と、接近の郡村宅地等の間に於ては、却て負擔の均衡を失したる所多か

らずとせず、此際政府が前議會に提出せる市街宅地價修正法案に對し、更に幾分の修正を加へて、地價修正を斷行せば、甲乙丙市街宅地間の不公平は、或は幾分之を矯正することを得べきも、接續の郡村宅地及其他の土地との間、負擔の不公平は、之を矯正するに道なし、畢竟市街宅地、郡村宅地及其他の土地等、種々の名稱を附して、土地を區分し、税率を異にせるの結果に外ならず、故に此地種の區別を全廢し、一定の方法に依り、地價を算出し、之に課するに同率の税を以てせば、土地と土地との間の課税は、或は其均衡を保つことを得べし、而かも此方法にて、土地所有主と、他の財産又は證券所有主との間に於ては、尙ほ課税の均衡を保つの保證と爲すに足らず、他により善き修正案なくんば已む、若しより善き修正案あらば、寧ろ現行の地租を全廢し、他の税制の下、地主も、他の財産家も、彼此公平に國費を分擔せしむるの方法を選むの優れるに如かず、是れ吾人が地租全廢を主張する所以なり。

## 營業稅

近時著しく盛運に向ひ、其富力將に地主を凌駕せんとするは、此税法の下に在る商



工業者なり、現に前項時勢の要求中に記せる如く、諸會社資本の如きは、俄然八億萬圓を増加し、其總額は今や二十億萬圓以上に上れり、而して此株券中には、其市價額面の二三倍乃至三四倍に上れるものもあれば、實際の市價は果して幾許の額に達すべき乎、蓋し三十億を下らざらん乎、諸會社既に然り、他の個人商工業者の發展亦知るべきのみ、然るに此營業稅の總額を見れば、千九百三十七萬餘圓に過ぎず、之を地租の八千五百餘萬圓に比すれば、其四分の一に充たず、其間の輕重知るべきのみ、此大體の觀察よりすれば、營業者は悉く地主に比して輕稅を負擔するが如きも、實際は然らず、營業者中亦不當の重稅に苦む者少なからざるは事實の證明する所なり、此の如き不可思議の現象を示す所以のもの、營業稅法中に列記せる課稅の標準繁雜に失して、正鵠を得ず、甲乙輕重あるの致す所のみ、果して然らば營業稅は、他の直稅に比して均衡を失せるのみならず、同じく營業稅を負擔する者の中に於ても、甲乙負擔に輕重あるを免れず、營業稅は實に現行稅法中惡稅の一なりと云ふも不可なし、今假りに此稅法に修正を加ふるの方針を取るものとするも、此稅の負擔者をして、他の負擔者と其負擔を均一ならしむるは、到底期し得べきにあらず、寧ろ此稅を廢止し、他の方法に依り、之を

徵收するの優れるを信ず、是れ吾人が營業稅を廢止せんと欲する所以なり。

### 鑛業稅

鑛業稅は、試掘採掘の二種に區別し、採掘後は千坪に付五十錢、試掘稅は千坪に付三十錢の割合にして、其鑛區より產出する鑛物の分量、又は利益の有無は、全然之を度外に置けり、此の如くんば年々巨萬の利益ある鑛區も、損益羊ふじて相償ふの鑛區も、同一の稅額を負擔するものにして、之を公平の稅法と云ふべからず、其產出高及利益の分明ならざる試掘中の鑛區に對しては、其鑛山の評價若くは鑛區の坪數に課するの外、他に方法なかるべしと雖も、既に採掘期に入りたる鑛山に對しては、鑛石產出の分量又は收益に課するを以て穩當と信ず、故に此鑛業稅法も亦改正の必要あり、既に改正の必要あるを認めば、寧ろ之を全廢し、他の一定の方法に依り、課稅するを以て可とす。

### 鹽專賣及通行稅



鹽專賣は、昔者歐洲列國の間に行はれたることあるも、鹽は人生一日も缺くべからざるの必需品にして、細民の生命と云ふも不可なきものなるを以て、佛國を首とし概ね其專賣を廢止せり、今や政府の力にあらざれば、其採掘に便ならざる伊太利の山鹽、英領印度等に古代の遺物として其法の存在するを見るのみ、故に政府が此專賣法案を提出せる當時も、反對論の沸騰せるは、今猶ほ世人の記憶に存する所なるべし、然るに此案の通過せるもの、畢竟國民が忠愛心の深き爲め、軍費供給の急に制せられ、一時其不利を忍びたるに過ぎず、而して此法施行以來の實驗は、各地鹽價の暴騰に於て、製鹽分量の制限に於て、製産者及需要者の苦情に於て、買上價格の引下に於て、專賣經營費の多額なる點に於て、着々失敗の蹟を露出せり、鹽專賣法の廢止せざるべからざるは、既に輿論の公認する所なり。

通行税に至りては、多言を須るす、交通便ならざれば、社會進まず物産開けず、國運の發展を希望する政府ならんには、國民双互の交通は、寧ろ之を獎勵するの方針を取らざるべからず、然るに人民の通行に對して、徵税を試む不道理も亦甚しと云ふべし、國民の此税を默過せるは、戰時たるの故に外ならず、戰後の今日斷然之を廢止せざるべ

からず。

### 廢税に代用する新税

税制改正を行ふに當りては、以上の六税目は、斷然之を廢止し、之に代ふるに財産税を起し、所得税法を修正し、之を補充するを以て得策とす、以上の六税目には、救ふべからざるの弊害附隨し、納税者の苦痛少からざるは、各税目の項既に其要を盡したれば、重ねて茲に之を云ふとを要せず、財産税を起さば此廢止すべき六税目の課税物件は、不動産も又動産も悉く之を網羅し、既往の弊害をば全然一掃し去るは、勿論實力課税主義を應用して、地主にも、商人にも、工業者にも、財産家にも、又貧民にも、其實力に相當せる均一公平の課税を爲すことを得べし、左に其方法を略述すべし。

### 土地

土地は、市街宅地、郡村宅地、田畑及山林等從來の名稱區分を廢止し、全國一般に同一方法を用ゐて、年分の賃貸價格を調査し、小作穀物の分は之を平均時價に換算し、山林



の如き賃貸價格なき地は、適當評價に依る、壹段歩又は一坪當りの收益金額を四朱利にて除し、得たる金額を以て、一段歩又は一坪當の地價と定め、此地價に對して一定の稅率を賦課するなり、此方法に依りて、財産稅を課すれば、土地の所有者は、都會の者も、郡村の者も又農耕者も同じく年々得る所の收益の分量に従ひ、相當額を納稅するが故に、土地所在の位置に依り、甲乙負擔に輕重なきのみならず、市街郡村孰れの地主も均等の負擔に任ずることゝ爲るべし、第二十二議會に於て、政府が市街宅地修正案を提出せる當時の如き、某々の都會は、此修正の爲めに負擔を増さざるべきを豫期して、此案の通過を希望し、某々の都會は、此修正の爲めに、負擔の増加すべきを豫想して、此案の通過に反對し、互に紛争疾視するの醜狀を演じたりき、都鄙地主の間利害を異にして、此の如く紛争する所以のもの、修正案其物が公正を缺き、負擔に輕重を生ずるの虞あるに依る、吾人の提議に従ひ、財産稅の一部として一定の課稅を爲すに於ては、各地主の間寸毫も負擔に輕重なければ、稅制上利害得失の争あるべきの理なし、若し苦情起るの日ありとすれば、前途國費大膨脹の結果今より數層の重率を課し、一般の地主其負擔に堪へざるの時期のみ、此稅制改正の爲めに、生ずる均一の負擔を拒むもの

の如き責任を他に譲り、己れ獨り納稅を免れんと欲するの徒にして、國民の義務を辨せざるものと云ふべし、此徒の苦情は吾人之に傾耳するを要せず。

### 家 屋

家屋は、土地に次ぐの資産にして、賃貸するものは、之が爲に相當の收益を取得し、自ら住するものは、之が爲に相當の福祉を占有す、家屋を賃貸するもの又自家に住するもの、孰れも皆其家屋に依りて、實力の所在を表示するものなり、故に其賃貸價格を基礎とし、一年分の收益高を四朱利(土地同様)にて除し、得たる所の金額を家屋の實價と認め、財産稅の一部として、一定の稅率を賦課す、但山村僻地にして賃貸價格の比準なき所は、評價法を用ふべし。

### 諸會社資本債券及公債

諸會社の資本は、戰前に於て既に十有餘億の高に上れり、戰後の今日は舊會社の増資新會社の創立等あり、近き一年間七八億圓の増加を示せりと云ふ、其發達の速力實



に驚くべきものあり、然して此等會社の中には其株券尙は額面五十圓に居据りのものあり、或は二倍三倍乃至四五倍に騰貴せるものあり、若し夫れ一々其市價を算出せば、諸會社の新舊株券は、其呼價三十億圓の巨額に達するも知るべからず、實に一二位を占むべき國富の表示なりと云ふて可なり、然るに此國富中一二位を占むべき諸會社の資本及債券は、從來營業税の下にありて、課税の義務に任じたれども、同税法の不備其要を得ざるが爲に、此偉大の富は、土地と同じく、均等の納税義務を負ふに至らず、不當の課税を受けたるは、遺憾千萬と云ふべし、今財産税の一部として、此資本、債券及公債に課税するに當り、其配當利率を基礎として、其額を四朱利にて除し、得たる所の金額を其總資本額と認定し、此額に對して一定の税率を課すべし。

### 其他の財産

前各項に列記せる財産の外、個人の營業資本、船舶、鑛山、鐵道、工場、諸器械、牛馬、獸畜等、所有る財産にして、收益を標準として其實價を算出し得るものは、前項同様の方法を用ゐて、之を算出し、其收益を標準とする能はざるものは、相當の評價法に依りて、其實

價を算出し、以て課税の財産額を定むべし、尙ほ他人の一見認識し得ざる財産は、本人の届出に待つの外なし、此場合に於ては嚴重の制裁を設け、財産を隠匿せるもの若くは虚偽の届出を爲せるものは、容赦なく處罰するを要す。

### 所得税法修正

財産税は、總ての財産を含蓄し、其區域廣大總ての財産家に普及すと雖も、財産を有せずして所得あるもの亦少からず、單に財産税法のみを起して、他の直接國税法を廢止するときは、此種の實力あるものを、全然課税の範圍外に置くの不都合を生ずべし、故に財産税法に兼るに、所得税法を以てし、彼此相補ふにあらざれば、圓滿合理の税法たることを得ず、或る財政學者は、單一所得稅主義を主唱す、此説は道理に於ては、完全缺くる所なしと雖も、所得の一財源に依りて、國家必要の(直税方面よりする)歳入を得るは、現在何れの國に於ても、未だ期すべからざる事に屬す、故に普の如き又關の如き、此二税制を並行して其缺點を補ふの計に出でたり、吾人亦此二税制を並行するの利あるを信ず、財産の所得は正確にして、勞役の所得は不確實なり、故に財産の所得には



重く課し、勞役の所得には軽く課することは固より合理の處置なれども、所得單稅主義若くは財産單稅主義を採用するときは、此區別を立ること難し、然るに此兩稅制を並用するときは、財産の所得は既に財産稅を賦課せられたる殘餘なれば、所得稅法に於て財産勞役の收入に同一率の稅を課するも、財産の收入に重く課し、勞役の收入に軽く課するの主義は、自ら之を實行することを得べし。

### 實力主義應用の程度

財産及所得の多きものは、其多き丈け實力を有し、財産及所得の少なきものは、其少き丈け實力の乏しきは、論を須たず、故に實力主義を極度に應用すれば、財産稅法にも又所得稅法にも、同じく累進法を適用して、其末等を減免し、財産及所得の金高増加するに従ふて、各階級其稅率を高めざるべからず、歐洲中此計に出でたるの國なきにあらず、又一步を譲りて此主義を緩に應用すれば、所得稅のみに累進主義を適用し、財産には平等率を課するを以て相當とす、吾人は前者を取らずして、寧ろ後者を取らんことを望む、現行の所得稅法にては、住家所有主自身の賃貸價格は、所得中には算入せざ

るも、此住家の賃貸價格は、所得中に算出するを以て過當とす、然らざれば借家人は所得稅を轉嫁せられ、自家に住するものは、所得稅を免るゝの不都合を生ずべし。

### 財産及所得稅

今第三案に依りて、根本的稅制改正を斷行し、十一稅目を廢止し、財産、所得及相續の三稅を以て、之に代ふる者とせば、其結果如何、此場合第一に起るべき問題は、我國納稅者の財産總額は、幾百億圓に上るべき乎、其納稅率は幾許に定めば、此廢稅の缺陷を補充するに足るべき乎に在り、故に此問題を解決せんが爲め、別紙財産表に依り、納稅者の總財産額を調査せり、我國は既住國勢調査の事、完全に行はれず、正確なる統計の引證すべき者に乏しく、殊に調査上最大必要なる時日、經費、適任者等を缺けるを以て、完全の調査は、固より望み得べきにあらずと雖も、此事情の下に在りて、余輩は能ふ限りの力を盡し、此財産表を作成したり、此表中に列記せる十大目錄中、其數の最も正確なるは、諸會社の資本、公債、社債、船舶(個人所有)貯金及預金、家畜にして、之に次て稍根據あるものは、土地、家屋、鑛山なり、就中一も據るべきものなく、其數の測知し難きは、個人の



營業資本なれども、農民が現在一戸平均一町歩内外の土地を有し、關東農業地平均一  
千圓前後の財産を所有する點より推究すれば、商人は預金を別にして、商品現金等を  
合せ、少くも營業資本一戸平均五百圓以下に下らざるは疑を容れず、故に此表は其最  
低度を標準として積算せり、而して此調査の結果は、我國納稅者の財産總額、實に一百  
五十九億六千六百七十二萬五千八百三十二圓なることを表はせり、別項廢止すべき  
十一税目の収入總額は、一億四千二百萬九千二百八十二圓なるを以て、此缺陷を財産  
税にて補充するものとすれば、其稅率は百分の一を要せず、千分の八、九に定むるを以  
て足れりとす、況んや所得稅法に豫期の改正を加ふれば、其稅率を増さざるも尙ほ數  
百萬圓の増收入あるの算なるに於ておや、又況んや余輩が第三案に掲記せる方法を  
用ゐて、財産を評價せば、其結果或は此想定額に超過すべきの望あるに於ておや、稅率  
は千分の七乃至八の間に定むることを得べし、試みに之を舊地租に比較せん乎、現在  
の田畑租は、法定地價百分の五、五なり、然るに此財産調査に於ては地價を法定の四倍  
と假定せり、即ち法定百圓の地價(平均の場合)は四百圓と爲るべし、而して四百圓の百  
分の八、五は、法定地價の三、四に相當す、故に此改正に依りて、土地所有者は、百分の二、一

を輕減せられ、國費負擔の不公平を免るゝに至るべし、賃賃價格又は小作料を基礎と  
して調査せる結果、總地價の額余等の想定、即ち法定地價の四倍以上に上ることあら  
ん乎、土地の負擔は舊法定地價三、四を超過すべきは必然の數なれども、其代りには總  
財産額其割合に増加すべきが故に、財産稅率は尙一層の下位に定むることを得べし、要  
するに此稅制の基礎とする處は、商工農同一なるを以て、彼此の間輕重苦樂の別を生  
ずることなく、稅率の増減は一般國民共通の苦樂に外ならざるに至るべし、此稅制の  
下分蓋も財産を隱匿し能はざるものは、不動産又は有價證券等の所有者にして、比較  
的脫稅の便あるものは、外部より認定し難き動産類の所有者なり、此一事は普蘭及米  
等此稅制を實施せる國々の共に憂とする所なりと雖、我國現行營業稅の如きは、一層  
甚しき弊害あるは、識者の既に公認する所なり、此營業稅に比すれば、財産稅に附隨す  
る此缺點の如きは、固より論ずるに足らず、要するに此改正に依り十一税目を削りて、  
稅制を單純にするの目的を達し、大に徵稅者及納稅者の手數と費用とを省き、納稅者  
間甲乙の負擔を均一にし、堪ゆべからざるの惡稅を廢棄して、細民の苦痛を一掃し、一  
朝事あるの日に於ては、單に其稅率を動かさば、容易に數千萬圓の増收を爲すことを



も得べし、現在に於て圓滿に實力課税主義を應用するの道此方法を除きて、他に其法あるを知らざるなり。

課税財産目録

一土地 五十六億二千二百十三萬一千九百六十八圓

明治三十八年一月調民有有租地價十三億七千九百二十六萬八千四百二十四圓を四倍して得たる額

(參照)全國平均地價一段歩につき田三十五圓四六十錢畑九圓四十五錢

二家屋 十四億六千八百八十三萬一千六百圓

明治三十六年十二月三十一日調現住戸數八百七十二萬五千五百四十四戸を百五十倍(一戸平均百五十圓)にして得たる額

三諸會社資本 三十三億五千八百三十七萬九千五百二十圓

明治三十七年十二月三十一日調諸會社資本金十二億六千二百六十八萬七千七百二十圓に對し八朱の配當と見做し四朱の定率(大藏省調に據れば普通銀行の年配當は八朱二厘一毛貯蓄銀行の年配當は九朱三厘二毛となるを以て之を類推せ

ば諸會社平均配當額は八九朱の間にあるものと認めらる然れ雖今回の調査に付ては暫く最低歩合即ち年八朱の配當と見做し四朱の定率にて除せり)にて除したる額二十五億二千五百三十七萬五千四百四十圓に三十八年七月より三十九年十月に至る新設及擴張事業資本金累計八億三千百萬四千八十圓を加へて得たる額  
但鐵道會社の中買收済となれるもの日本鐵道山陽鐵道甲武鐵道北海道炭礦鐵道の四會社あり其資本は本項の中より控除し更に買上額を公債の部に編入すべきものにして其金額の約五分の二を増加すべきも其筋に於て未だ精確なる買上價格を決定せざるを以て暫く本項の中に算入せり

四内國債 十一億八百八十八萬四千六百七十一圓

五地方債 五千七百二十六萬八千九百四十一圓

六社債券 九千三十九萬八千八百八十圓

東京商業會議所に於て司法省登録臺帳に據り明治三十七年十二月三十一日現在額を調べたるもの

七個人所有汽船 二千五百四十六萬二千八百七十圓



明治三十九年十月三十一日逓信省調社外船三十七萬八千四十一噸に對し一噸七十圓と評價して得たる額

八鑛山 二億九千二百二十七萬二千四百七十圓

明治三十七年全國重要鑛產物額五千八百四十五萬九千四百九十四圓に對し純利二割と見做して算出したる額

九個人營業資本 二十六億千七百六十六萬三千二百圓

明治三十六年十二月三十一日現在戶數八百七十二萬五千五百四十四戶中營業に従事せるものを六割とし一戶營業資本を平均五百圓と見做して算出したる額  
十貯金及預金 十二億九百三十三萬二千八百八圓

明治三十九年十月二十九日逓信省調郵便貯金六千三百八十二萬九千六百十一圓同年十月三十一日日本銀行調銀行預金十一億四千六百五十萬三千百九十七圓を合計して得たる額

十一家畜 一億一千四百八十萬六千九百四圓

明治三十六年十二月三十一日調牛馬羊豚に對する頭數及價格左の如し

頭	一頭の價	計
牛	一、二八六、一一六	四〇
馬	一、五一四、七四五	四〇
羊	六四、六九五	一〇
豚	二、一二五、六九	一〇
計		一一四、八〇六、九〇四

合計金百五十九億六千六百七十二萬五千八百三十二圓

廢止税目及金額

税種	金額
第一 田租	五五、二四八、二二九
第二 郡村宅地	八、六七九、七二四
第三 市街宅地	七、二〇二、〇五四
第四 雜地租	一三、九六八、七二七
第五 北海道地租	五一〇、三七八



第六 營業稅	二一、八五四、三〇七
第七 賣藥營業	二〇、四六四〇
第八 鑛業稅	二〇、四一、一九三
第九 通行稅	二、三三七、八三四
第十 鹽專賣	一〇、五〇〇、〇〇〇
第十一 織物稅	一九、四六二、二九六
廢稅總額	一四二、〇〇九、二八二

當時西園寺首相の内閣も亦税法整理の巨むべからざるを認め、阪谷大藏大臣主任と爲りて、税法調査會を組織し、各省の官吏、貴衆兩院の議員、民間の實業家等を集めて、之が調査に着手し、半歲以上の日月を費して、一種の整理案を作成し、以て二十四議會に提案せり、此案を作るに當り、政府が事業の困難を避けて、根本的の改正を欲せざる、收入の減少を厭ふて、税目の加除を欲せざるとに依りて、姑息の修正を爲すに止たりと傳ふれども、事の真相は余輩門外漢の知る所にあらず、要するに此整理案の實質は、余輩國民の期待する所に副はず、税法の改善と云はんより、寧ろ税法の彌縫と云ふ

を以て遺評とす、或二三の點を捉へて、之を評すれば、税法の紊亂と云ふも亦不可なし、當時以爲らく、此の如き姑息彌縫の整理案の可決して、一時を糊塗し、禍根を將來に遺さんよりは、寧ろ之を廢棄して、更に時代の要求に應すべき適切な整理案を提出せしむるの優れるに如すと、乃ち左の批評を起草し、之を貴衆兩院の議員其他に配賦し、以て參考の資に供せり。

### 税法整理案批評

#### 緒論

我國の財政は、日露戰役後未曾有の大膨脹を爲し、一躍三倍弱の巨額に登り、歳出入ともに六億數千萬圓を呼ぶに至れり、此歳入にして基礎確實不動の金額ならんには、敢て深く憂とするに足らずと雖も、此歳入の一半は、戰時強制の特別税を含蓄し、世間呼んで惡税と稱するもの、二三にして止らず、其中文明に逆行するの税目あり、細民に對して益々苦痛を感せしむるの税目あり、其結果一層納稅者の負擔に偏重偏輕を加へ、課税の公平を失せり、加ふるに財政は一時的彌縫の計に依頼し、臨時の收入を以て



其缺陷を補填せるが爲め、今年は辛ふじて收支の均衡を保持することを得るも、明後年に至らば歳入を以て歳出を償ふに足らず、一億圓以上の不足を生ずるの虞あり、此時に當り政府にして過去彌縫の失策に反省し、財政の常經を履まんと欲せば、歳出を收縮して收支相當るの豫算を編成する乎、然らずんば税法を整理して、悪税を廢止し負擔の偏輕偏重を矯め、國民各自の實力に相當する税法を設け、公平に其不足額を分課する乎、二途其一に出るにあらざれば、財政の鞏固は得て期すべからず、戦後識者が現政府に期待せる所實に茲に在り、是れ國民が戦後に於て豫算の編成と税制の整理とに重望を屬し、一日も早く其結果を知らんことを欲せる所以なり。

#### 現行の税法

現行の税法は、歐米先進國の税法全部を其儘我國に移入せるにもあらず、又財政の學理を應用して、統一ある新税制の施行せるものにあらず、維新以來四十年間、國費漸次に膨脹して歳入の不足ある毎に、新税目を設け、或時は往昔普國の制に倣ふて、營業税法を布き、或時は英國の制に擬して、所得税法を定め、或時は歐洲の古制に則りて、消費税を課し、新税に重ぬるに新税を以てし、増率に重ぬるに増率を以てせるに外なら

ず、略言すれば必要に應じて手當次第に新税を徵收せるものなり、故に現行の税法には彼此の脈絡せる所なく、又統一あるを見ず、比喻を擧げて之を云はば、現行の税法は最下等動物、即ち無血蟲に類す、無血蟲は其關節を寸斷するも、尙其生命を保つ、此の如き、税法は組織不完全なる野蠻國に於ては、生存することを得べきも、組織完備せる有機體、即ち文明國に於ては、一日も其存在を許すべからず。

現行税法は、前項記するが如く不完全にして、獨り財政の整理に適合せざるのみならず、又我國今日の實際にも適當せざるの法制なり、加ふるに日露戰爭當時軍費支辨の急に驅られ、得失を研究するの暇もなく、善惡を識別するの時もなく、義勇奉公の一念より、苟も徵收の餘地ある所には新税を課し、増税を行ひ、所謂非常特別税法を實施したるものなるを以て、從來不備なる税法は、一層の不備を加へたり、戦後の今日冷靜なる眼識を以て、具に現行税法を審査すれば、其缺點屈指に遑あらず、此缺點を知らざる柔順無智の人民は、現行税法の下、尙甲乙輕重顯著なる負擔に默從するやも知る可からずと雖も、苟も此不公平を認識するの明ある國民は、決して現行税法に甘從せざるべきを信ず、現行税法豈に根本的大改正を加へずして可ならんや。



税法は、近時財政學者の定論に照合するも、又歐洲列國の實行的趨勢に參酌するも、實力ある者より、實力相當の税額を徵收するより公平且確實なるは、あらず、略言すれば、人民各自年々の収入高に應じて、農業者、工業者及商業者等の區別なく、均しく其所、有財産の収入に課税するに在り、此場合に在りては、財産の収入以外、不確實の収入に對し、斟酌を加ふることは、勿論當然の措置なり、若夫れ此方針を取りて、税制を整理せんと欲せば、現行複雑の税制を革新し、一税目の下、稍同種類の税を合一して、新に財産税を起すも可なり、又新に収益税を起すも可なり、此の種の新税法を實行せるの例は、現に普蘭の二國に在り、取りて以て模範とするに足る、此方針に依りて、税法を整理するときは、課税の標準複雑にして、其實行上困難と不公平とを免れざる營業税の如き、宅地、田畑、山林、原野等の名稱及税率を異にする地租の如き、其他鑛業税、取引所税、賣藥税及織物税の如き、就れも之れを廢合して、一税目中に統一することを得べく、而して其税率の如き、一圓の収入に對して、何錢と定めば、農工商業を始め、其一般の納税者は、其實力相當に國費を均分して、公平の負擔を爲すことを得るに至るべし、其税率の定

め方に依りては、國庫の収入は多少増加するの餘地なきにあらず、此財源に依りて、鹽專賣通行税及織物税等、世間に不人氣の惡税を廢することも亦難きに非ず、此根本的大改正を斷行するときは、從來の自己の収入に比し、過重の税額を負擔せるものは、其税額を適度に輕減して、苛征の苦痛を免るべきも、自己の収入に比し、過輕の税金を負擔せるものは、其税金は收入相當に増加するを以て、若干の増税を免れざるべし、然れども日本の國土に棲息する五千萬の國民は、均しく帝室及國家に對して、忠實の臣民たらざるべからず、均しく忠實の臣民なり、國家の發展上免るべからざるの國費を、平等に分擔する上に於て、毫末も苦情あるべきの理なし、此場合若し自己の納税額が、從來に比し、幾分増加するが爲に、此改正に反對するものあらば、己れ正當國費の負擔を免れ、之を他の良民に嫁し、同胞を苦めて、逸樂を貪んとすもの、雷に其心事の陋劣なるのみならず、帝室及國家に對し、不忠の鼠輩たるべし、我國民は有事の日、其生命及財産を國家に貢獻して、辭せざるの民なり、決して此の如きの行爲に出るものなきを信せんとす。

然れども此根本的改正は、我國維新以來四十年の久しきに涉り、税法の間に蟠れる



積弊を一洗するの大事業なり、決して容易に成功すべきにあらず、現に税制の學理に通曉せる人に乏しからざるのみならず、手腕學術兼備の藏相を有せる普國にして、猶ほ且此改正を斷行するに當りて、種々の困難に遭遇せるの實歴あり、當局者にして大的決心を爲し、其位置も又一身も國家に貢獻し、百難を排して遂行するの覺悟あるにあらざれば、到底其成功を期すべからず、只管其椅子に居るの久しきを希ふ、薄志弱行者流の成就し得べき事業にはあらざるべし。

現内閣は、嘗て多年政界に奔走し、國家に生命及財産を貢獻せるの志士其多數に居るの政友會を基礎とし、首相以下二名の大臣は、其領袖より出で、組織せるものなり、戦後の財政如今紊亂せる際に當りては、徒らに其位置を貪るに満足せず、多少斧鉞を財政上加へ、幾分見るに足る可き税法の整理を行ふべきを信じ、一縷の望を税制調査會に屬したり、然るに昨今世間に漏洩せる調査會の結果を熟閱すれば、何ぞ圖らん、姑息の小修正に止り、一も余輩の囑望を滿すに足るの改正なからんとは、豈に浩歎に堪ゆべけんや。

一步を譲りて、余輩が第一に囑望せる根本的の改正は、縱令之を斷行するの氣力な

しとするも、少くとも現行税法に對して、余輩が前項に陳述せる方針を應用し、幾分學理に近き統一あり脈絡あるの修正は、之を成就し得べきの理なり、然るに當局者は、此學理を應用して、實際に適合すべき税法を編成するの勞猶且つ之を避け、一も税法に斧鉞を下さず、税率の小變更納税手續の小修正を行ひたるに止めたるは、余輩望外の感なき能はず、適々當局者が學理を應用したる形蹟の存せる所は、各種税目の間に統一と脈絡とを缺きたるが爲、却て税法に一層の紊亂を加へ、複雑の税法は、益々複雑と爲り、税率に輕重の別を生じ、元來重複税を負擔せる同財源の收入に對して、愈々重税を課し、重きに加ふるに重きを以てし、輕きに加ふるに輕きを以てするの實を示せり、思ふに當局者は、故らに此狂態を演せるにあらず、彼等が机上讀み得たる學理を應用するに當り、現行税法を達觀して、其實際の研究を盡さず、所謂の疊水練に依りて、一部の修正を行ふたるが爲め、此過失に陥りたるものなるや疑ふ可からず。

世間有識の士に乏しからず、今回の税法整理案の不満足にして缺點多きは、既に其の大體を認識せられたるを信ず、然れども其細目に至りては未だ盡さざる所少ながらざるを覺ゆ、故に余輩は尙ほ一步を進めて、税法整理案中の重要税目に對し、所見を



披瀝して、世人が税法を研究するの資に供せんと欲す。

一九〇

#### 地租改正

根本的税法整理は、暫く別問題として、地租のみに就て云ふも、苟も此改正に指を染むる以上、全然宅地、田畑、山林及原野等の區別を撤去し、其名稱を單純に地租と改め、賃賃價格を以て、地價算出の基礎と爲し、四朱にても亦八朱にても、現在我國の公債其他正確の有價證券に對するの利廻りを標準として、適度の利率を定め、此利率を以て賃賃價格を除し、其得たる所の金額を以て、公定の地價とすべし、此地價に對して、一定の税率を賦課することに決せば、全國の地主は、宅地の所有者も、田畑其他の土地の所有者も、均しく年々の収益に應じて、相當の税金を納付し、甲乙地主の間税額に輕重の差なく、公平の負擔を爲すに至るべし、此改正にして一旦決行せらるれば、從來宅地租間に存在せるの輕重も、又宅地と田畑其他の土地との間に存在せる地租の不公平も一舉にして之を排除し、地主は其收入即ち實力の多少に應じて、相當の地租を負擔し、甲乙地主の間復た不平の聲を發するものなきに至るべし。

賃賃價格は、倫敦市(每三年賃賃價格を調査更正す)に於けるが如く、其變更ある毎に

届出しむることに定めば、地方の衰微及其他の原因に依り、收入を減じたるの土地は其當時直ちに其割合に従つて税額を減少すべく、之に反して地方の繁盛及其他の原因に依り、土地の收入を増すことあらば、其當時直ちに其割合に従つて、税額を増加すべし、故に地租は此改正に依りて、永久に公平の税と爲り、自今以後全く輕重の苦情を絶つことを得べし、加ふるに向上發展の氣運ある國に於ては、市街宅地は勿論耕作地及森林原野と雖も、其收入即ち賃賃價格は、年々に増進するを常とすれば、地租は此改正に依りて、活氣を生じて彈力ある税目と爲り、將來國運の發達に伴ふ、經費の膨脹に應ずるの一大財源たるに至るべし、今姑息の小改正を行ひ、地租をして彈力なき死税と爲し、五年乃至七年の後、交通機關の開通其他の動機に依り、土地に盛衰の變を招き、賃賃價格に増減あり、地租に輕重の差を生じて、地主間に不平の聲を發するもの多く、再び地租改正を行ふの已むべからざるに會するに比すれば、今日縱令多少の勞あるにせよ、一舉して此改正を斷行するの得策なるは、言を俟たずして明白なり。

然るに此度の改正案は、僅に市街宅地、郡村宅地の區別を廢止し、賃賃價格を基礎として、地價を積算し、其地價に對して、百分の二半の税率を課せんとするに過ぎず、改正



地租條例の第一條に曰く、宅地租は地價百分の二半、其他の土地は百分の五半、北海道百分の四とあり、此改正に依りて、市街宅地と郡村宅地との區別を廢止したるは、儘に税法の一進歩たるを認む、他なし、從來市街宅地及郡村宅地間に存在せる、税率は税額の差を均一にし、宅地主負擔の均衡を保持するに至りたればなり、現當局者は既に兩宅地間の區別を撤去す、何故に尙一步を進めて、其地の土地の區別をも撤去することを得ざる乎、是れ余輩が此改正に應ずるを得ざる所なり。

余輩の所見に依れば、此種の小修正は、未だ以て現在地租の不公平を矯むるに足らず、左に二三の例證を示すべし、其一、地價の増額を舊地價の二十倍に止めたる事是れなり、宅地價修正法案第三條を見るに、宅地價の修正價格は本法に依り定めたる賃賃價格の十倍が、現在地價の二十倍を超へたるときは、現在地價の二十倍を以て其地價とすと云ふに在り。

當局者が、地價修正案中此條項を置きたるの旨趣は、察するに此地價修正の爲めに、法定地價一時數十倍に登り、地租一躍巨額に達して、所有者の苦痛を訴へんことを憂へ、之を防止せんと欲するの用意に過ぎざるべし、然れども今日巨費と時日とを厭は

して、政府が地價を修正するの已むべからざるに及べる所以のもの、明治の初年地租改正を實施せる以來、土地に盛衰の變あり、物價に高低の差あり、従つて土地の収益に顯著なる相違を生ず、地主の負擔均衡を失したるを以て、此弊を矯正して、納税の公平を保持せんとするの旨趣なるや疑ふべからず、果して然る乎、地租算出の基礎を賃賃價格に取り、公平に収益の割合に應じて、地租を徵收する以上は、此修正の結果、其地價舊地價に比して、何十倍に増すも、又何十倍を減するも、何等頓着する所あるべからざるの理なり、修正地價の噸に激増するを制限するの必要を感じて、右の如き方針に出ては、之と同時に、又舊地價の噸に激減するを制限するの必要をも感ずべし、此の如くんば、地價修正は、中間に位する賃賃價格の増減に對しては、地租の公平を得べきも、兩極端に於ける大増減に對しては、少しも矯正の効驗なきに終るべし、極端に賃賃價格の増加せる地主は、之が爲め巨利を占めたるの地主なり、極端に賃賃價格の減少せる地主は、之が爲め大損を招きたるの地主なり、此巨利を占めつゝある者より、其利益に相當する租税を徵收するも、此徵税は修正以後に止るが故に、其地主は修正以前に於て、増加せる賃賃價格より、他の普通地主に比して、より多くの利益を占得し居るにあら